

平成 28 (2016) 年度

自己点検・評価報告書



SHOKEI

尚絅大学短期大学部

目次

1. 自己点検・評価の基礎資料.....	1
(1) 学校法人及び短期大学の沿革.....	1
(2) 学校法人の概要.....	2
(3) 学校法人・短期大学の組織図.....	2
(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ.....	3
(5) 課題等に対する向上・充実の状況.....	6
(6) 学生データ.....	7
(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要.....	9
(8) 短期大学の情報の公表について.....	11
(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について.....	13
(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育、その他の教育プログラム.....	13
(11) 公的資金の適正管理の状況.....	13
(12) 理事会・評議員会の開催状況（平成 25 年度～平成 27 年度）.....	14
2. 自己点検・評価の組織と活動.....	15
3. 提出資料・備付資料一覧.....	21
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】.....	26
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神].....	27
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果].....	29
[テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価].....	35
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】.....	38
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程].....	38
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援].....	48
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】.....	64
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源].....	65
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源].....	76
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源].....	83
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源].....	86
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】.....	92
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ].....	93
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ].....	94
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス].....	97
【選択的評価基準】.....	102
地域貢献の取り組みについて.....	102

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

年 月	内 容
明治21年 5月	熊本市昇町に済々黌附属女学校として開校（創立者佐々友房ら、初代校長内藤儀十郎）
明治24年10月	済々黌から独立して、尚綱女学校に改称
明治29年 4月	尚綱女学校を私立尚綱高等女学校に改称
明治45年 5月	尚綱財団法人設立
大正 9年11月	生徒数の増加、施設面における充実のため、旧飽託郡大江村九品寺（現九品寺キャンパス）に新築移転
昭和22年 4月	学制改革によって尚綱中学校発足（昭和 46 年から平成 6 年まで募集停止）
昭和23年 4月	学制改革によって尚綱高等学校発足
昭和26年 3月	尚綱財団法人から学校法人尚綱学園に組織変更
昭和27年 4月	熊本女子短期大学家政科開設
昭和40年 2月	尚綱学園第 2 校地（現武蔵ヶ丘キャンパス）を購入
昭和42年 4月	熊本女子短期大学家政科を、家政科家政専攻と家政科食物栄養専攻に分離
昭和43年 4月	第 2 校地に熊本女子短期大学幼児教育科を開設
昭和44年 4月	第 2 校地に熊本女子短期大学附属幼稚園を開設
昭和50年 4月	熊本女子短期大学を尚綱短期大学、熊本女子短期大学附属幼稚園を尚綱短期大学附属幼稚園に改称
昭和63年 5月	尚綱学園創立 100 周年記念式典を举行
平成 8年 4月	尚綱短期大学に専攻科・食物栄養専攻を開設
平成12年 4月	尚綱短期大学子育て研究センターを開設
平成17年 4月	尚綱短期大学附属幼稚園新築移転
平成18年 4月	尚綱短期大学を尚綱大学短期大学部、幼児教育科を幼児教育学科と改称。 家政科を総合生活学科と食物栄養学科に改組 尚綱短期大学附属幼稚園を尚綱大学短期大学部附属幼稚園に改称
平成20年 4月	尚綱大学短期大学部専攻科・食物栄養専攻募集停止
平成23年12月	尚綱大学図書館本館（九品寺）完成
平成25年 5月	尚綱学園長期ビジョン（将来像）及び中長期行動計画策定 尚綱学園創立 125 周年記念式典を举行 尚綱大学短期大学部子育て研究センターを尚綱子育て研究センターに改組
平成26年4月	尚綱食育研究センターを開設
平成26年7月	尚綱ボランティア支援センターを開設
平成27年4月	尚綱地域連携推進センターを開設
平成28年4月	尚綱大学短期大学部附属幼稚園を廃園し、尚綱大学短期大学部附属こども園（幼保連携型認定こども園）を開園

(2) 学校法人の概要

(平成 28 年 5 月 1 日現在)

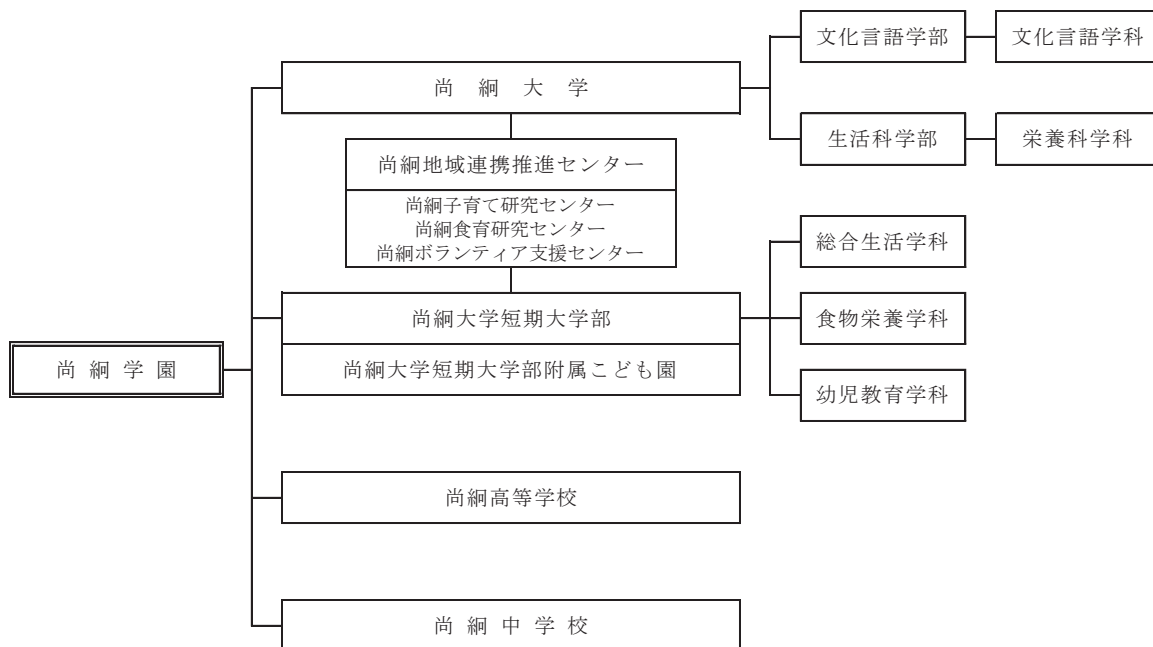
教育機関名	所 在 地	入学定員	収容定員	在籍者数
尚綱大学	(九品寺キャンパス) 熊本県熊本市中央区九品寺 2 丁目 6-78 (武蔵ヶ丘キャンパス) ※1 熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北 2 丁目 8-1	145	600	520
尚綱大学短期大学部	同 上	330	660	551
尚綱高等学校	熊本県熊本市中央区九品寺 2 丁目 6-78	320	960	665
尚綱中学校	同 上	80	240	62
尚綱大学短期大学部 附属こども園	熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北 2 丁目 8-1	※2	290	279

※1 平成 28(2016)年 4 月に楡木キャンパスから武蔵ヶ丘キャンパスに名称変更

※2 0 歳児 6 名、1 歳児 10 名、2 歳児 14 名、満 3 歳児 12 名、3 歳児 80 名、4 歳児若干名、
5 歳児若干名

(3) 学校法人・短期大学の組織図

尚綱学園組織図 (平成 28 年 5 月 1 日現在)



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

平成 27(2015) 年の熊本県の人口は178万6,969人で、ピークであった平成 10(1998) 年の人口186万5,773人から7万8,804人減少しており、今後も減少傾向が続くものと予想される。

一方、熊本市は市町村合併を繰り返し、平成 22(2010) 年には城南町及び植木町との合併により政令指定都市の要件である人口 70 万人以上をクリアし、平成 24(2012) 年には政令指定都市へと移行している。平成 23(2011) 年以降の熊本市の人口は毎年緩やかに増加しているが、これは熊本市への転入超過が主要要因である。

熊本県の人口の推移（人）

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
熊本県人口総数	1,812,502	1,807,201	1,801,495	1,794,623	1,786,969
前年比	△4,924	△5,301	△5,706	△6,872	△7,654

熊本市の人口の推移（人）

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
熊本市人口総数	736,010	737,689	739,541	740,204	741,115
前年比	1,536	1,679	1,852	663	911

■ 学生の入学動向

学生の出身地別人数及び割合

地域	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
熊本県	301	95.0	292	93.9	281	93.0	295	94.2	267	94.7
福岡県	1	0.3	3	1.0	5	1.7	0	0.0	2	0.7
佐賀県	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
長崎県	1	0.3	0	0.0	0	0.0	1	0.3	1	0.4
大分県	2	0.6	0	0.0	2	0.7	0	0.0	0	0.0
宮崎県	6	1.9	6	1.9	6	2.0	3	1.0	5	1.8
鹿児島県	2	0.6	3	1.0	4	1.3	10	3.2	3	1.1
沖縄県	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.4
その他	4	1.3	7	2.3	4	1.3	4	1.3	3	1.1
合計	317	100.0	311	100.0	302	100.0	313	100.0	282	100.0

[注]

- ☐ 短期大学の実態に即して地域を区分する。
- ☐ この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除く。
- ☐ 第三者評価を受ける前年度の平成 27 年度を起点に過去 5 年間。

＜地域社会のニーズ＞

熊本県における短期大学に対するニーズは、18歳人口の減少、専門学校との競合、高校生の四大志向などの影響を受けて、近年減少傾向にある。しかしながら、栄養士や保育士などの専門職資格が2年間で取得できる短期大学に対する地域社会のニーズは依然として根強いものがあり、今後も短期大学への一定の進学者数は維持できるものと思われる。現在、熊本県には短期大学が2校あるが、県外の短期大学への進学者も相当数いることから、県内の短期大学が熊本県における短期大学への進学希望者の十分な受け皿とはなりえていない現状もある。

本学を卒業する学生のほとんどが地元で就職することを希望している。また、本学が開設以来担ってきた短期大学の専門的職業教育に対する事業所の期待とニーズは高く、特に栄養士や保育者に対する求人件数の多さは、本学の卒業生に対する事業所のニーズの高さを示しているものといえよう。ちなみに、平成27(2015)年度食物栄養学科の有効求人倍率は6.79倍（求人件数：448件、就職希望者数66人）、幼児教育学科の有効求人倍率は5.01倍（求人件数：756件、就職希望者数151人）であった。

＜地域社会の産業の状況＞

熊本県の15歳以上の就業者87万4千人の産業別構成比は、第1次産業が11.5%、第2次産業が22.1%、第3次産業が65.3%であり、第3次産業の就業者が圧倒的に多い。しかしながら、第1次産業の構成比は11.5%と少ないものの、平成26(2014)年の熊本県の農業産出額は3,283億円（全国6位）であり（農林水産省：平成26年農業産出額及び生産農業所得（都道府県別）より）、熊本県は典型的な農業県であるといえよう。肥沃で広大な土地及び豊富な地下水を背景に、米や野菜をはじめ、いぐさ、タバコなどの工芸作物、果物等を産出している。特にトマトやスイカの生産量は全国1位を誇るほか、メロン（全国3位）や温州みかん（全国4位）の生産も盛んである。

また、漁業については、天草や有明海における真鯛やふぐ、車海老、海苔の養殖がさかんであり、真鯛やふぐは全国2位、車海老は全国3位、海苔は全国4位の生産量である。そのほか、畜産業や林業など、農業以外の第1次産業も盛んに行われている。

第2次産業については、熊本県が半導体などのハイテク産業や輸送用機械産業を中心とした積極的な企業誘致を進めてきたこともあり、これらの企業の進出がみられる一方で、建設業は、財政健全化計画の下で公共事業関連予算が削減されたこともあり、県内総生産は減少傾向にある。

卸・小売、サービス業などの第3次産業の県内総生産に占める割合は78.1%と全国平均の76.1%を上回っている。特に、政府サービスについては、県内総生産に占める割合が13.2%と全国平均の9.4%を大きく上回っている。これは、明治政府が発足してからごく近年に至るまで、九州における行政の拠点として、多数の官公庁の出先機関が熊本県に置かれてきたという歴史的背景もある。

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

①前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
・総合生活学科では「習熟度別クラス」を編成して、基礎学力の向上に向けた取り組みがされており、他の学科についても同様の試みが望まれる。	・2年次の校外実習に向け、1年次の復習、知識の再確認を目的とした特別講義の実施（食物栄養学科） ・校外実習先からの課題である献立作成に関する個別指導（食物栄養学科） ・習熟度別のクラス編成に代えて、それぞれの科目ごとの個別指導と、個別の学習支援体制を立ち上げている。（食物栄養学科） ・学生の生活状況や学習状況を把握するための委員会組織の設置（幼児教育学科）	・栄養士養成施設という学科の特性上、「習熟度別クラス」を編成するよりも、平常授業に特別授業や個別指導を加えることによって学力の向上を図る方が、学習成果を上げることができると考えるが、更なる検証を重ねていきたい。（食物栄養学科） ・病気、欠席や就学意欲が不十分な学生への多様な対応ができるようになってきている。（食物栄養学科） ・「特別な支援を必要とする学生のための委員会」を設置（幼児教育学科）
・尚綱学園は米国モンタナ大学と提携があるので、更に活発な交流の取り組みが望まれる。	・海外の大学との提携先の増加に向けて取り組む。	・台湾の慈済大学及び韓国の仁徳大学校との大学間交流協定を平成 26(2014)年度に締結
・ボランティア活動は低調であるとしているが、過去に実績があるので、今後は活発に活動されることが望まれる。	・ボランティア講習会の開催 ・ボランティアを支援するための学内組織の整備	・校外実習先の病院の夏祭りでのサポート ・熊本城マラソン大会でのボランティア活動 ・尚綱ボランティア支援センターを平成 26(2014)年 7 月に開設

②上記以外で、改善を図った事項について
該当なし

③過去 7 年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。
該当なし

(6) 学生データ

①入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事項	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	備考
総合生活学科	入学定員	100	100	100	100	100	
	入学者数	69	52	72	49	45	
	入学定員充足率 (%)	69%	52%	72%	49%	45%	
	収容定員	200	200	200	200	200	
	在籍者数	125	118	124	116	94	
	収容定員充足率 (%)	64%	59%	62%	58%	47%	
食物栄養学科	入学定員	80	80	80	80	80	
	入学者数	81	89	82	78	78	
	入学定員充足率 (%)	101%	111%	102%	97%	97%	
	収容定員	160	160	160	160	160	
	在籍者数	166	168	169	157	157	
	収容定員充足率 (%)	103%	105%	105%	98%	98%	
幼児教育学科	入学定員	150	150	150	150	150	
	入学者数	161	161	159	155	150	
	入学定員充足率 (%)	107%	107%	106%	103%	100%	
	収容定員	300	300	300	300	300	
	在籍者数	327	316	322	312	302	
	収容定員充足率 (%)	109%	105%	107%	104%	100%	

[注]

- ☐ 「学科等の名称」欄には5年間に設置された学科等をすべて記載し、設置以前の年度については、入学定員以下は空欄とする。
- ☐ 5年間に学科等の名称変更を行った場合は、最新の名称で記載し、直下の（ ）に旧名称を記載する。
- ☐ 通信教育学科の場合、学科等の名称欄に「通信教育」と記載する。募集停止を行った学科等は、募集を停止した年度の入学定員欄に「募集停止」と記載する。
- ☐ 新たに学科等を新設した場合は、募集年度の入学定員欄に「新設」と記載する。
- ☐ 「入学定員充足率 (%)」欄及び「収容定員充足率 (%)」欄は、小数点以下第1位を切り捨てて記載する。

②卒業者数（人）

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
総合生活学科	84	57	61	46	60
食物栄養学科	94	84	77	82	76
幼児教育学科	162	162	151	162	154

③退学者数（人）

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
総合生活学科	5	5	4	6	4
食物栄養学科	3	2	3	7	2
幼児教育学科	4	4	2	1	6

④休学者数（人）

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
総合生活学科	1	3	4	1	0
食物栄養学科	2	2	3	1	0
幼児教育学科	3	4	1	1	2

⑤就職者数（人）

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
総合生活学科	53	39	43	33	48
食物栄養学科	79	73	66	68	66
幼児教育学科	155	155	144	156	150

⑥進学者数（人）

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
総合生活学科	12	2	3	5	3
食物栄養学科	7	7	7	10	6
幼児教育学科	1	2	1	1	1

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

①教員組織の概要（人）

学科等名	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 〔イ〕	短期大学 全体の入 学定員に 応じて定 める専任 教員数 〔ロ〕	設置基準 で定める 教授数	助手	非常勤 教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
総合生活学科	2	2	2	1	7	4		2	0	22	
食物栄養学科	3	1	2	2	8	4		2	3	17	
幼児教育学科	4	10	2	0	16	10		3	0	29	
(小計)	9	13	6	3	31	18		7	3		
〔その他の組織等〕	—	—	—	—	—				0	0	
短期大学全体の入学 定員に応じて定める 専任教員数〔ロ〕							5	2			
(合計)	9	13	6	3	31	23		9	3		

[注]

1. 上表の「設置基準で定める教員数〔イ〕」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイに定める学科の種類に応じて定める教員数（昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第9条第2項に定める教員数を含む。）を、また、通信教育学科のみを置く短期大学の場合は短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1に定める教員数を、学科ごとに記入し、その小計を①に記入する。
2. 上表の「短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕」②には、短期大学設置基準第22条別表第1のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数を記入する。
3. 上表の「設置基準で定める教授数」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイの備考1に定める教授数（通信教育学科のみを置く短期大学の場合は、短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1備考2に定める教授数）を学科ごとに記入し、その小計を③に記入する。さらに、〔ロ〕の専任教員数に対する教授数を④に記入する。
4. 上表の「その他の組織等」には、設置する学科に所属しない教員（例えば、一般教育科目等を担当する教員や募集停止を行った学科所属の教員等）数を記入するとともに、「その他の組織等」欄に組織名等（募集停止の場合はその年度も含む。）を記入する。該当する教員がない場合、この欄には斜線を引く。
5. 上表の「助手」とは、助手として発令されている教職員をいう。
6. 備考欄には、当該学科の種類（短期大学設置基準第22条別表第1のイにいう「学科の属する分野の区分」）を必ず記載する。

②教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	24	0	24
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	8	0	8
その他の職員	0	0	0
計	32	0	32

[注]

- ☐ 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指す。
☐ 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類する。

③校地等（㎡）

	区分	専用（㎡）	共用（㎡）	共用する他の学校等の専用（㎡）	計（㎡）	基準面積（㎡）	在籍学生一人当たりの面積（㎡）	備考（共用の状況等）
校地等	校舎敷地	48,783	5,700	38,943	93,426	6,600	100	
	運動場用地	0	15,222	0	15,222			尚綱大学
	小計	48,783	20,922	38,943	108,648			
	その他	0	492	0	492			
	合計	48,783	21,414	38,943	109,140			

[注]

- ☐ 基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積
☐ [イ] 在籍学生一人当たりの面積＝[ロ]÷当該短期大学の在籍学生数（他の学校等と共用している場合、当該学校等の在籍学生数を加えた総在籍学生数）

④校舎（㎡）

区分	専用（㎡）	共用（㎡）	共用する他の学校等の専用（㎡）	計（㎡）	基準面積（㎡）	備考（共用の状況等）
校舎	8,738	13,744	11,367	33,849	5,950	尚綱大学

[注]

- ☐ 基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積

⑤教室等

	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
九品寺キャンパス	12	1	9	2	0
武蔵ヶ丘キャンパス	5	1	4	2	0

⑥専任教員研究室（室）

	専任教員研究室
九品寺キャンパス	16
武蔵ヶ丘キャンパス	15

⑦図書・設備

	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕（種）		視聴覚資料 （点）	機械・器具 （点）	標本 （点）
	（冊）		電子ジャーナル 〔うち外国書〕			
本 館	121,679 〔6,302〕	637 〔28〕	0 〔0〕	1,710	—	—
分 館	98,791 〔11,631〕	1,774 〔52〕	0 〔0〕	3,908	—	—
計	220,470 〔17,933〕	2,411 〔80〕	0 〔0〕	5,618	—	—

	所在地	面積（㎡）	閲覧座席数	収納可能冊数
図書館	九品寺キャンパス	1,246.23	67	13.1 万冊
	武蔵ヶ丘キャンパス	894.00	68	11.8 万冊

	所在地	面積（㎡）	体育館以外のスポーツ施設の概要	
体育館	九品寺キャンパス	2472.3	卓球場	
	武蔵ヶ丘キャンパス	4268.5	グラウンド	

※大学・短大共有

(8) 短期大学の情報の公表について

①教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的 に関する事	- 大学ホームページ（情報の公開） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure - 学生便覧
2	教育研究上の基本組織に に関する事	大学ホームページ（情報の公開） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure
3	教員組織、教員の数並び に各教員が有する学位及 び業績に関する事	大学ホームページ（情報の公開） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure

4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	・ 大学ホームページ（情報の公開） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure ・ 大学ホームページ（入試情報→アドミッション・ポリシー） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/nyushi/policy ・ 学生便覧
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	・ 大学ホームページ（情報の公開） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure ・ シラバス
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	・ 大学ホームページ（情報の公開） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure ・ 学生便覧
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	・ 大学ホームページ（情報の公開） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	・ 大学ホームページ（情報の公開） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure ・ 大学ホームページ（入試情報→納付金） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/nyushi/nofu ・ 学生便覧 ・ 募集要項
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	・ 大学ホームページ（情報の公開） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure ・ 大学ホームページ（就職・キャリア） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/career ・ 大学ホームページ（キャンパスライフ） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/campus-life

② 学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	学園ホームページ（情報の公表→事業報告・財務状況） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/disclosure

[注]

□ 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載する。

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

■学習成果をどのように規定しているか。

本学では、学習成果を各学科の教育目的・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を「カリキュラムマップ（履修系統図）」により各科目と関連づけ、各科目のシラバスに記載されている目標を達成するために要求されている技量や能力の修得を学習成果として位置付けている。

■どのように学習成果の向上・充実を図っているか。

「カリキュラムマップ（履修系統図）」及び「成績評価マトリックス」を作成し、教育課程を構造化するとともに、学習成果の測定が可能になっている。

この仕組みによって導き出された測定値・成果が、学生個々の学習状況の評価、学科における教育活動の成果・結果であり、これを学生個々人の学習と反省、学科の教育課程、個々の科目の授業課題として取り上げ、学習成果の向上・充実につなげられるようになっている。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育、その他の教育プログラム

該当なし。

(11) 公的資金の適正管理の状況

文部科学省からの通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」（18 文科科第 829 号）により、本学では平成 19(2007)年 11 月 1 日に「尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における競争的資金等の管理等に関する規程」を定め、その規程に基づいて公的研究費を適正に管理している。また、平成 22(2010)年 3 月 1 日に「尚絅大学・尚絅大学短期大学部研究倫理規程」を定め、研究者が研究を遂行する上で遵守すべき倫理規準を定めるとともに、研究倫理委員会を設置して組織内の体制を整備し、公的研究費における不正防止に取り組んでいる。

(12) 理事会・評議員会の開催状況（平成25年度～平成27年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員(a)		出席者数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	7～9人	9人	平成25年5月24日 15：00～16：50	7人	77.8%	2人	2/2
	7～9人	9人	平成25年7月19日 13：30～14：00	7人	77.8%	2人	2/2
	7～9人	9人	平成25年10月18日 13：30～15：00	8人	88.9%	1人	1/2
	7～9人	9人	平成25年12月20日 13：30～14：45	8人	88.9%	1人	2/2
	7～9人	9人	平成26年3月20日 14：45～15：45	8人	88.9%	1人	1/2
	7～9人	9人	平成26年3月20日 15：50～16：00	7人	77.8%	2人	1/2
	7～9人	9人	平成26年5月23日 13:30～16：10	8人	88.9%	1人	2/2
	7～9人	9人	平成26年7月18日 13:30～15：00	7人	77.8%	2人	2/2
	7～9人	9人	平成26年9月19日 14:00～14：30	9人	100%	0人	2/2
	7～9人	9人	平成26年10月17日 13:30～16：20	8人	88.9%	1人	2/2
	7～9人	9人	平成26年12月19日 13:30～14：30	8人	88.9%	1人	2/2
	7～9人	9人	平成27年3月20日 15:20～16：20	6人	66.7%	3人	1/2
	7～9人	9人	平成27年5月22日 13:30～14：40 評議員会開催による 中断後再開 15:10～15:30	8人	88.9%	1人	2/2
	7～9人	9人	平成27年7月17日 13:30～14：30	8人	88.9%	1人	1/2
	7～9人	9人	平成27年10月16日 14:30～15：45	8人	88.9%	1人	1/2
	7～9人	9人	平成27年12月18日 15:00～15：30	8人	88.9%	0人	1/2
	7～9人	9人	平成28年3月18日 15:30～16：20	8人	88.9%	0人	2/2

評 議 員 会	18～21 人	18 人	平成25年5月24日 15：20～16：10	15 人	83.3%	2 人	2／2
	18～21 人	18 人	平成26年3月20日 13：30～14：40	14 人	77.8%	4 人	1／2
	18～21 人	18 人	平成26年5月23日 14：30～15：20	16 人	88.9%	1 人	2／2
	18～21 人	18 人	平成26年9月19日 13：30～14：00	15 人	83.3%	3 人	2／2
	18～21 人	19 人	平成27年3月20日 13：30～15：15	16 人	84.2%	3 人	2／2
	18～21 人	19 人	平成27年5月22日 14：40～15：10	17 人	89.5%	2 人	2／2
	18～21 人	19 人	平成27年10月16日 13：30～14：30	18 人	94.7%	1 人	1／2
	18～21 人	19 人	平成27年12月18日 13：30～14：55	16 人	84.2%	2 人	1／2
	18～21 人	19 人	平成28年3月18日 13：30～15：25	16 人	84.2%	1 人	2／2

[注]

1. 平成 25 年度から平成 27 年度までに開催した全ての理事会及び評議員会について、理事会・評議員会ごとに記入・作成する。（評議員会については、上表の「理事会」、「出席理事数」を読み替えて作成する。）
2. 「定員」及び「現員（a）」欄には、理事会・評議員会開催日当日の人数を記入する。
3. 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、その人数を外数で記入する。
4. 「実出席率（b/a）」欄には、百分率で小数点以下第 1 位まで記入する（小数点以下第 2 位を四捨五入）。
5. 「監事の出席状況」欄には、「／」の右側に監事数（現員）を記入し、左側に当該理事会及び評議員会に出席した監事数を記入する。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学の自己点検・評価については、学則第 75 条第 1 項において「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」旨規定している。

本学における自己点検・評価活動は、平成 11 年 9 月に短期大学設置基準の改正により自己点検・評価が努力義務化されたのに伴い、同年 12 月に理事長を議長とする自己点検運営審議会及び自己点検実施委員会を設置したことから始まる。

その後、平成 16 年 4 月に第三者評価が法的に義務付けられたのを機に、より実効性のある自己点検・評価体制の確立を目指して、自己点検運営審議会及び自己点検実施委員

会を発展的に解消し、FD・評価委員会を設置した。

FD・評価委員会は、大学・短期大学部における教育研究活動の改善・充実及び教育の質を保证するため、教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取り組み及び教育研究活動等の点検・評価に関する事項を審議することを目的とし、①FDの基本方針の策定に関する事、②自己点検・評価の基本方針の策定に関する事、③FD及び自己点検・評価の報告・公表に関する事、④FD及び自己点検・評価に関する全学的な連絡・調整に関する事、⑤認証評価機関の決定に関する事、⑥その他委員会の目的を達成するために必要な事を審議事項とする。FD・評価委員会の委員構成は以下のとおりである。

〔尚絅大学・尚絅大学短期大学部 FD・評価委員会〕

委員長	学長
委員	副学長 学長補佐（教育担当） 学長補佐（研究担当） 学長補佐（特命担当） 文化言語学部長 生活科学部長 短期大学部部長 認証評価機関対応大学責任者 認証評価機関対応短期大学部責任者 文化言語学科長 栄養科学科長 総合生活学科長 食物栄養学科長 幼児教育学科長 教務連絡協議会議長 図書館長 学園事務局長 大学事務局長 学園事務局総務部長 九品寺キャンパス事務部長 武蔵ヶ丘キャンパス事務部長 大学企画室室長 大学企画室課長 その他委員長が必要と認める者

また、FD・評価委員会の下には、FD推進部会、大学自己点検・評価実施部会、短期大学部自己点検・評価実施部会の3つの部会を設置し、このうち短期大学部自己点検・

評価実施部会については、①自己点検・評価の基本計画の策定に関すること、②自己点検・評価項目の策定に関すること、③自己点検・評価の実施組織に関すること、④自己点検・評価の実施に関すること、⑤その他自己点検・評価に関し必要なことを審議事項とする。短期大学部自己点検・評価実施部会の委員構成は以下のとおりである。

〔尚綱大学短期大学部自己点検・評価実施部会〕

委員長	短期大学部部長
委 員	認証評価機関対応短期大学部責任者 総合生活学科長 食物栄養学科長 幼児教育学科長 総合生活学科教員 食物栄養学科教員 幼児教育学科教員 学園事務局長 大学事務局長 九品寺キャンパス事務部長 武蔵ヶ丘キャンパス事務部長 大学企画室室長 大学企画室課長 その他委員長が必要と認める者

なお、平成 29(2017)年度の認証評価を万全の態勢で受審するには、大学企画室（平成 27(2015)年 8 月 31 日付で FD・評価事務室を組織変更）のみで対応するには限界があり、全学的な組織を構築し早急かつ確実に取組む必要があるため、学長直轄の認証評価プロジェクトチームを平成 27(2015)年 9 月に組成した。プロジェクトチームは、認証評価の受審前、受審中、受審後のそれぞれの時期において以下の役割を担うこととしている。

- ・ 認証評価受審前…認証評価の事前準備と対応
- ・ 認証評価受審中…認証評価実施年度における対等と全体調整
- ・ 認証評価受審後…認証評価後の対応と総括

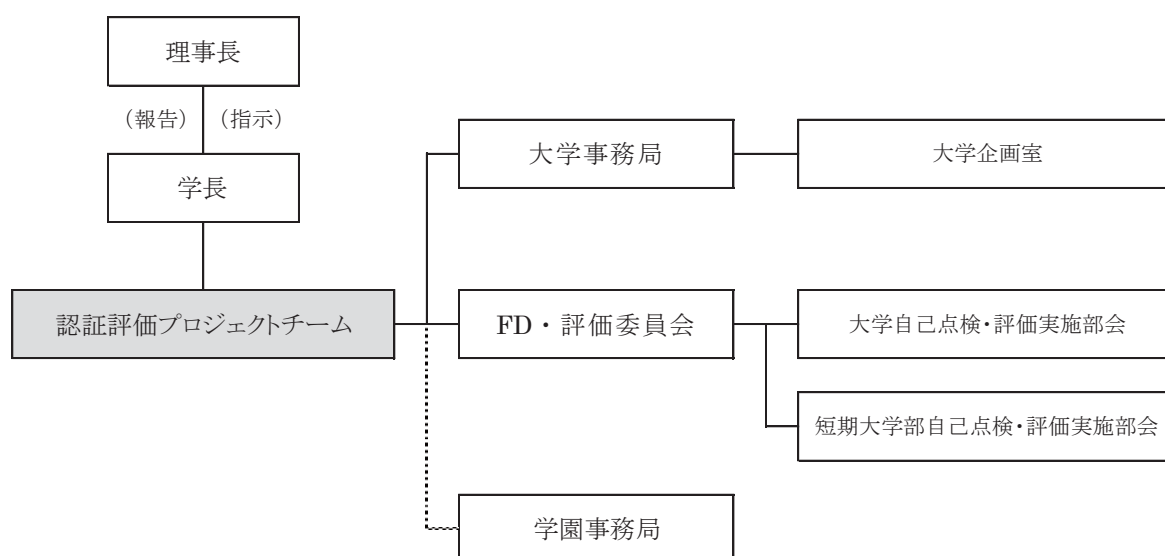
認証評価プロジェクトチームの委員構成は以下のとおりである。

〔認証評価プロジェクトチーム〕

リーダー	学長
メンバー	学長補佐（教育担当） 学長補佐（研究担当） 学長補佐（特命担当） ALO

	大学自己点検・評価実施部会長
	短期大学部自己点検・評価実施部会長
	文化言語学部長
	生活科学部長
	短期大学部部長
	学園事務局長
	学園事務局総務部長
	学園事務局総務課長
	大学事務局長
	大学企画室室長
	大学企画室課長

■自己点検・評価の組織図



■組織が機能していることの記述（根拠を基に）

前述のとおり、短期大学部の自己点検・評価活動は短期大学部自己点検・評価実施部会を中心に展開されている。短期大学部自己点検・評価実施部会では、学習成果が短期大学評価基準で評価の中心的なものとして位置付けられている関係から、学習成果についての検討をメインテーマとして、平成 24(2012)年 10 月 25 日に開催された短期大学部自己点検・評価実施部会より履修系統図いわゆるカリキュラムマップの作成に取り組み始め、平成 25(2013)年 2 月 15 日開催の同部会において、短期大学部 3 学科のカリキュラムマップが完成した。さらに、平成 25(2013)年 9 月 17 日開催の短期大学部自己点検・

評価実施部会では、カリキュラムマップに基づいた「評価マトリックス」が作成されるとともに、これまでの学習成果についての検討結果を踏まえ、平成 28(2016)年度自己点検・評価報告書の作成に取り組むこととなった。

■自己点検・評価報告書完成までの活動記録

年 月 日	内 容
平成 27 年 9 月 16 日	平成 29 年度の認証評価に向けて、認証評価プロジェクトチームが組成された。
平成 27 年 11 月 26 日	認証評価プロジェクトチーム会議において、以下の事項について審議が行われ、承認された。 ・平成 28 年度自己点検・評価報告書（点検・評価対象年度：平成 27 年度）の作成スケジュールについて ・自己点検・評価シート担当部局一覧表について ・自己点検・評価シートについて ・自己点検・評価ワーキング・グループについて ・短期大学部の選択的評価基準について
平成 27 年 12 月 3 日	FD・評価委員会合同会議において、以下の事項について審議が行われ、承認された。 ・平成 28 年度自己点検・評価報告書（点検・評価対象年度：平成 27 年度）の作成スケジュールについて ・自己点検・評価シート担当部局一覧表について ・自己点検・評価シートについて ・自己点検・評価ワーキング・グループについて ・短期大学部の選択的評価基準について
平成 27 年 12 月 11 日	自己点検・評価シートの作成を各担当部局に依頼。
平成 28 年 3 月 22 日	FD・評価委員会合同会議において、以下の事項について審議が行われ、承認された。 ・報告書作成スケジュールの見直しについて ・選択的評価基準に係る自己点検・評価シートの作成について
平成 28 年 3 月 25 日	大学企画室において各担当部局より提出された自己点検・評価シートの内容等を点検し、再提出を依頼する。
平成 28 年 4 月 11 日	選択的評価基準に係る自己点検・評価シートの作成を各担当部局に依頼する。
平成 28 年 4 月 28 日	認証評価プロジェクトチーム会議において、以下の事項について審議が行われ、承認された。 ・第 1 次素案について ・報告書作成スケジュールの見直しについて ・第 2 次素案作成における体制について

平成 28 年 5 月 2 日	各基準の担当責任者に第 2 次素案の作成を依頼する。
平成 28 年 6 月 9 日	学長、短期大学部自己点検・評価実施部会長、各基準の担当責任者、大学事務局長等に最終案の作成を依頼する。
平成 28 年 6 月 23 日	FD・評価委員会合同会議において、平成 28 年度自己点検・評価報告書が承認された。
平成 28 年 6 月 24 日	大学評議会において、平成 28 年度自己点検・評価報告書が承認された。
平成 28 年 7 月 8 日	短期大学部教授会において、平成 28 年度自己点検・評価報告書が承認された。
平成 28 年 7 月 15 日	理事会において、平成 28 年度自己点検・評価報告書が承認された。

3. 提出資料・備付資料一覧

<提出資料一覧表>

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物	1. 学生便覧（平成 27 年度） 2. SHOKEI CAMPUS GUIDE（2015・2016） 3. 学園ホームページ（建学の精神・教育の理念） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/about#philosophy 4. 大学ホームページ（大学概要） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline
B 教育の効果	
教育目的・目標についての印刷物	1. 学生便覧（平成 27 年度） 5. 大学ホームページ（情報公表） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/files/univ/kohyo_2015/kohyo-tandai.pdf
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	6. 平成 27 年度開講授業科目シラバス
C 自己点検・評価	
自己点検・評価を実施するための規程	7. 尚絅大学・尚絅大学短期大学部 FD・評価委員会規程 8. 尚絅大学短期大学部自己点検・評価実施部会規程
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学位授与の方針に関する印刷物	1. 学生便覧（平成 27 年度）
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	1. 学生便覧（平成 27 年度）
入学者受け入れ方針に関する印刷物	1. 学生便覧（平成 27 年度） 9. 募集要項（2015・2016）
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧	10. 授業科目担当者一覧表（平成 27 年度） 11. 時間割（平成 27 年度）
シラバス	6. 平成 27 年度開講授業科目シラバス
B 学生支援	
学生便覧等（学則を含む）、学習支援のために配付している印刷物	1. 学生便覧（平成 27 年度）
短期大学案内（2 年分）	2. SHOKEI CAMPUS GUIDE（2015・2016）
募集要項・入学願書（2 年分）	9. 募集要項（2015・2016）

基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
「資金収支計算書の概要」[書式 1]、「活動区分資金収支計算書(学校法人)」[書式 2]、「事業活動収支計算書の概要」[書式 3]、「貸借対照表の概要(学校法人)」[書式 4]、「財務状況調べ」[書式 5]、「資金収支計算書・消費収支計算書の概要」[旧書式 1] 及び「貸借対照表の概要(学校法人)」[旧書式 2]	12. 資金収支計算書の概要 13. 活動区分資金収支計算書(学校法人) 14. 事業活動収支計算書の概要 15. 貸借対照表の概要(学校法人) 16. 財務状況調べ 17. 資金収支計算書・消費収支計算書の概要 18. 貸借対照表の概要(学校法人)
資金収支計算書・資金収支内訳表(過去 3 年間)	19. 資金収支計算書・資金収支内訳表(平成 25 年度～平成 27 年度)
活動区分資金収支計算書(過去 1 年間)	20. 活動区分資金収支計算書(平成 27 年度)
事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表(過去 1 年間)	21. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表(平成 27 年度)
貸借対照表(過去 3 年間)	22. 貸借対照表(平成 25 年度～平成 27 年度)
消費収支計算書・消費収支内訳表(過去 2 年間)	23. 消費収支計算書・消費収支内訳表(平成 25 年度～平成 26 年度)
中・長期の財務計画	24. 中・長期財務計画書
事業報告書	25. 事業報告書(平成 27 年度)
事業計画書／予算書	26. 事業計画書(平成 28 年度) 27. 予算書(平成 28 年度)
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
寄附行為	28. 学校法人尚綱学園寄附行為

< 備付資料一覧表 >

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	1. 学園創立一二五周年記念誌 2. 尚絅学園百十周年記念誌 3. 尚絅学園百年史 4. 尚絅短期大学創立五十周年記念誌
C 自己点検・評価	
過去3年間（平成25年度～平成27年度） に行った自己点検・評価に係る報告書等	5. 大学ホームページ「大学評価」 http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/daigakuhyoka
第三者評価以外の外部評価についての印刷物	該当なし
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
単位認定の状況表	6. 単位認定の状況表
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物	7. GPA一覧表 8. 成績評価マトリックス 9. 資格取得関連資料
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	10. 学生生活に関する実態調査集計結果
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	11. オリエンテーション資料
学生支援のための学生の個人情報記録する様式	12. 学生調査票 13. 保健調査票
進路一覧表等の実績についての印刷物（過去3年間）	14. 就職状況統計資料
GPA等の成績分布	7. GPA一覧表
学生による授業評価票及びその評価結果	15. 授業改善アンケートマークシート 16. 授業改善アンケート集計結果分析
社会人受け入れについての印刷物等	17. 募集要項（2016）
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし
FD活動の記録	18. FD推進部会議事要録
SD活動の記録	20. SD研修会開催状況一覧
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
専任教員の個人調書	21. 専任教員の個人調書
非常勤教員一覧表	22. 非常勤教員一覧表

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
教員の研究活動について公開している印刷物等（過去 3 年間）	23. 大学ホームページ（情報公表） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/files/univ/kohyo_2015/kohyo-tandai.pdf
専任教員の年齢構成表	24. 専任教員年齢構成表
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表（過去 3 年間）	25. 科学研究費補助金等獲得状況一覧表
研究紀要・論文集（過去 3 年間）	26. 尚絅大学研究紀要（第 46 号～第 48 号）
教員以外の専任職員の一覧表	27. 専任職員一覧表
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面	28. 校地・校舎配置図
図書館、学習資源センターの概要	29. 図書館概要
C 技術的資源	
学内 LAN の敷設状況	30. 尚絅基幹ネットワーク構成図
マルチメディア教室、コンピューター教室等の配置図	31. 九品寺キャンパス情報処理教室配置図 32. 武蔵ヶ丘キャンパス情報処理教室配置図
D 財的資源	
寄附金・学校債の募集についての印刷物等	33. 寄附金の募集要項 34. 学園ホームページ（創立 125 周年記念事業募金） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/files/gakuen/kifukin.pdf
財産目録及び計算書類（過去 3 年間）	35. 財産目録及び計算書類（平成 25 年度～平成 27 年度）
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
理事長の履歴書	36. 理事長履歴書
学校法人実態調査表（過去 3 年間）	37. 学校法人実態調査表（平成 25 年度～平成 27 年度）
理事会議事録（過去 3 年間）	38. 理事会議事録（平成 25 年度～平成 27 年度）
諸規程集	39. 学校法人尚絅学園規程集
B 学長のリーダーシップ	
学長の個人調書	40. 学長個人調書
教授会議事録（過去 3 年間）	41. 短期大学部教授会議事要録（平成 25 年度～平成 27 年度）
委員会等の議事録（過去 3 年間）	42. 各種委員会議事要録（平成 25 年度～平成 27 年度）

C ガバナンス	
監事の監査状況（過去 3 年間）	43. 監事の監査状況（平成 25 年度～平成 27 年度）
評議員会議事録（過去 3 年間）	44. 評議員会議事録（平成 25 年度～平成 27 年度）
選択的評価基準	
地域貢献の取り組みについて	45. 平成 27 年度尚絅地域連携推進センター活動報告書 46. 平成 27 年度尚絅食育研究センター活動報告書 47. 平成 27 年度尚絅ボランティア支援センター報告書 48. 「児やらい」（第 13 巻） 49. 平成 27 年度尚絅公開講座講義録

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

■ 基準Ⅰの自己点検・評価の概要

本学の源である済々黌附属女学校の創立に当たり作成された「済々黌附属女学校創立ノ主旨（趣旨）」（以下「主旨（趣旨）」と略す）に本学の建学の精神は示されているとして扱われ、そこに説かれた「智徳並進」及び校名の「尚絅」に託された理念に基づいて本学は設立されている。

「主旨（趣旨）」及び「尚絅」の意義については、解説を加えて「尚絅」（学校法人尚絅学園紹介冊子）、「温故革進」（学校法人尚絅学園紹介冊子）、「SHOKEI CAMPUS GUIDE」（入試広報誌）、大学ホームページ（大学概要）、学生便覧等に掲載し、「主旨（趣旨）」及び「尚絅」の理念を踏まえて、学則第1条に本学の設置目的を定めている。これにより教職員、学生に本学の理念は定着しているが、今後は平成27(2015)年に新たに制定した「尚絅大学・尚絅大学短期大学部の理念・目的」及び平成28(2016)年4月1日に施行する学則第1条は、大学評議会、各教授会で審議承認されただけで、十分な定着をみていない。今後はこれを教職員と学生が共有し、教育研究及び学修を進めていく必要がある。あわせて、入学志願者、その保護者、高等学校の進路指導担当教員をはじめ、広く社会の認知を得る必要がある。本学の各種刊行物、ホームページ等を通じて広報していかなければならない。

平成27(2015)年に見直しに着手したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つのポリシーを確定し、今後はこれに沿って教育を推進していくことになる。また、平成27(2015)年度から学校法人尚絅学園全体で見直しが進められている建学の精神、学園及び学校設置の理念について全学的に理解を深め、その浸透を図っていく必要がある。そこで、各学科の初年次の学生が全員履修する授業科目のいずれかで、建学の精神及び本学の教育理念について学ばせることとし、シラバスにもこれを記載する。

学修の成果については、ディプロマ・ポリシーに定めてあり、学修成果の量的・質的計測は行われているが、その社会的有用性を確認が十分組織的には行われていない。このために、その計測方法の検証と工夫を不断に進めるとともに、卒業生及び卒業生の就職先へのアンケート調査を行う必要がある。また、学修成果を確実なものにするための教育の質的向上を図る活動は、カリキュラムマップの作成、成績評価マトリックス作成、授業改善アンケートの実施等を通じて行われているが、専任教員ばかりでなく、非常勤教員を含めて共同で取り組まなければならないのであって、非常勤講師と専任教員の懇談会等を拡充していく必要がある。

自己点検・評価の体制は、尚絅大学短期大学部自己点検・評価実施部会を設置し、併設の大学とともに尚絅大学・尚絅大学短期大学部FD・評価委員会を設置しており、また尚絅学園全体の事業計画の中で大学・短期大学部・附属幼稚園についても、毎年度事業計画と事業報告を作成し、大学評議会、尚絅学園理事会・評議員会に報告して、承認を受けている。この二つの作業には重複する部分があるため、その関連づけを確立するとともに、認証機関による評価のサイクルとの関連でどのような周期で行うのがよいかを検討し、計画的な取り組みを行う。また、「自己点検・評価シート」の作成手順、分担を

始め、自己点検・評価報告書の作成を厳正かつ効率的に行う方法の確立を図る。

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

[区分 基準 I -A-1 建学の精神が確立している。]

■ 基準 I -A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

尚綱大学短期大学部は、明治 21(1888)年に創立された済々黌附属女学校に源を持つ尚綱学園が設置する大学である。明治 12(1879)年創立の済々黌校長の佐々友房夫人・静子が自宅で編み物と洋裁を教えていた生徒の数が日を追って増加し、女子学校設立の機運が高まり、佐々友房をはじめとして木村弦雄、津田静一、内藤儀十郎、合志林蔵その他有志が相図って創立に至ったものである。明治 21(1888)年 2 月 11 日に始業し、5 月 1 日に開校した。5 月 20 日の開校式において初代校長内藤儀十郎が「済々黌附属女学校創立ノ主旨」と題する文章を読み上げた(『紫溟日報』明治 21(1888)年 5 月 22 日)。この「主旨」は佐々友房と同志の人々の手になるもので、全体が三段落から成り、第一段に女子教育の必要性和重要性、第二段に文明開化の時代にふさわしい教育理念、第三段に教育課程編成の方針と将来の計画が記されている。

この文章は『熊本県私立尚綱高等女学校一覧(自明治二十一年二月／至明治三十一年十一月)』に掲載されており、以降学園に伝えられてきた。この文章を建学の精神を記したものととして、解説を加えて「尚綱」(学校法人尚綱学園紹介冊子)、「温故革進」(学校法人尚綱学園紹介冊子)、「SHOKEI CAMPUS GUIDE」(入試広報誌)、大学ホームページ(大学概要)、学生便覧等に掲載(ただし教育課程と将来計画に関する一段は省略)または引用している。

この文章で教育理念を説く第二段では、封建時代の余習を廃して文明の時代にふさわしい知識を学ばせなければならないが、我が国の美風である淑徳を失ってはならないとして、「智徳並進」が望まれると説いている。尚綱学園ではこの「智徳並進」を中核的理念として尊重し継承してきた。

明治 24(1891)年、本校の済々黌が熊本の他の諸学校とともに九州学院を設立したのを機に独立し、校名を尚綱女学校と改称した。「尚綱」の語は、儒教の古典として重んじられた四書の一つ『中庸』の一節「詩曰、衣錦尚綱。惡其文之著也、故君子之道、闇然而日章、小人之道、的然而日亡。[詩に曰わく、錦を衣(き)て綱(けい)を尚(くわ)うと。其の文の著(あらわ)るるを惡(にく)むなり。故に君子の道は闇然として日に章(あき)らかに、小人の道は的然として日に亡ぶ。]」にもとづく。すなわち、「尚綱」とは錦を着てもその上にうすぎぬをはおって、きらびやかな模様を表に表さないことで、君子の道のあり方を説く言葉である。ここには虚飾を排して内面の充実を図るという、人として目指すべきところが示されており、「智徳並進」の精神を言い換えた言葉と見なされる

尚綱学園が、本短期大学部の前身である熊本女子短期大学を設置するに当たり、昭和

26(1951)年 10 月に文部省（当時）に提出した「短期大学設置認可申請書」には、「目的及使命」として次のように記している。なお、設立時は家政学科のみの設置であった。

本学は高等学校の基礎の上に更に一般的教養を高め家政に関する実務的技能に重きをおく二ヶ年の大学教育を施し智徳併進社会有用の家庭婦人を育成することを目的とする。

九州における女子教育の先駆者としての伝統を堅持して中学校、高等学校、大学の一環連続した女子教育によって堅実な女性文化の進展に寄与することが本学の使命である。

又教育職員を志望するものには一定の教職課程を施し、附設の高等学校、中学校における実務を履修させて有能な家庭科教員を養成して教育界に貢献することも本学の重大な使命である。

これを受けて、本学の学則第 1 条には次のようにその設置目的を定めている。設立以来学科の増設等により改定がなされて今日に及んでいる。

（目的及び使命）

第 1 条 尚絅大学短期大学部（以下「本学」という。）は、高等学校の基礎の上に更に一般的教養を高め、生活、食物栄養及び幼児教育に関する専門知識及び実務的技能に重きをおく 2 か年の大学教育を施し、知徳併進、真に平和と文化を愛する民主的国家、社会及び家庭の有為なる形成者としての女性の育成を目的とする。かつ、我国における女子教育の先駆者としての伝統を堅持して、中学校、高等学校、大学の一貫連続した女子教育によって、堅実な女性文化に寄与することが本学の使命である。

建学の精神を述べる「済々黌附属女学校創立ノ主旨（趣旨）」あるいはこれを簡略平易に書き換えたもの及び校名の「尚絅」の意義とそれが表す精神に関する説明を、「尚絅」（学校法人尚絅学園紹介冊子）、「温故革進」（学校法人尚絅学園紹介冊子）、「SHOKEI CAMPUS GUIDE」（入試広報誌）、大学ホームページ（大学概要）に掲載して、広報している。

「済々黌附属女学校創立ノ主旨（趣旨）」及び校名の「尚絅」の意義とそれが表す精神については、入学式における学長式辞で必ず言及する。また、新入生に配布する学生便覧には、「済々黌附属女学校創立ノ趣旨」を簡略平易に書き改めた「創立時の建学の精神」及び「教育の基本理念―「尚絅」の意義」を載せてあり、これを用いて入部式あるいは新入生ガイダンス等において、学生に説明している。また、教職員が学生便覧を用いて行うガイダンスでは、「済々黌附属女学校創立ノ趣旨」を簡略平易に書き改めた「創立時の建学の精神」及び「教育の基本理念―「尚絅」の意義」を説明している。これらを通じて、建学の精神は定期的に確認されている。

(b) 課題

平成 27 (2015) 年度から学校法人尚絅学園全体で見直しが進められている建学の精神、学園及び学校設置の理念について理解を深め、全学的にその浸透を図っていく必要がある。

る。これまでは、建学の精神及び校名の「尚絅」の意義について、正規の授業では取り扱うことがなかった。「建学の精神、尚絅の教育理念に基づくカリキュラムの編成と検証」という事業計画の重点施策に沿って、実質化を図る必要がある。

■ テーマ 基準 I-A 建学の精神の改善計画

1 年次前期の適切な必修の授業において、各学科で、建学の精神及び校名「尚絅」の意義とこれに託された教育理念についての解説及び尚絅学園、尚絅大学短期大学部の歴史について取り扱うこととする。その場合、これをシラバスに記載し、共通教材を用いることとする。共通教材として当面は学生便覧に掲載する「大学・短期大学部の沿革」「創立時の建学の精神」「教育の基本理念―「尚絅」の意義」等を用いることとするが、学園全体で確認する予定の建学の精神、学園の理念等をふまえて、学長・学長補佐会議、教務連絡協議会において、共通教材の作成について 8 月までに方針を決め、12 月までに作成を終えることとする。

<提出資料・備付資料>

提出資料	
建学の精神・教育理念についての印刷物	1. 学生便覧（平成 27 年度） 2. SHOKEI CAMPUS GUIDE（2015・2016） 3. 学園ホームページ（建学の精神・教育の理念） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/about#philosophy 4. 大学ホームページ（大学概要） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline
備付資料	
創立記念、周年誌等	1. 学園創立一二五周年記念誌 2. 尚絅学園百十周年記念誌 3. 尚絅学園百年史 4. 尚絅短期大学創立五十周年記念誌

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。]

■ 基準 I-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学の目的及び使命については、建学の精神に基づき、学則第 1 条において、次のとおり規定している。

なお、後述のとおり、目的及び使命を定めた学則第 1 条については、平成 27(2015)年度に見直しが行われ、平成 28(2016)年 4 月 1 日から施行される。

(目的及び使命)

第 1 条 尚絅大学短期大学部（以下「本学」という。）は、高等学校の基礎の上に更に一般的教養を高め、生活、食物栄養及び幼児教育に関する専門知識及び実務的技能に重きをおく 2 年間の大学教育を施し、知徳併進、真に平和と文化を愛する民主的な国家、社会及び家庭の有為なる形成者としての女性の育成を目的とする。かつ、我国における女子教育の先駆者としての伝統を堅持して、中学校、高等学校、大学の一貫連続した女子教育によって、堅実な女性文化に寄与することが本学の使命である。

また、上記の目的及び使命に基づき、学則第 4 条において、各学科の教育目的・目標を次のとおり規定している。

(学科の目的)

第 4 条 総合生活学科は、生活の営みを総合的かつに合理的に学び、主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的態度を身につけ、男女共同参画社会において個性と能力を発揮できる人材の養成を目的とする。

2 食物栄養学科は、食を通じて人の健康づくりに貢献できる栄養士を育成するため、専門分野の講義、実験・実習により栄養士養成課程としての基礎及び応用理論を学び、幅広い知識・技術・能力を身につけた実践力のある人材の養成を目的とする。

3 幼児教育学科は、未来を担う子どものこころ、遊び、発達、健康などについて基礎的な理解を深め、健やかで豊かな生活、遊びを導く実践的な保育者としての技量を養い、子どもに信頼され慕われる人間性豊かな幼稚園教諭、保育士の養成を目的とする。

各学科の教育目的・目標は、学生便覧や各学科で作成している新入生向けガイドブックなどに明記しているほか、入学前教育におけるスクーリングや入学時オリエンテーションなどでも説明を行い、周知に努めている。また、各学科の教育目的・目標は、大学ホームページの学部・学科紹介ページにおいても周知している。

平成 27(2015)年度、大学評議会及び教務連絡協議会において、本学の理念、使命・目的、学科等の教育目的や三つの方針等について全面的な点検及び見直しに着手した。その結果、本学の目的及び使命について定める学則第 1 条について改正が行われ、平成 28(2016)年 4 月 1 日より施行されることとなった。

(b) 課題

本学の理念、使命・目的、学科等の教育目的や三つの方針等についての全面的な点検及び見直しに着手したが、平成 28(2016)年度も引き続き検討する必要がある。

【区分 基準 I -B-2 学習成果を定めている。】

■ 基準 I -B-2 の自己点検・評価

(a) 現状

各学科は、建学の精神、本学の理念、使命・目的（学則第 1 条）、学科の教育目的（学則第 4 条）に基づき、学生が在学中に修得すべきことが期待される学習成果を学位授与の方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」という。）として明確に示している。ディプロマ・ポリシーは以下のとおりである。

＜総合生活学科のディプロマ・ポリシー＞

本学科では、以下の素養・能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に、「短期大学士（生活学）」の学位を授与します。

- ・文化・社会や自然・生命に関する知識を広く修めるとともに、様々な思考様式や価値を理解し、知を高める主体的な態度・意欲が備わっている。
- ・生活と密接に関連した各分野に関する専門的知識を持ち、複数の観点から現代生活を理解している。
- ・生活技術や情報活用能力を身につけ、効果的に自らのアイディアを表現し、様々な人とコミュニケーションをとることが出来る。
- ・現代生活における様々な問題点に関心を持ち、異なる立場の人びととも協力しながら、行動する意欲を持っている。
- ・生活や社会の問題点を自ら発見・論理的に分析し、自らの価値観および倫理観に基づいて判断することが出来る。

＜食物栄養学科のディプロマ・ポリシー＞

本学科では、建学の精神のもと、以下の素養・能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に、「短期大学士（食物栄養学）」の学位を授与します。

- ・文化・社会や自然・生命に関する知識を広く修めるとともに、さまざまな思考様式や価値を理解し、知を高める主体的な態度・意欲が備わっている。
- ・食物、栄養、健康に関する専門的知識を身につけ、複合的な視点から食と健康を理解している。
- ・食を通じて人々の健康の増進・疾病の予防に貢献するための実践的技術を身につけている。
- ・多様化する社会のニーズに柔軟に対応するための豊かな表現力とコミュニケーション能力を身につけている。
- ・食物、栄養、健康に関する諸問題に対してグローバルな視野から興味・関心を持ち、これらを主体的に解決しようとする意欲・態度を身につけている。
- ・多様化・高度化する食物、栄養、健康に関する問題点を発見・論理的に分析し、自らの価値観および倫理観に基づいて解決するための思考・判断能力を身につけている

＜幼児教育学科のディプロマ・ポリシー＞

本学科では、以下の素養・能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に、「短期大学士（幼児教育学）」の学位を授与します。

- ・文化・社会や自然・生命に関する知識を広く修めるとともに、さまざまな思考様式や価値を理解し、知を高める主体的な態度・意欲が備わっている。
- ・保育・教育に関する基本的な理解ができている。
- ・子どもの権利、福祉についての識見、問題意識が備わっている。
- ・子どもの成長、発達、健康について総合的な理解ができている。
- ・子どもの生活、遊びを育む保育の技能、内容を身につけている。
- ・子どもの心や個性を大切にする。
- ・保育の世界、地域社会に関わる態度意欲が備わっている。

各科目における学習成果を量的データとして測定する方法の一つである成績評価については、シラバスの全ての科目に記載されている「到達目標」及び「評価方法」に基づき、秀（90点以上100点まで）、優（80点以上90点未満）、良（70点以上80点未満）、可（60点以上70点未満）、不可（60点未満）の5段階評価により実施している（学則第23条）。また、成績評価にあたっては、平成22(2010)年9月開催の総合教育センター運営委員会（現在は教務連絡協議会がその機能を継承している）で承認された「厳格な成績評価の方針について」に基づき、厳正かつ公平に行うものとしている。なお、当該方針については、定期試験が行われるたびに、掲示板により学生に対しても周知している。学習成果を量的データとして測定する成績評価以外の方法としてGPA方式も採用している。GPAの数値は各学期の成績通知書に記載し、学生に通知している。各科目の学習成果は5段階評価とGPAにより測定されるとともに、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに基づいて編成された成績評価マトリックスにより、関連科目の学習成果を質的に測定する仕組みも構築できている。

各科目の学習成果を量的・質的データとして測定する方法として、各学期末に実施される授業改善アンケートがある。授業改善アンケートでは「この授業によって自分の能力を伸ばすことができたと思いますか。」や「総合的に考えて、あなたはこの授業に満足しましたか。」といった質問項目や自由記述を通して、学習成果を量的・質的データとして測定している。

学科レベルにおいても学習成果を量的・質的データとして測定する取り組みは行われている。総合生活学科では、学習成果の測定に河合塾と株式会社リアセックの共同開発によるPROG(Progress Report on Generic Skills)テストを導入し、ジェネリックスキル（社会人として活躍できる能力）を測定・評価している。また、検定試験と関連する科目においては検定試験と関連する科目においては、検定試験を受験することで、学習成果を測っている。食物栄養学科では、栄養士の資質向上と質の均一化を図ることを目的に、毎年12月に実施されている全国栄養士養成施設協会主催の全国栄養士実力認定試験

の結果も学習成果を測定する機能を果たしている。また、幼児教育学科では、ピーク制（全教科にわたって広く履修するとともに、特定の教科あるいは分野について深く専門的に学ぶこと）の採用や履修カルテの活用により、学生が学習成果をより明確に確認できる体制を整えている。

学習成果はディプロマ・ポリシーとして、学生便覧や各学科が独自に作成する新入生向けガイドブックなどに記載し、新入生に配付しているほか、新入生オリエンテーションなどで説明している。また、ディプロマ・ポリシーは、大学ホームページで公表するとともに、日本私立学校振興・共済事業団が運営する大学ポートレート（私学版）においても公表している。

学生が在学中に修得すべきことが期待される学習成果を示したディプロマ・ポリシーも含めて、本学の理念、使命・目的、学科等の教育目的や三つの方針等について、全面的な点検及び見直しに着手したことは、基準Ⅰ-B-1で述べたとおりである。これらの点検及び見直しについては、一部未完了の項目もあるので、平成28(2016)年度中に全ての項目を完了させる予定である。

各学科における取り組みとして、総合生活学科では、学習成果及び教育課程を点検するために、積極的に取り組んだ学習や今後学びたいものなどについてのアンケート調査を年度末に実施している。また、食物栄養学科では、全国栄養士養成施設協会主催の全国栄養士実力認定試験の出題動向や受験結果などを学習成果について点検する際の参考としている。

学習成果の社会的有用性を確認するための手段として、卒業生アンケートや就職先企業へのアンケートがある。卒業生アンケートについては平成21(2009)年度に、また、就職先企業へのアンケートについては平成20(2008)年度に実施したが、ここ最近では実施していない。

(b) 課題

学習成果の社会的有用性を確認するために、卒業生アンケートや就職先企業へのアンケートを実施する必要がある。

【区分 基準Ⅰ-B-3 教育の質を保証している。】

■ 基準Ⅰ-B-3の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更があった場合は、学科会議、短期大学部教務委員会、短期大学部教授会、大学評議会等で改正内容に迅速に対応し、法令順守に努めている。直近の例では、平成26(2014)年度に学校教育法が改正されたが、改正内容に応じて「副学長の職務」及び「教授会の役割」について、学則及び教授会規程の改正を行った。また、栄養士や幼稚園教諭・保育士などの資格取得に関連する法令の変更についても同様に適宜確認し、法令順守に努めている。

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法に関しては、まず、各教員がシラバスに担当科目の「到達目標」及び「評価方法」を明示している。「評価方法」には定期

試験や授業中の小テスト及び受講態度等に従って成績評価が行われることが詳細に記載されている。また、学習成果を高めるために、「受講生に望むこと」といった項目を設け、事前・事後の学習の方法や内容を具体的に指示している。

また、科目ごとに測定された学習成果は、各学科で策定した「成績評価マトリックス」に集積され、オリエンテーションや授業で学生に周知することによって、学生が学習成果を適切に理解・把握できる仕組みを整えている。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に従って教育課程が編成され、系統的に配置された各科目は「カリキュラムマップ（履修系統図）」によって可視化されるとともに、シラバスに記載された授業計画に沿って授業が進められる。また、学生の成績評価については、シラバスに記載された評価方法により行なわれる。学習成果は前期末及び後期末に成績通知書により学生に通知されるとともに、各教員は担当科目についての学習成果を確認するだけでなく、学科会議や各委員会でも確認し改善方法などについて組織的な検討を行っている。また、各科目の到達目標と学位授与の方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」という。）の関連を「成績評価マトリックス」により可視化し、科目間の有機的連携を図りながら、教育の質向上を図っている。

授業改善アンケートを前後期各 1 回実施している。その結果を受けて、学生の要望・疑問についての改善報告書提出が義務づけられており、評価結果の概要は、学内専用サイトにおいて、教職員及び学生に公開されている。また、オープンクラス・ウィーク（全学的一斉授業公開制度）も年 1 回実施され、平成 27(2015)年度は全ての専任教員が公開授業を参観した。

以上述べてきたシステムや取り組みにより、学期や年度ごとに PDCA サイクルが機能する体制を整備し、教育の質の向上・充実を図っている。

(b) 課題

専任教員間においては、学生の学習成果を査定しながら PDCA サイクルがある程度機能しているが、非常勤教員を含めた教育の向上・充実のための共通理解については、決して十分とはいえない状況である。非常勤教員との懇談会を実施している学科もあるが、全学的な教育の質の保証のためには、非常勤教員と学習成果の観点、学科の目的、教育方針を共有し、教育の向上・充実に連携して取り組む必要がある。

また、本学を卒業した学生が、社会的有用性を身につけているかを実態調査により明らかにすることも必要である。卒業生を対象としたアンケート調査、卒業生の就職先を対象としたアンケート調査の実施を検討している。

「成績評価マトリックス」については、現在、表計算ソフトを利用してほぼ手作業により作成しているので、効率化のための工夫が必要である。

■ テーマ 基準 I-B 教育の効果の改善計画

本学の理念、使命・目的、学科等の教育目的や三つの方針等については、大学評議会等において、全面的な点検及び見直しについて継続して審議し、平成 28(2016)年度中に完了させるとともに、学習成果の社会的有用性を確認するために、卒業生アンケート及び就職先企業へのアンケートを大学・短期大学部全体として実施する。

また、教育の質を保証するため、各学科では次のような改善計画を予定している。総合生活学科では、ディプロマ・ポリシーの再編成に伴い、「カリキュラムマップ（履修系統図）」や「成績評価マトリックス」の見直しを行い、関連科目をある程度均等に配分することについて検討を行なう。食物栄養学科では、学習成果の測定方法の再検討を行うとともに、測定されたデータの分析を行い、学習成果の向上に向けた活用を検討する。幼児教育学科では、非常勤教員が参加できる時期や時間帯で懇談会を開き、学生の学習状況の把握や改善策等について専任教員と一体になって共通理解に努める。

＜提出資料＞

提出資料	
教育目的・目標についての印刷物	1. 学生便覧（平成 27 年度） 5. 大学ホームページ（情報公表） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/files/univ/kohyo_2015/kohyo-tandai.pdf
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	6. 平成 27 年度開講授業科目シラバス

〔テーマ 基準 I -C 自己点検・評価〕

〔区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。〕

■ 基準 I -C-1 の自己点検・評価

（a）現状

本学は、併設の尚絅大学とともに、尚絅大学・尚絅大学短期大学部 FD・評価委員会を設置し、自己点検・評価に取り組んでいる。自己点検・評価の規程は、尚絅大学・尚絅大学短期大学部 FD・評価委員会規程として整備されている。同規程第 7 条に基づき、尚絅大学短期大学部自己点検・評価実施部会を設置している。これら委員会及び部会の事務は大学企画室で扱う。

尚絅学園では、毎年度事業計画を策定し、10 月に実施状況中間報告を行い、翌年 5 月に事業報告書を作成して学校法人理事会・評議員会に報告して承認を受けている。大学分の事業計画についても、計画書、中間報告、事業報告書を作成し大学評議会で審議し、学校法人理事会・評議員会に報告して承認を得ている。報告書には、「実施内容」に加えて「今後の対応」を記載することになっており、自己点検・評価の実質を備えている。

学校教育法第 109 条、学校教育法施行規則第 168 条、同第 169 条、学校教育法施行令第 40 条の定めに従い、定期的に認証評価機関である短期大学基準協会による評価を受けている。7 年以内の周期の間にも、自己点検・評価を行い、これを公表することとしており、平成 26(2014)年度にも点検・評価を実施し、「平成 26(2014)年度自己点検・評価報

告書」を作成し、平成 27(2015)年 12 月に大学評議会に報告して承認を得、学校法人尚絅学園理事会・評議員会に報告するとともに、大学ホームページに掲載して公表した。

自己点検・評価は、「区分」ごとに各種委員会及び事務担当部署が「自己点検・評価シート」を用いて行っており、課題によっては各学科で点検・評価を行い、これを大学全体で総括する方法を用いる。「自己点検・評価報告書」(案)は、尚絅大学短期大学部自己点検・評価実施部会、FD・評価委員会で検討されるほか、短期大学部教授会でも審議される。全教職員の参加によって自己点検・評価は実施されている。

また、委員会とは別に、学長をチームリーダーに各学科長、大学職員、学園職員を委員とする認証評価プロジェクトチームを編成し、自己点検評価及び認証評価のための資料収集、評価体制の構築、評価の方法と手順について審議し、円滑な評価作業、報告書作成作業を推進している。

「自己点検・評価シート」は、「現状」「課題」「改善計画及び行動計画」「事業計画との関連性」を記載する欄を備えており、PDCA サイクルを想定した様式となっており、自己点検・評価の成果を活用するしくみになっている。

(b) 課題

尚絅学園の事業計画及び事業報告と、本学短期大学部と併設の大学の FD・評価委員会及び短期大学部自己点検・評価実施部会が取り扱う自己点検・評価とは相互に重なる部分があるにもかかわらず、現在のところそれぞれ別々に行われている。これらをどのように効率的に行うか、その方法が確立していない。また、自己点検・評価報告書の作成を、認証機関による第三者評価のサイクルとの関連でどのような周期で行うのがよいか、このことに対する見通しが立っていない。さらに「自己点検・評価シート」の作成手順、分担を始め、自己点検・評価報告書の作成方法の厳正かつ効率的に行う方法が十分には確立していない。

■ テーマ 基準 I-C 自己点検・評価の改善計画

上記 3 課題に対しては、平成 28(2016)年度の自己点検・評価報告書作成の作業を進めながら、問題点を記録し、対策を練る。

<提出資料・備付資料>

提出資料	
自己点検・評価を実施するための規程	7. 尚絅大学・尚絅大学短期大学部 FD・評価委員会規程 8. 尚絅大学短期大学部自己点検・評価実施部会規程
備付資料	
過去 3 年間（平成 25 年度～平成 27 年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等	5. 大学ホームページ「大学評価」 http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/daigakuhyoka
第三者評価以外の外部評価についての印刷物	該当なし

■ 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画

尚綱学園全体で策定することとなっている全学グランドデザインに基づき、建学の精神及び校名「尚綱」の意義とこれに託された教育理念について整理・確認を行う。短期大学部では、その検討状況を念頭に置いて、建学の精神、「尚綱」の理念、尚綱学園、尚綱大学短期大学部の歴史について、すべての新入学生に対する正規の授業で学ばせる。その場合、これをシラバスに記載し、共通教材を用いることとするが、当面は学生便覧に掲載する「大学・短期大学部の沿革」「創立時の建学の精神」「教育の基本理念―「尚綱」の意義」等を用いることとする。学園全体で確認されることになっている建学の精神、学園の理念等をふまえて、学長・学長補佐会議、教務連絡協議会において、共通教材の作成について平成 28(2016)年 8 月までに方針を決め、同年 12 月までに作成を終えることとする。

本学の理念、使命・目的、学科等の教育目的や三つの方針等については、大学評議会等において、全面的な点検及び見直しについて継続して審議し、平成 28(2016)年度中に完了させるとともに、学習成果の社会的有用性を確認するために、卒業生アンケート及び就職先企業へのアンケートを大学・短期大学部全体として実施する。

さらに、教育の質を保証するため、各学科では次のような改善計画を予定している。総合生活学科では、ディプロマ・ポリシーの再編成に伴い、「カリキュラムマップ（履修系統図）」や「成績評価マトリックス」の見直しを行い、関連科目をある程度均等に配分することについて検討を行なう。食物栄養学科では、学習成果の測定方法の再検討を行うとともに、測定されたデータの分析を行い、学習成果の向上に向けた活用を検討する。幼児教育学科では、非常勤教員が参加できる時期や時間帯で懇談会を開き、学生の学習状況の把握や改善策等について専任教員と一体になって共通理解に努める。

自己点検・評価の作業に関しては、尚綱学園の事業計画及び事業報告と自己点検・評価との関連づけを確立するとともに、自己点検・評価報告書の作成と認証機関による評価のサイクルとの関連づけに関して見通しを立て計画的な取り組みを行う。また、「自己点検・評価シート」の作成手順、分担を始め、自己点検・評価報告書の作成を厳正かつ効率的に行う方法の確立を図る。これらの課題に対しては、平成 28(2016)年度の自己点検・評価報告書作成の作業を進めながら、問題点を記録し、対策を練る。

◇ 基準Ⅰについての特記事項

(1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

特になし。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

■ 基準Ⅱの自己点検・評価の概要

学位授与の方針については、学科ごとにディプロマ・ポリシーという形で成文化し、学内外に周知している。査定指標として、学位授与つまり卒業時点までの学習成果の測定だけではなく、学習成果の卒業後評価が必要である。

学位授与の方針に基づき教育課程編成・実施の方針を設定するために、学科ごとにカリキュラム・ポリシーとして成文化し、その方針に基づいて授業科目を編成している。

入学者受け入れに関しては、学科ごとに入学前に獲得しておくことが望まれる学習成果を示したアドミッション・ポリシーを表明している。これに対応して、多様な入学方法が用意されている。入学者は、ディプロマ・ポリシーに明記した学習効果の獲得を目指し、カリキュラム・ポリシーに沿って、計画的に授業科目を履修している。

各科目は「カリキュラムマップ（履修系統図）」によって体系的に学習できるように配置されており、「成績評価マトリックス」において科目間の関連性が示され、各科目の達成目標が明示されているので学習成果は十分達成可能である。

成績評価にあたっては、厳格な基準を適用した GPA による量的測定もなされている。学習成果の卒業後評価は、本学の質保証を点検するためにも必要不可欠であり、「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」および「入学者受け入れの方針」の見直しに関係してくる。さらには、「教育目標」「建学の精神」の点検にも大きく関わるものである。企業に対するアンケートだけではなく、卒業生に対するアンケートを実施しなければならない。

学生に対する学習支援、生活支援については、教育資源である教員および事務職員はその責務を果たしていると評価できる。また、併設校の尚絅大学と施設設備を共用できる利点もあり、本学の教育環境は整っている。また、教員による FD 活動が行われ、授業改善に取り組んでいる。学生への進路支援に関しては、教職協働で就職支援プログラムを企画・運営し、充実を図っている。

【テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程】

【区分 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。】

■ 基準Ⅱ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

各学科の学位授与の方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」という。）は、以下のとおり定められている。これらを反映して、学則第4章「試験、単位の認定、卒業の認定、短期大学士の学位、免許状及び資格」の第23条から第35条にかけて、本学における、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件が定められている。

＜総合生活学科のディプロマ・ポリシー＞

本学科では、以下の素養・能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に、「短期大学士(生活学)」の学位を授与します。

- ・文化・社会や自然・生命に関する知識を広く修めるとともに、様々な思考様式や価値を理解し、知を高める主体的な態度・意欲が備わっている。
- ・生活と密接に関連した各分野に関する専門的知識を持ち、複数の観点から現代生活を理解している。
- ・生活技術や情報活用能力を身につけ、効果的に自らのアイディアを表現し、様々な人とコミュニケーションをとることが出来る。
- ・現代生活における様々な問題点に関心を持ち、異なる立場の人びととも協力しながら、行動する意欲を持っている。
- ・生活や社会の問題点を自ら発見・論理的に分析し、自らの価値観および倫理観に基づいて判断することが出来る。

＜食物栄養学科のディプロマ・ポリシー＞

本学科では、以下の素養・能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に、「短期大学士(食物栄養学)」の学位を授与します。

- ・文化・社会や自然・生命に関する知識を広く修めるとともに、さまざまな思考様式や価値を理解し、知を高める主体的な態度・意欲が備わっている。
- ・食物、栄養、健康に関する専門的知識を身につけ、複合的な視点から食と健康を理解している。
- ・食を通じて人々の健康の増進・疾病の予防に貢献するための実践的技術を身につけている。
- ・多様化する社会のニーズに柔軟に対応するための豊かな表現力とコミュニケーション能力を身につけている。
- ・食物、栄養、健康に関する諸問題に対してグローバルな視野から興味・関心を持ち、これらを主体的に解決しようとする意欲・態度を身につけている。
- ・多様化・高度化する食物、栄養、健康に関する問題点を発見・論理的に分析し、自らの価値観および倫理観に基づいて解決するための思考・判断能力を身につけている。

＜幼児教育学科のディプロマ・ポリシー＞

本学科では、以下の素養・能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に、「短期大学士(幼児教育学)」の学位を授与します。

- ・文化・社会や自然・生命に関する知識を広く修めるとともに、さまざまな思考様式や価値を理解し、知を高める主体的な態度・意欲が備わっている。
- ・保育・教育に関する基本的な理解ができている。
- ・子どもの権利、福祉についての識見、問題意識が備わっている。

- ・子どもの成長、発達、健康についての総合的な理解ができている。
- ・子どもの生活、遊びを育む保育の技能、内容を身につけている。
- ・子どもの心や個性を大切にする。
- ・保育の世界、地域社会に関わる態度意欲が備わっている。

以上のディプロマ・ポリシーについては、学則には規定していないが、学生便覧の冒頭に、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとともに記載している。

ディプロマ・ポリシーは、学生便覧以外にも、各学科独自に作成している新入生向けガイドブックにも記載され、入学前スクーリング、入学時オリエンテーションや正課として開講されている各学科の「初年次教育」でも説明され、学生の理解を深める努力を行っている。また、大学ホームページ、大学ポートレートにも明記され学外にも表明するとともに、入試説明会、キャンパス見学会などのあらゆる機会を捉えて周知を図っている。

各学科のディプロマ・ポリシーは、栄養士法などの法令に基づき作成されているほか、保育者養成（幼稚園教諭二種免許状や保育士資格の取得）の要件等を基本に体系的に作成されているものであり、社会的に通用性があると考えている。また、これらのディプロマ・ポリシーは、専門的な知識・技能の修得だけにとどまらず、社会生活や地域貢献を行っていく上でも通用性がある力を身につけさせるものとなっている。

なお、本学にはディプロマ・ポリシーに相当するものとして、グラデュエーション・ポリシーが存在したが、平成 25(2013)年度に見直しを行い、新たにディプロマ・ポリシーとして策定した。平成 27(2015)年度には、本学の理念、使命・目的、学科等の教育目的や三つの方針の点検に着手した。

(b) 課題

さまざまな機会を利用して、ディプロマ・ポリシーについての学生の理解を深める努力をしているが、まだ十分とは言えない。説明の方法を再検討するほか、説明の機会を増やすなど、周知を徹底させる必要がある。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-2 の自己点検・評価

(a) 現状

本学の教育課程編成・実施の方針（以下、「カリキュラム・ポリシー」という。）は、学位授与の方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」という。）とともに、平成 25(2013)年度に短期大学部自己点検・評価実施部会と総合教育センター運営委員会（現在の教務連絡協議会）において策定された。各学科のカリキュラム・ポリシーは以下のとおりである。

＜総合生活学科のカリキュラム・ポリシー＞

総合生活学科では、地域社会が求める即戦力となる人材育成のために、以下のような方針に基づいてカリキュラム（教育課程）編成します。

- ・広い視野を持ち、人間性を豊かにするために教養科目を設置します。
- ・生活の基礎を総合的に学び、将来の進路に必要な専門性を高めるために、専門科目を設置します。
- ・社会人基礎力を体系的に身につけるためにキャリア科目を設置します。
- ・ビジネス社会に必要な実践的実務能力を身につけるため、オフィスワークやビジネス、情報に関する知識・技術を学ぶ「情報・ビジネス」フィールド科目を設置します。
- ・福祉現場等で必要な課題解決能力を身につけるため、社会福祉全般に関する基礎知識や援助技術、健康に関する専門知識・技術を学ぶ「福祉ウェルネス」フィールド科目を設置します。
- ・アパレル・ファッション、インテリア業界で求められる創造的思考力を身につけるため、快適な衣環境・住空間のデザインに必要な専門知識・技術を学ぶ「生活デザイン」フィールド科目を設置します。

＜食物栄養学科のカリキュラム・ポリシー＞

食物栄養学科では、栄養士養成課程としての基礎理論と専門分野の実験・実習を学ぶことにより、幅広い知識・技術・能力を身につけた実践力のある人材を養成するため、以下の方針に基づいてカリキュラムを編成します。

- ・食品、調理素材の特性や地域性を生かした献立作成能力と調理技術を身につけた人材を育成します。
- ・疾病の予防と治療のための食事療法を実践できる人材を育成します。
- ・成長期の子どもから高齢者までのライフステージ別の特徴に応じた栄養管理について学びます。
- ・大量調理における衛生管理や対象者の嗜好を配慮した給食の運営について学びます。
- ・健康づくりの担い手として、思いやりと責任感を持った人材を育成します。

＜幼児教育学科のカリキュラム・ポリシー＞

幼児教育学科は、幼稚園教諭2種免許状および保育士資格の養成課程を含む乳幼児の保育教育に関する専門的な知識・技能を身につけ、家庭や保育現場において子どもの将来の幸福を前提としたよりよい実践が可能な人材を育成するため、以下の方針に基づいてカリキュラムを編成します。

- ・保育・教育に関する基本的な理解を深めるため、原理・内容・方法における専門的な知識やこれからの保育教育がどのようにあるべきかを学びます。
- ・子どもの権利、福祉についての見識、問題意識を備えるため、子どもの社会福祉、家庭福

社の専門的な理解を深め、社会的な養護や相談援助・支援のあり方を学びます。

- ・子どもの成長、発達健康について総合的な理解を深めるため、心理発達・臨床、乳児の保育、子どもの食と栄養、言葉の発達などを学びます。
- ・子どもの生活、遊びを育む保育の技能、内容として、音楽や造形の表現、健康・遊び・体育、保育教育の実践、子育て支援などを身につけます。
- ・子どもの心や個性を大切にするため、障害児の保育や子どもを取り巻く環境、子どもの理解という内容を学び、子どもへの関わり方を追究します。
- ・保育の世界、地域社会に関わる態度や意欲を育てるため、幼稚園、保育所、施設における10週間の実習やそのあり方を学びます。
- ・文化・社会や自然・生命に関する知識を広く修めるとともに、さまざまな思考様式や価値を理解し、知を高める主体的な態度・意欲が備わるよう、法律、人権、心理学、体育、情報、語学など現在の社会生活に必要な幅広い教養を学ぶとともに、すべてのカリキュラムを学ぶ中で真摯な態度・取組が身につくようにします。

本学の教育課程は、上述の各学科のカリキュラム・ポリシーに沿って、学則第9条（教育課程の編成方針）及び学則第10条（教育課程の編成方法）に基づき体系的に編成されている。また、教育課程については、「カリキュラムマップ（履修系統図）」を作成し、授業科目の関連を明示することによって、学生が授業科目を体系的に履修していくことを容易にしている。また、「成績評価マトリックス」によってディプロマ・ポリシーと教育課程の対応を明確にし、学習成果に対応するよう、授業科目が編成されている。

平成22(2010)年9月開催の総合教育センター運営委員会で承認された「厳格な成績評価の方針について」は、平成23(2011)年度から適用となり、成績評価の方法がシラバスに明示されるとともに、オリエンテーションや授業で学生に周知している。教育の質保証に向けて、成績評価の確定後の一定期間、学生は成績評価に関して異議申し立てを行うことができる仕組みも整備している。

学修成果の向上を目的として、シラバスの記載事項や内容の改善を重ねてきた。シラバスには、「授業概要」「キーワード」「到達目標」「受講生に望むこと」「評価方法」「授業計画」「オフィスアワー」等の項目が記載されていた。しかし、平成26(2014)年度からは、より学習者の観点に立ったシラバスの作成を目指して、上記の記載事項に加えて、適正な予習・復習の学習時間を確保するために「事前・事後の学修」を明確かつ具体的に記すこと、「到達目標」をより具体的に記載することになった。また、非常勤教員にもオフィスアワーの確保を依頼した。

教育課程における教員配置については、授業科目と担当教員の専門分野との適合性、カリキュラム上の科目の重要性に応じた専任教員の配置などを考慮して各学科が作成した「授業計画（案）」（次年度の開設予定科目及び授業担当予定者が記載された一覧表）を短期大学部教務委員会で検討し、短期大学部教授会の承認を得ている。

各学科では、学科の目的、三つの方針、法令改正への対応、学生の学修状況などを視野に入れながら、教育課程の見直し及びその他の教育活動の検討を行っている。各学科で検討された教育課程等の事案は、短期大学部教務委員会や教務連絡協議会で審議され、

最終的には短期大学部教授会で承認される。

(b) 課題

平成 27(2015)年度にカリキュラム・ポリシーの見直しを行い、「成績評価マトリックス」に示されている授業科目間の関連を更に体系づけることができた。

しかしながら、学生の多様化が一層進み、基礎的学力の補充が必要な学生、就学意欲の継続に課題を抱える学生、進度の早い学生への対応など、従来の懸案事項について実効性のある具体的な対応が迫られている。学生の学習成果への関心・認識がより深まり学習意欲の向上につながるよう、教育課程の改善を図っていく必要がある。

総合生活学科では、学習成果が社会にどの程度通用しているかの把握が十分とはいえない状況にあるため、社会での通用性の検証、学生の学習成果の実感が得られる指導方法の工夫・改善に取り組む必要がある。食物栄養学科では、学習成果として表現力やコミュニケーション能力の育成を掲げる科目の強化など、科目の内容について見直しが必要であると考え、現在検討している。幼児教育学科では、個々の担当者が科目の教育課程上の役割、学習成果の向上への関心を共有することに努めるため、専任教員のみならず、非常勤教員との共通理解を深める取り組みの強化が課題であると考えている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-3 の自己点検・評価

(a) 現状

入学者受け入れの方針（以下、「アドミッション・ポリシー」という。）は、平成 21(2009)年度に策定されたが、各学科での検討あるいは教育課程の変更や改正、さらには新たな「短期大学評価基準」、中央教育審議会答申にある（短期）大学教育の質保証の観点等から、平成 25(2013)年度に見直しが行われ、平成 26(2014)年度入学者から適用している。アドミッション・ポリシーは、募集要項や本学ホームページに明示するとともに、本学主催の入試説明会や進学相談会、高校訪問の機会等を通じて、周知に努めている。各学科のアドミッション・ポリシーは、以下のとおりである。

＜総合生活学科のアドミッション・ポリシー＞

総合生活学科では、「自立して自分らしく生きる」をキーワードに、現代社会に生きる女性としての社会人基礎力、より具体的には“前に踏み出す力”、“考え抜く力”、“チームで働く力”を身につけ、特に情報ビジネス業界、福祉ウェルネス業界、ファッション・インテリア業界などで活躍したい学生を求めています。

具体的には次のような人を求めています。

- ・ 広く社会で活躍する能力を身に付けるため情報処理技術などを基本から学び、ビジネスやオフィスワークの知識を学びたい人
- ・ 子どもから障がい者・高齢者までの福祉や健康分野に関心があり、実践力と問題解決力を身

につけ、積極的に地域に貢献したい人

- ・アパレルやインテリアに関心があり、生活に根差した美しいデザインの知識・手法を修得し、社会で活躍したいと考えている人

本学科に入学を希望する人は、社会人基礎力を実践的に学ぶために、高等学校等において基礎学力を有していることを望みます。

＜食物栄養学科のアドミッション・ポリシー＞

食物栄養学科では、「食物と栄養と健康」をキーワードに食の専門家である栄養士の資格を取得するためのカリキュラムを編成しています。実践力のある栄養士として活躍するための高い知識と技術を身につけ、健康を食の面から支え社会に役立ちたいと思う学生を求めています。

具体的には次のような人を求めています。

- ・人の健康づくりに関心があり、基本から体系的に学びたいと思う人
- ・次世代を担う成長期の子どもの対象に食育の推進に貢献したい人
- ・疾病の予防と治療のための食事療法について学び、社会で生かし活躍したいと考えている人
- ・高齢者をはじめとする福祉の分野で食を通して生活の質の向上を支援したい人
- ・食物・栄養・健康に関する幅広い知識と技術を家庭や地域社会の健康管理に役立てたいと思う人

本学科に入学を希望する人は、高等学校等において、生物、化学などの基礎を習得し、コミュニケーション能力を高める国語や英語の基礎学力を身につけておくことを望みます。

＜幼児教育学科のアドミッション・ポリシー＞

幼児教育学科は、子どものかたわらに寄り添い、子どもの成長、発達を豊かにはぐくむ確かな理論と実践力を身につけた保育者の育成をめざします。そのため子どもの世界に関心と意欲をもって取り組む学生を求めています。

具体的には、次のような人を求めています。

- ・子どもが好きな人、子どもの心、生活、遊びに関心をもつ人
- ・将来保育の現場に立ち、地域・社会に貢献したいと考える人
- ・子どもの権利、福祉に関心をもつ人
- ・自己表現力を養うとともに、人（子ども・保護者）とのコミュニケーション能力を磨きたいと考える人

本学科に入学を希望する人は、高等学校等において国語を中心とし表現力やコミュニケーション力等の言語活動に習熟し、集团的活動、社会的体験について可能な限り身につけておくことを望みます。

アドミッション・ポリシーは、前掲のとおり、入学希望者に対して、総合生活学科においては、「高等学校等において基礎学力を有していること」を、食物栄養学科においては、「高等学校等において、生物、化学などの基礎を習得し、コミュニケーション能力を高める国語や英語の基礎学力を身につけておくこと」を、幼児教育学科においては、「高等学校等において国語を中心とし表現力やコミュニケーション力等の言語活動に習熟し、集团的活動、社会的体験について可能な限り身につけておくこと」を求めており、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

(b) 課題

アドミッション・ポリシーは明確に示されているが、入試管理委員会短期大学部実施部会及び各学科において、アドミッション・ポリシーを定期的に点検する必要がある。

[区分 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。]

■ 基準Ⅱ-A-4 の自己点検・評価

(a) 現状

学位授与の方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」という。）及び教育課程編成・実施の方針（以下、「カリキュラム・ポリシー」という。）に基づいて編成された教育課程は、「成績評価マトリックス」において科目間の関連性が示されるとともに、各科目の到達目標が明示されている。シラバスにも科目ごとに到達目標を明記し、事前事後学修についても的確な指示をし、学習成果を高める工夫がなされている。教育課程は、教養科目を通じて幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することとし、専門科目を通じて専門的知識及び技術を修得できるよう編成されているため、提示された学習成果には具体性がある。

各科目は「カリキュラムマップ（履修系統図）」に示されているように、在学期間に体系的に学習できるよう配置されており、シラバスにも到達目標が明記されているので、学習成果は十分達成可能であり、在学期間内で獲得可能である。

各学科のディプロマ・ポリシーは、学則第4条の「学科の目的」と対応させて定められている。総合生活学科は、特に情報ビジネス業界、福祉ウェルネス業界、ファッション・インテリア業界などで活躍する人材育成を目的とし作成され、食物栄養学科は栄養士法などの関係法令に基づき作成され、幼児教育学科は保育者養成の要件に基づき作成されており、社会生活や地域貢献を行っていく上でも通用性がある力を身につけさせるものとなっている。

成績評価、GPA、成績評価マトリックス、実習先からの評価などにより、各学科の教員は学科の教育目的・目標の達成状況を適切に把握・評価している。

学生は学科の目的に沿って編成された教育課程で学ぶことにより、以下の免許・資格を取得できる。

<総合生活学科>

情報処理士、上級秘書士（メディカル秘書）、秘書士、介護職員初任者研修課程資格、

レクリエーションインストラクター

＜食物栄養学科＞

栄養士

＜幼児教育学科＞

幼稚園教諭二種免許状、保育士

上記の免許・資格の取得状況は、就職率の高さへとつながっており、本学の教育課程の学習成果に実的な価値があるとともに、本学の教育は社会的通用性を有しているといえよう。

各科目はシラバスに示された評価方法によって成績評価が行われ、学則 23 条に定められた 5 段階評価で学生に周知される。更に、学生が履修した全ての科目は、「カリキュラムマップ（履修系統図）」に集積され、学生は関連科目との学習成果達成度を明確に把握できるようになっている。GPA による成績評価システムも導入しており、学生、教員ともに学期間や学年間の成績比較を行うことができ、教育課程の学習成果の測定が可能である。

(b) 課題

教育課程における学習成果については以上のように具体的であり測定できるようにしており、学生は達成度を把握できるようになっている。しかしながら、個々の学生がディプロマ・ポリシーや学習成果を明確に理解できているか否かの確認は十分とは言えない。今後、これまでのデータを基に達成度を分析し、どの程度を達成とするか目標を決め、達成するための手立てなどを組織的に検討する必要がある。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

■ 基準Ⅱ-A-5 の自己点検・評価

(a) 現状

卒業生の進路先からの評価については、学外実習における教員の実習先訪問や、年に 1 回開催される就職懇談会の機会を利用して、聴取している。特に、就職懇談会については、学生の就職機会の公平性の確保と本学の人材教育の取り組みを企業にアピールするために開催されるもので、企業の人事担当者を本学に招いて、企業が求める人材、採用活動の現況、本学学生に対する意見等を聴取する機会となっている。就職懇談会は、平成 19(2007)年度から毎年開催されており、平成 27(2015)年度で 9 回目の開催となる。平成 27(2015)年度は、9 月 11 日に九品寺キャンパスで開催され、参加企業数は 39 社、内訳は一般職が 13 社、専門職（栄養士関係）が 12 社、専門職（幼稚園・保育士関係）が 14 社であった。就職懇談会への参加企業数は、平成 24(2014)年度は 26 社であったが、その数は年を追うごとに増加している。平成 27(2015)年度の就職懇談会は、第 1 部：グループ討論と第 2 部：懇親パーティの 2 部から構成され、第 1 部：グループ討論では、一般職関係と栄養士関係と幼稚園教諭・保育士関係で 6 つのグループに分けて、「企業・

事業者が求める人材及び採用活動の現況並びに本学学生について」を基本テーマに、企業の人事担当者と本学教職員が約 100 分のグループ討論を行い、企業の人事担当者から本学の卒業生に対する率直な意見を多数聴取することができた。

学外実習における教員の実習先訪問による聴取結果については、学科会議で報告し、また、就職懇談会については、実施結果及び企業側の出席者に対するアンケート結果等を就職支援委員会で報告するなどして、情報を共有し、学習成果の点検へと結び付けている。

(b) 課題

本学では、学外実習における教員の実習先訪問や、年に 1 回開催される就職懇談会の機会を利用して、卒業生の評価を聴取している。栄養士や保育士の専門職として就職した場合は、教員が実習先を訪問することで、卒業生の就職先の大部分をカバーできるが、一般企業に就職した卒業生の評価については、就職懇談会に参加した企業のみ意見に限定されるのが課題である。

■ テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の改善計画

ディプロマ・ポリシーについては、学内外に浸透させるための方策について、短期大学部教授会、短期大学部教務委員会等で検討を行なう。

各学科は、教育課程に対して次のような改善を計画している。総合生活学科では、卒業生及び就職先を対象にアンケート調査を行い、学習成果と社会での通用性との関連を明らかにするとともに、在学生を対象に調査を行い、学習成果の実感についても明らかにする。これらの結果を踏まえ、社会生活により活かすことができ、学生も実感できるような学習成果を検討し、教育課程の質の向上を目指す。食物栄養学科では、開講科目、開講時期、単位数の見直しを行い、少人数ゼミの導入や教養科目の再編を検討する。幼児教育学科では、特に非常勤教員との連携の強化に取り組み、カリキュラム・ポリシーの共通理解を進めていく計画である。

入学者を受け入れるにあたっては、受験生の能力を多面的、総合的に評価する入学者選抜の方法について、入試管理委員会短期大学部実施部会及び入試課において調査を進める。

学習成果の査定（アセスメント）について、各学科は以下のような改善を計画している。総合生活学科では、入学前スクーリングや学期ごとのオリエンテーション等を通して、定期的に繰り返しディプロマ・ポリシーや学習成果についての説明を行うとともに、学習成果が社会生活とどのように関連しているかを明示することで、学生の学習成果に関する理解を促すとともに学習への興味関心を持たせる。食物栄養学科では、「成績評価マトリックス」などにより達成度が把握できるようになっているが、それを個々の学生が十分に理解できているか否か、自己評価を教員にフィードバックさせることにより確認を行う。また、幼児教育学科では、学科の評価委員会において、学習成果のデータを比較分析する活動を位置づけ、目標の設定や目標達成のための手立てを検討するとともに、学科の教員全員で共通理解できるような改善を計画している。

卒業後評価については、一般企業に就職した卒業生の評価を聴取するために、平成

28(2016)年度に卒業生の就職先に対してアンケートを実施する。

＜提出資料・備付資料＞

提出資料	
学位授与の方針に関する印刷物	1. 学生便覧（平成 27 年度）
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	1. 学生便覧（平成 27 年度）
入学者受け入れ方針に関する印刷物	1. 学生便覧（平成 27 年度） 9. 募集要項（2015・2016）
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧	10. 授業科目担当者一覧表（平成 27 年度） 11. 時間割（平成 27 年度）
シラバス	6. 平成 27 年度開講授業科目シラバス
備付資料	
単位認定の状況表	6. 単位認定の状況表
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物	7. GPA 一覧表 8. 成績評価マトリックス 9. 資格取得関連資料

【テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援】

【区分 基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。】

■ 基準Ⅱ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学は学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて編成された教育課程を適正に実施し、教員はシラバスに記載した成績評価基準により学生の学習成果を厳正に評価している。教員は学習成果に対する成績評価において、個々の科目の学習成果の獲得状況を把握するとともに、「成績評価マトリックス」に示された関連科目の学習成果の獲得状況も適切に把握している。

学期ごとに、各科目の最終授業日に授業改善アンケートを実施し、教員は学生による授業評価結果を把握している。授業改善への教員の意識向上を図るため、アンケートの結果は教員に通知され、教員は改善報告書の提出を義務づけられている。アンケート結果及び改善報告書は学生と教員に公開され、次の授業の改善のために活用されている。また、授業内容については、関連科目の授業担当者間での意思疎通・協力・調整が行われている。

FD 推進活動の一環として、全教員の参加によるオープンクラス・ウィーク（全学的一斉授業公開制度）を毎年 6 月中旬から 7 月上旬に 3 週間の期間で実施しており、平成 27(2015)年度の専任教員の参観率は 100%であった。参観した授業については、報告書の

提出が義務づけられており、授業改善アンケートと同様に、授業・教育方法の改善に大きく寄与している。

成績評価、GPA、成績評価マトリックス、実習先からの評価などにより、各学科の教員は学科の教育目的・目標の達成状況を適切に把握・評価している。

学生に対する履修及び卒業に至るための指導は、クラス担任、授業担当者及び学科単位で設けている学生支援のための委員会等で対応し、担任による定期的な個別面談や授業担当者による学修支援など、個別に丁寧な指導を行なうとともに、非常勤教員からも協力を得ている。また、学科会議で情報を共有し、学科全体での指導体制も整えている。

本学では、各キャンパスの事務部に教務課を設置している。それぞれのキャンパスの人員配置状況については、武蔵ヶ丘キャンパスが教務課長 1 名、教務課長補佐 1 名、教務課員 2 名、九品寺キャンパスが教務課長 1 名、教務課長補佐 1 名、教務係長 1 名、教務課員 2 名である。なお、九品寺キャンパスの教務課長は九品寺キャンパス事務部長を兼務している。両キャンパスとも大学と短期大学部の学部・学科が設置されている関係上、大学・短期大学部の教務事項を分担して業務にあたっている。教務課の事務分掌は、尚絅学園事務組織規程第 10 条に以下のとおり、規定されている。

(教務課)

第 10 条 大学の教務事務を処理するため、それぞれの事務部に教務課を置く。

2 教務課は、次の各号の事務を分掌する。

- (1) 教育課程の編成及び授業運営に関すること。
- (2) 所管に係る諸規則の制定及び改廃に関すること。
- (3) 設置及び改組等の認可申請に関すること。
- (4) 授業科目の履修及び成績に関すること。
- (5) 入学及び卒業に関すること。
- (6) 学生の身分異動に関すること。
- (7) 学籍管理（学籍簿及び成績原簿等）に関すること。
- (8) 科目等履修生及び聴講生に関すること。
- (9) 学生便覧及び授業計画（シラバス）の作成に関すること。
- (10) 教員免許その他の課程認定に関すること。
- (11) 教員免許状等の資格申請に関すること。
- (12) 教員免許状更新講習に関すること。
- (13) 学生に係る各種証明書の発行に関すること。
- (14) 教室（情報処理教室を含む）の教育設備及び備品等の維持管理に関すること。
- (15) 保育実習、教育実習及び学外実習に関すること。
- (16) 留学生の派遣及び受入れに関すること。
- (17) 国際交流事業に関すること。
- (18) 教授会及び所管に係る委員会・会議等に関すること。
- (19) 所管に係る予算の編成及び執行に関すること。
- (20) 所管に係る統計及び調査等に関すること。

- (21) 総合教育センターの事務に関すること。
- (22) 大学のホームページのうち、所管に係るページに関すること。
- (23) その他教務に関すること。

教務課では、以上の事務分掌に従い、カリキュラム作成や時間割編成、履修指導や成績管理、学生便覧やシラバスの作成等の業務を通じて、学生の学習成果を認識するとともに、学生の学習成果の獲得に貢献している。

教務課長、教務課長補佐及び教務係長は、短期大学部教授会に陪席するとともに、教務課長は、短期大学部教務委員会などの主要な委員会には委員として出席し、審議に加わることで、学科の教育目的・目標の達成状況を把握及び改善のための取り組みに努めている。

SD 活動については、学内における研修会の開催や学外への研修会への参加を通じて、積極的に研鑽に努めている。学内における研修会は、平成 27(2015)年 9 月に、本学の心理カウンセラーを講師に招いて、「学生のメンタルヘルス支援について」をテーマに、事務職員のみならず教員も対象とした FD・SD 研修会として開催した。また、学外への研修会については、私立大学協会主催の初任者研修会や教務部課長相当者研修会（平成 27(2015)年 10 月）や本学で導入している教務システム開発会社主催の学務システム研修会（平成 27(2015)年 6 月）に参加した。

本学図書館は、九品寺キャンパスに本館、武蔵ヶ丘キャンパスに分館をそれぞれ設置しており、図書館運営に関する事項の審議を行うため、図書館運営委員会を設置し、本館部会、分館部会にて各館の運用を行っている。各館とも専任職員を配置し（本館 3 名、分館 3 名）、年間を通じて図書館資料の閲覧や貸出、学生の質問や相談に応じており、個人やグループでの学習支援にも随時対応している。また、年度当初には各キャンパスでの新入生オリエンテーションにて、図書館利用案内を新入生に配布し、利用教育を行っている。本館ではアクティブ・ラーニングスペースを設置し、グループでの学習支援に対応しているほか、個人で利用できるコンピューター（10 台）を配置し、レポート作成等に利用できるようにしている。分館では蔵書検索機と共用のコンピューター（10 台）を配置しているほか、ノートパソコンの貸出やサイレントスペースの設置、授業に関連した参考図書の展示など学生の学習向上のための支援を行っている。また、図書館職員は、教職員への資料の提供や施設の利用の呼びかけを行っているほか、学生への挨拶や声かけなどコミュニケーションを図ることで、学生の学習向上の一助になるよう努力している。

本館、分館とも、専門資料や資格取得、就職等に関する資料を学生が利用しやすいように資料の配置や動線に配慮しており、各館に設置された蔵書検索専用のコンピューターや、尚綱大学図書館ホームページを通じて本学の蔵書検索ができるほか、本館と分館間の資料の相互貸借、他学や機関からの複写文献の取り寄せといったサービスを行い、利便性の向上に努めている。

各キャンパスに情報処理教室が 2 室設置され、大学および短期大学部で共用されてい

る。情報処理教室は、授業だけでなく課題レポートなど学生の演習活動及び自学自習にも利用され、利用頻度は両キャンパスとも高い。九品寺キャンパスでは、他にも図書館や学生ホールに自習用パソコンを設置し、自由にレポートなどの課題が作成できる環境が整備されている。また、武蔵ヶ丘キャンパスでは、幼児教育学科にパソコン自習室を設置し、自由にレポートなどの課題が作成できる環境が整備されている。

両キャンパスの全ての建物、体育館、教室、各教職員室には学内 LAN が敷設されている。情報処理教室に設置されたパソコンは全て学内 LAN に接続され、さらにインターネットに接続されている。入学時には学生全員に電子メールアドレスが付与され、授業で利用方法や注意事項の指導を行い、授業のほか学生間、学生と教職員間の連絡に活用されている。

また、教育課程及び学生支援を充実させるために、情報リテラシー（パソコンの基本操作、電子メール、セキュリティ、ワープロ・表計算・プレゼンテーション等）について指導を行い、情報活用技術の向上を図っている。さらに、教員が提出課題の状況をアップロードし、学生が自分の課題の提出状況を参照することができるようになっている。レポートを作成する際にも、インターネットを活用してレポート作成に必要な情報収集を行ない学習活動に生かしている。九品寺キャンパスの情報処理に関する授業科目では、情報処理教室を開放し、放課後の時間等を活用し、自発的な利用を促すようにしている。また、ウェブサイトを通して、学内外を問わず学生が自主的に学習できるようなプログラムを作成・公開している。

教職員は学内のプロジェクター、DVD プレーヤー、コンピューターなどの施設設備を、授業、資料作成及び教職員間の連絡調整などに有効に活用している。利用可能な学内 LAN 及びコンピューターを学生にも紹介し利用の促進に努めている。

(b) 課題

全教員が学習成果の獲得状況を適切に把握するように努めているが、改善の余地がある。授業内容についての意思疎通、協力・調整については、各領域の担当者間で行われているが、非常勤教員との意思疎通については、十分とはいえない状況にある。学習成果を教員間で共有するシステムの構築が望まれる。「成績評価マトリックス」については、表計算ソフトを用いて作成しており、一部教員に負担がかかっている。情報の共有とデータの迅速な分析を可能とするための工夫が必要である。

授業改善アンケートは匿名のため、その結果や自由記述部分の扱いについて教員間で意見の一致をみていない。また、授業改善アンケートの結果が学生の学習成果の獲得にどのように寄与しているのか明らかでないため、アンケート結果の利用法について検討を進めるとともに、教員間で共通認識を持つことが課題である。

事務職員が所属部署の職務を通じて、学修成果の把握・査定のためのポートフォリオを構築していくためには、FD・SD 研修を定期的実施するなどして、全教職員の共通理解をさらに深めていくこと必須である。

図書館については、アクティブ・ラーニングスペース等設置しているが、学習支援を行う環境を整備し、各館のスペースを活かして利便性を高める。

学習成果の獲得支援のための、学生が利用可能な学内 LAN の整備が不十分である。ま

た、教職員は教育課程及び学生支援を充実させるためのコンピューター利用技術の更なる向上に努めているが、その時間の確保が課題である。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的にやっている。】

■ 基準Ⅱ-B-2 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、学習成果の獲得に向けて、様々な機会を利用して、学習の方法や科目の選択のためのガイダンスを行っている。入学前スクーリング、入学後のオリエンテーション、さらには学期の開始時・終了時のオリエンテーションで、各領域の履修方法や学習方法、資格取得の方法などを確実にかつ丁寧に説明し、学習の動機付けを行っている。

ガイダンスのための資料として、学生便覧、シラバス、学科ごとに作成される新入生向けガイドブックなどの印刷物を配布し、それらを活用して各担当者が学生全員に説明を行っている。学生便覧は学則をはじめとして、包括的に学習成果の獲得について定めており、新入生向けガイドブックは各学科の目的に沿った学習成果の獲得に向けて重要な役割を果たしている。また、シラバスは個々の科目で求められる学習成果の獲得について、学生の理解を助ける役割を果たしている。

基礎学力が不足する学生については、学科会議等で情報交換を行い、科目担当者が中心となって補講等での個別的支援を行っている。情報処理の科目では、情報処理教室を開放し、放課後の時間等を活用して自発的な利用を促すようにしている。また、ウェブサイトを通じて、学内外を問わず自主的に学習できるようなプログラムを作成・公開している。入学時の個人の学力格差を是正するための特別な支援は正規のカリキュラムには組み込まれていない。しかしながら、各教員は補習教育が必要な学生に対してはオフィスアワー等を利用して指導を行うほか、特別課題等を課すなどして対応している。

また、定期試験前には、希望の学生を集め試験準備の相談会を開くとともに、再試験を2科目以上抱えた学生に対し担当者が個別に面接を行い、その相談指導に当たっている学科もある。

学力の不足が学習意欲を低下させ、ひいては就学意欲の減退につながることもあり、個々の教員のみでの対応では困難であるため、福祉的な視点も導入して、総合的な学習・生活支援を行っている。学生生活の継続と学修成果の獲得を支援する「退学防止対策班」や「特別な支援を要する学生のための委員会」を設けている学科もある。また、教務課においても、学生の授業への出席状況を定期的に調査・集計し、学修意欲の状況を把握することに努めている。以上述べたとおり、学科の教員全員で支援に取り組む一方、必要に応じて保健室の教員や心理カウンセラー、教務課、庶務会計課、学生支援課などと連携しながら対応を協議している。更に、保護者や外部（高校時代の担任等）との連携も図っている。情報は定期的なケース検討会を経て学科で共有し、先進的事例校の視察を含め他大学の情報を収集する等、ノウハウの蓄積に努めている。

学習上の不安や悩みを抱える学生が相談できるよう全教員がオフィスアワーを設定し、

学習内容の疑問点、学習方法、課題作成などについて細やかな指導助言を行っている。キャリアカウンセリング等の機会に担任によるヒアリングも行っている。更に、疲労蓄積度調査が実施され、専門家による分析結果が学科にフィードバックされ、指導に活かされている。

なお、本学では通信による教育は行なっていない。

食物栄養学科では、進度の速い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援としては、専門教育科目に 12 科目の選択科目を開講して高度な教育内容を提供しており、学生はそれぞれの進路と興味関心に応じて受講し、一定の学習成果を獲得している。また、幼児教育学科では、ピーク制（全教科にわたって広く履修するとともに、特定の教科あるいは分野について深く専門的に学ぶこと）を採用しており、ゼミ形式の「専門研究Ⅰ」「専門研究Ⅱ」において、学生たちは自分の得意な分野のゼミを選択し、それぞれの興味関心に基づき、知識・技能等を伸ばすことができるよう指導している。

留学生の受け入れについては、学則第 10 条第 2 項において、「外国人留学生に対して日本語科目を開設する」旨定めるとともに、第 11 条第 2 項別表第 4 により、外国人留学生の特別履修科目として「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」「日本語Ⅲ」「日本語Ⅳ」を設けているが、これまで留学生受け入れの実績はなく、また、留学生の派遣（長期・短期）の実績もない。

(b) 課題

学習成果の獲得に向けた支援体制の整備は進んでおり、シラバス記載項目の一つである「到達目標」達成のための改善・工夫は行われているが、非常勤教員を含めた教員間の連携体制づくりが必要である。各学科で、基礎学力の不足する学生への指導、進度の速い学生への指導、入学時の学習意欲を維持させる方法などについて共通認識を構築し、きめ細かな個別支援体制へと改善していくことが今後の課題である。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

■ 基準Ⅱ-B-3 の自己点検・評価

(a) 現状

学生の生活支援のための組織として、大学と短期大学部の教職員から構成される学生支援委員会を設置するとともに、その下部組織として各キャンパスに部会（九品寺キャンパス部会、武蔵ヶ丘キャンパス部会）を設置している。また、各キャンパスの事務部には、学生支援課を設置し、教職協働による学生生活の支援体制を整備している。

学生の自治組織である学生会はキャンパスごとに組織されている。各キャンパスの学生会が主催する新入生歓迎会、学園祭、スポーツ大会などの行事については、学生の主体性を尊重しながらも、各種行事に教職員が参加することで、運営等に関する助言を行っている。クラブ・同好会の数は決して多くないが、学科の特性を生かしたクラブ・同好会が、教員の支援を受けながら活動している。特に、「ボランティアサークル九品寺 GAMADAS」は、高齢者福祉施設における定期的な交流や熊本城マラソンボランティア

への 5 年連続参加など、地域貢献に取り組んでいる。なお、学生支援委員会において、クラブ・同好会活動の更なる活性化を図るため、各クラブ・同好会に対して実態調査を行った。

九品寺キャンパスでは、九品寺 1 号館 1 階に学生食堂及びコンビニエンスストアが設置されている。また、九品寺 4 号館 1 階には尚綱サポートセンターと学生ホールを設置している。尚綱サポートセンターでは、教科書や実習用品などコンビニエンスストアでは対応が困難な物品の取り扱いを行っている。学生ホールには、談話用のテーブル、椅子を設置するとともに、自習用の個人机、パソコン (10 台)、給湯器、電子レンジなども設置している。また、九品寺 5 号館地下 1 階には、学生ロッカー室を設置し、学生 1 人につき 1 台を貸与している。一方、武蔵ヶ丘キャンパスでは、大学と共用の学生ホールに学生食堂を設置している。学生ホールには自由に使えるパソコン (2 台)、給湯器、電子レンジなども設置している。また、短大 3 号館には短期大学部専用の学生ホールを設置するとともに、談話用のテーブル、椅子、電子レンジ (2 台)、電気ポットなども設置している。短大 2 号館の横には、学生ロッカー室も設置し、学生 1 人につき 1 台を貸与している。

学生寮は武蔵ヶ丘キャンパス、九品寺キャンパスにそれぞれ設置されている。武蔵ヶ丘キャンパスの学生寮は、キャンパスから徒歩 5 分の距離に設置されている。教員が舎監長及び副舎監長を務め、日中は寮母が、また、夜間から早朝にかけては男性職員が舎監として寮に常駐している。寮費は月額 19,000 円で、食費は月額 28,000 円 (1 日 3 食) である。このほかに冷暖房費が年額 4,000 円必要となる。なお、寮費に対しては後述のとおり免除制度も設けている。一方、九品寺キャンパスの学生寮は民間会社が運営する食事付きの寮を、セキュリティ面を配慮し、法人がフローアごと借り上げ、学園の指定寮として提供している。また、九品寺キャンパスの学生寮の寮費については、武蔵ヶ丘キャンパスの寮費とできるだけ格差が生じないように法人から補助支出を行い、一般の利用者に比べ割安な料金となるよう配慮している。

通学バスの運行は、いずれのキャンパスでも行っていない。ただし、武蔵ヶ丘キャンパスについては、日照時間が短い 11 月～2 月にかけて、学生の下校時の安全確保のため、申請者のみ最寄りの駅までタクシーによる送迎を行っている。両キャンパスとも、学生数に見合った駐輪場を学内に整備しているが、学生向けの駐車場を学内に整備することはしていない。ただし、公共交通機関による通学が困難な学生に対しては敷地外の駐車場を契約することを条件に自家用車通学を認めている。また、身体上の理由により自家用車以外での通学が困難と判断される学生については個別の配慮が可能となっている。

家計の急変等により授業料の納付が困難となった学生は、「尚綱大学・尚綱大学短期大学部授業料免除規程」に基づき、授業料の免除を申請できる。また、武蔵ヶ丘キャンパスにある如蘭学寮に入寮を希望する入学者で、一定の要件を満たした場合は、「尚綱大学・尚綱大学短期大学部における如蘭学寮の寮費免除規程」に基づき、寮費免除が行われる。一方、本学に姉妹で入学する場合は、「尚綱大学・尚綱大学短期大学部における姉妹への入学金免除規程」に基づき、また、併設の尚綱高等学校から特別推薦により入学する場合は、「尚綱大学・尚綱大学短期大学部における尚綱高等学校からの特別推薦入学者に対する入学金免除規程」に基づき、入学金の一部が免除される。このほかにも、留学を希

望する学生には「尚絅大学・尚絅大学短期大学部海外留学奨学金規程」により奨学金が支給される。

各キャンパスの保健室に養護教諭一種免許状取得者を配置し、学生の健康相談、心的支援等を行っている。また、各キャンパスともカウンセリング室を設置し、臨床心理士の有資格者によるカウンセリングの機会を毎週木曜日の 11 時から 13 時に設けている。

学生の健康管理、メンタルヘルスケアに対しては、学科独自の取り組みも行われている。総合生活学科では、学科教員 3 名からなる退学防止対策班が定期的に連絡会議を開いて対応を協議しているほか、入学時の提出書類の一つである保健調査票の内容を学科内で共有し、支援や配慮の必要な学生への対応に活用している。幼児教育学科では、学科教員及び養護教諭によって構成される特別支援委員会を設置し、学生生活において支援が必要な学生の情報の共有化と対策を検討し、そこで議論された内容及び結果については、学科会議で報告を行っている。

学生生活に関して学生の意見や要望を聴取するために、毎年 8 月、「学生生活に関する実態調査」を大学と短期大学部の学生を対象に実施している。集計結果については、結果分析とともに、学生及び教職員に公表している。特に自由記述における学生からの意見や要望については、その全てについて、該当する学科又は事務担当課が回答を行っている。また、このほかにも、意見箱を学生ホールや学生食堂に設置して、学生の意見や要望の聴取に努めている。意見箱に投書された意見については、毎月開催されるキャンパス部会において対応が検討され、その結果については掲示板において公表される。

留学生の学習（日本語教育等）については、学則第 10 条第 2 項において、「外国人留学生に対して日本語科目を開設」する旨定めるとともに、学則第 11 条第 2 項別表第 4 において、外国人留学生の特別履修科目として、「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」「日本語Ⅲ」「日本語Ⅳ」を設けているが、近年、外国人留学生の入学者の受け入れはない。

社会人学生の学習を支援する体制については、社会人入試により社会人を受け入れるとともに、入学前の既修得単位の認定を行っているほか、科目等履修生及び聴講生に関する規程を定めるなど、社会人に対し学習の機会を提供している。

障がい者の受け入れにあたっては、「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における障害をもった学生の修学の支援要項」を定め、身体や聴覚に障がいを持った学生を受け入れてきた。また、施設設備の全面バリアフリー化は多額の費用を要するので、障がいを持った学生が入学する都度、障がいの度合いに応じて必要な措置を講じている。

なお、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」第 6 条第 1 項の規定に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）」が策定されたことに伴い、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」を制定し、平成 28(2016)年 4 月 1 日より施行する予定である。また、上述の「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における障害をもった学生の修学の支援要項」はこれに伴い廃止される。

長期にわたる教育課程の履修として、学則第 21 条第 1 項において、「学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、短期大学部部長は、その長期にわたる計画的な履修を許可することがある。」とし、同条第 2 項にお

いて「長期にわたる教育課程の履修に関する規程は、別に定める。」としている。

学生の社会的活動については、ボランティア活動に関する調査・研究及び情報の収集・発信を行うとともに、学生のボランティア活動の支援を行い、地域社会へ貢献することを目的に、平成 26(2014)年度に尚綱ボランティア支援センターが設立された。ボランティアに関する情報は、大学ホームページに設けられた尚綱ボランティア支援センターの専用ページから、随時発信されている。なお、総合生活学科では、学生の積極的な地域活動・地域貢献を目指して、「ボランティア実習」(専門教育科目・選択)を 1 年次前期に開講している。

(b) 課題

本学の学生支援に関する組織として、大学と短期大学部の教職員から構成される学生支援委員会とその下部組織として九品寺キャンパス部会及び武蔵ヶ丘キャンパス部会があるが、大学・短期大学部間又は各キャンパス間で、学生支援内容が異なったり、あるいは、意思決定までに多くの時間を要したりなどの問題が生じているので、組織体制の検討・改善が課題である。

クラブ・同好会活動については、学生の主体的活動は活発であるとは言えない。また、武蔵ヶ丘キャンパスでは、冬季下校時の安全確保のため、タクシーによる送迎を行っているが、近年利用者が減少傾向にあるので、その原因を調査する必要がある。

長期にわたる教育課程の履修に関しては、学則第 21 条に、長期にわたる計画的な履修に関する定めがあるが、そのための規程が整備されておらず、長期履修制度の整備が検討課題である。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

■ 基準Ⅱ-B-4 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では就職支援のために、併設の大学と短期大学部の合同による就職支援委員会を設置するとともに、その下部組織として大学就職支援部会と短期大学部就職支援部会を設置している。

就職支援委員会の委員構成については、就職支援委員会規程第 3 条第 1 項に以下のとおり定められている。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長補佐
- (2) 文化言語学部長及び生活科学部部長
- (3) 短期大学部部長
- (4) 大学就職支援部会長
- (5) 短期大学部就職支援部会長

- (6) 学園事務局長
- (7) 大学事務局長
- (8) 各キャンパス事務部長
- (9) 各キャンパス就職課長
- (10) その他委員長が必要と認める者 若干人

また、就職支援委員会の審議事項については、同規程第 4 条に以下のとおり定められている。

(審議事項)

第 4 条 委員会は、次に掲げる事項について審議・支援する。

- (1) 就職支援事業の基本方針に関すること
- (2) 求人先の開拓に関すること
- (3) 就職情報についての連絡調整に関すること
- (4) 就職観育成のためのキャリア教育の推進に関すること
- (5) 就職支援に係る広報に関すること
- (6) 職業紹介業務等の規程に関すること
- (7) 就職支援の予算に関すること
- (8) その他就職支援に関すること

就職支援委員会は以上の規程に基づき、夏季と春季の年 2 回開催されるキャリアガイダンスや企業の人事担当者との交流を目的とした就職懇談会などの企画立案・実施や就職のてびきの作成など就職支援のための様々な活動を行っている。

また、学科レベルにおいても就職支援のための活動は行われている。総合生活学科では、就職支援委員を 2 名配置するとともに、学生の就職活動状況一覧表を定期的に作成し、就職課との連携構築を図っている。食物栄養学科では、就職支援委員 2 名が卒業年次の担任 2 名とともに情報を共有しながら就職支援を行い、月 1 回の学科会議で学科の教員全体に就職支援の状況を報告している。幼児教育学科では、学科内に就職委員会を組織し、卒業年次の担任 4 名とともに月 1 回の幼児教育学科就職委員会を開催している。

本学では、各キャンパスの事務部に就職課を設置し、武蔵ヶ丘キャンパスに 3 名、九品寺キャンパスに 3 名の人員を配置している。なお、就職課長は両キャンパスの課長を兼務している。各キャンパスとも、就職課員が常駐し、相談に訪れた学生への対応ができるよう体制を整備している。

就職支援を目的に「就職指導」を 2 年次前期より時間割に組み込む形で実施しているが、【表 2-1】のとおり、各学科で取得できる資格が異なることから、「就職指導」も学科単位で実施している。

【表 2-1】各学科で所定の単位を修得することにより取得できる資格

総合生活学科	情報処理士、上級秘書士（メディカル秘書）、秘書士、介護職員初任者研修課程資格、レクリエーションインストラクター
食物栄養学科	栄養士
幼児教育学科	幼稚園教諭二種免許状、保育士

また、平成 27(2015)年 10 月には、就職試験対策として、就職課の主導により、SPI テスト対策を目的に就活サークル（Web 試験勉強会）が立ち上げられ、九品寺キャンパスでは 12 回、武蔵ヶ丘キャンパスでは 15 回の勉強会が開催された。

各学科の状況は次のとおりである。総合生活学科では、2 年生全員の就職状況一覧を作成したうえで、卒業演習ゼミの担当教員が学生の動向把握に努め、就職課員と情報を共有している。食物栄養学科では、2 年生全員の就職活動がわかるよう、受験先や結果に関するデータを作成し、学科で共有している。就職活動が活発になる 2 年次後期には、就職支援委員から学科長及び卒業年次の担任へ就職活動状況を 2 週間ごとにメール配信し、就職支援に活用している。また、このデータは集計分析を行い、1 年次後期開講科目の「キャリア教育」と 2 年次前期開講科目の「就職指導」において在学生に情報提供され、就職活動における貴重な情報源となっている。幼児教育学科では、2 年生全員の就職活動がわかるよう、受験先や結果に関するデータを作成し、幼児教育学科教員及び就職課員が情報を共有して、就職支援に活用している。平成 27(2015)年度の就職状況は、1 年次後期開講科目の「キャリアデザイン」、2 年次前期開講科目の「就職指導」において、在学生に情報提供される。

本学における平成 28(2016)年 3 月卒業生の進学状況は【表 2-2】のとおりである。進学者に対しては、個別面談の機会を設けて支援を行っている。また、管理栄養士を目指して、併設の尚絅大学生生活科学部への 3 年次編入を目指す学生が多い食物栄養学科では、前述の「就職指導」において、編入学試験における試験対策や面接対策を組み込んでいる。なお、平成 28 年 3 月卒業生の進学者に留学をした学生はいなかった。

【表 2-2】平成 28 年 3 月卒業生の進学状況

学 科	進学者数	進 学 先
総合生活学科	3 名	大学編入（2 名）、専門学校（1 名）
食物栄養学科	6 名	大学編入（6 名） ※全て尚絅大学生生活科学部 3 年次編入
幼児教育学科	1 名	専門学校（1 名）

(b) 課題

短期大学部には総合生活学科、食物栄養学科及び幼児教育学科の 3 学科があるが、そ

それぞれの学科で取得できる資格が異なる。このため一般職、専門職に就きたい学生の就職に対する意識に差がみられるので、学生一人ひとりにあったきめ細かい支援が必要である。

[区分 基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-B-5 の自己点検・評価

(a) 現状

入学者受け入れ方針（以下、「アドミッション・ポリシー」という。）については、入学希望者が必ず目を通すよう、募集要項の1ページ目に明記している。

本学では、受験の問い合わせなどに迅速に対応できるよう、武蔵ヶ丘キャンパスと九品寺キャンパスの両キャンパスに入試課を設置している。平成27(2015)年度の各キャンパスの入試課の人員配置状況は、武蔵ヶ丘キャンパスが3名（専任2名、兼務1名）、九品寺キャンパスが3名（専任2名、兼務1名）で、入試課長は両キャンパスを兼務している。各キャンパスに入試課を設置しているが、対外的には「尚絅大学・尚絅大学短期大学部入試センター」（以下、「入試センター」という。）として窓口を一本化し、利便性の向上に努めている。問い合わせ方法は、電話による問い合わせのほか、メールによる問い合わせも多く、入試課員は、その都度適切に対応している。

入試事務については、出願受付業務を入試センターに集約するとともに、入試実施については、各キャンパスの入試課が行っている。広報については、新聞やテレビなどの媒体については学園事務局が担当し、進学サイトや進学雑誌などの媒体及び入試広報誌「SHOKEI CAMPUS GUIDE」の作成については入試センターが担当している。また、進学相談会や高等学校への出張入試説明会、学校見学などについては、原則として各キャンパスの入試課で対応することとしている。

本学における、平成28(2016)年度入学者選抜方法は、【表2-3】のとおりである。合否判定は、各学科の学科会議、短期大学部教授会、入試管理委員会の慎重な審議を経て、公平公正に行われている。

【表2-3】平成28年度短期大学部入学者選抜方法

入試区分	選考方法等
AO入試 ＜第1回・第2回・第3回＞ ※総合生活学科のみ実施	【選考方法】 活動記録、志望動機などが記入されたエントリーシートを受理した後、授業体験・面談を実施し、本学との適性を慎重に見極めた上で、出願許可を与える。出願書類受領後、合格通知を送付。
推薦入試 (指定校推薦、一般推薦)	【推薦基準】 指定校推薦入試 （専願／現役に限る） 1. 尚絅学園建学の精神に賛同し、本学の就学に意欲を有する者で、総合生活学科・食物栄養学科・幼児教育学科が指定した出身校等学校長の推薦を受けた者。 2. 評定平均値：総合生活学科は3.2以上の者。食物栄養学科、幼児教育学科は3.5以上の者。

	一般推薦入試（平成 26 年 3 月以降卒業の者及び見込みの者） 1. 本学を専願とし、人物に優れ、就学の意欲を有する者で、出身校等学校長の推薦を受けた者。ただし、食物栄養学科の受験者は併設の大学生活科学部との併願可。 2. 評定平均値：食物栄養学科、幼児教育学科は 3.2 以上が望ましい。総合生活学科は特に定めない。なお、食物栄養学科の受験者で併設の大学生活科学部との併願者は 3.5 以上の者。 【選考方法】 調査書、小論文、面接																				
一般入試 ＜第 1 回・第 2 回＞	【選考方法】 国語（100 点）、英語（100 点）																				
大学入試センター 試験利用入試 ＜第 1 回・第 2 回＞	【選考方法】 <table><tr><th>学科</th><th>科目 （●必須○選択）</th><th>配点</th><th>備考</th></tr><tr><td>総合生活学科</td><td>○2 教科 2 科目</td><td>各 100 点</td><td>3 科目以上受験した場合、高得点の 2 科目を採用。ただし、理科の基礎を付した科目については、2 科目選択をもって 1 科目とする。</td></tr><tr><td rowspan="2">食物栄養学科</td><td>○国語、外国語（英語）から 1 科目</td><td>100 点</td><td rowspan="2">2 科目以上受験した場合、高得点の科目を採用。ただし、理科の基礎を付した科目については、2 科目選択をもって 1 科目とする。</td></tr><tr><td>○理科から 1 科目</td><td>100 点</td></tr><tr><td rowspan="2">幼児教育学科</td><td>●国語</td><td>100 点</td><td rowspan="2">2 科目以上受験した場合、高得点の科目を採用。ただし、理科の基礎を付した科目については、2 科目選択をもって 1 科目とする。</td></tr><tr><td>○国語以外の 1 教科 1 科目</td><td>100 点</td></tr></table>	学科	科目 （●必須○選択）	配点	備考	総合生活学科	○2 教科 2 科目	各 100 点	3 科目以上受験した場合、高得点の 2 科目を採用。ただし、理科の基礎を付した科目については、2 科目選択をもって 1 科目とする。	食物栄養学科	○国語、外国語（英語）から 1 科目	100 点	2 科目以上受験した場合、高得点の科目を採用。ただし、理科の基礎を付した科目については、2 科目選択をもって 1 科目とする。	○理科から 1 科目	100 点	幼児教育学科	●国語	100 点	2 科目以上受験した場合、高得点の科目を採用。ただし、理科の基礎を付した科目については、2 科目選択をもって 1 科目とする。	○国語以外の 1 教科 1 科目	100 点
学科	科目 （●必須○選択）	配点	備考																		
総合生活学科	○2 教科 2 科目	各 100 点	3 科目以上受験した場合、高得点の 2 科目を採用。ただし、理科の基礎を付した科目については、2 科目選択をもって 1 科目とする。																		
食物栄養学科	○国語、外国語（英語）から 1 科目	100 点	2 科目以上受験した場合、高得点の科目を採用。ただし、理科の基礎を付した科目については、2 科目選択をもって 1 科目とする。																		
	○理科から 1 科目	100 点																			
幼児教育学科	●国語	100 点	2 科目以上受験した場合、高得点の科目を採用。ただし、理科の基礎を付した科目については、2 科目選択をもって 1 科目とする。																		
	○国語以外の 1 教科 1 科目	100 点																			
社会人入試	【選考方法】 小論文及び面接																				
外国人留学生入試	【選考方法】 日本語の作文及び面接																				

入学手続者に対し、各学科で入学までに入学前スクーリングを実施している。その内容は、入学後の学生生活が有意義なものになるよう、入学前に取り組んでもらいたい課題や心構え、各学科の教育内容や学生生活について情報を提供している。

入学時には、各学科でオリエンテーションを実施し、建学の精神、学科の特色、教育方針、履修の方法、学園施設の案内と利用、奨学金、学生会、クラブ活動、事務手続き等の説明や、学生生活の送り方に関するアドバイス等多岐にわたる指導を懇切丁寧に行っている。

(b) 課題

アドミッション・ポリシーは受験生に対して明確に示しており、現状として概ね問題はないと思われる。今後は、文章での記載にとどまらずオープンキャンパスや出前授業等の機会を通じて、受験生だけでなく保護者に対しても積極的な情報提供を行っていくことが課題といえる。

■ テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画

各学科では、学習成果の獲得状況を把握するために、次のような改善を計画している。総合生活学科では、教員間で授業改善アンケートについて検討を行い、修正・改善すべき点を明確化し、修正・改善を実施するとともに、学生の自主的学習の状況を把握する。食物栄養学科では、学習成果を教員間で共有するシステムを構築し、学生による授業改善アンケートの結果が学生の学習成果の獲得にどのように寄与しているのか明らかにしたい。また、幼児教育学科では、非常勤教員との懇談会を充実させ、学習成果の獲得状況について共通理解を深め、指導のあり方を検討する予定である。

学修成果の把握・査定のためのポートフォリオに対する全教職員の共通理解を図るために、教務委員会及び教務連絡協議会において学修成果の把握・査定に関する研修を実施するとともに、教務課職員を中心に、平成 28(2016)年 6 月開催予定の教務システム開発会社 JAST 主催の教務システムの研修会など、外部研修会に参加し、教務課が中心となって平成 28(2016)年 9 月までに学内での教務システムの研修会を実施し、現在あるシステムの有効活用を目指す。またシステムを活用するために職員の情報機器運用技能の向上等の自己啓発を促す。

図書館については、本館部会及び分館部会において、アクティブ・ラーニングスペースの整備を検討し、学生への学習向上のための支援を継続的に実施する。また、平成 28(2016)年度中に各館部会の委員を中心に教員への呼びかけを行い、グループ学習等に活用するほか、定期試験期間中にはグループ学習室を自習場所として開放するなど、スペースの利便性を高める工夫を行う。

学内 LAN やコンピューター利用技術の向上については、学習成果の獲得支援のための、無線 LAN の導入も含めて学内 LAN の整備を検討するとともに、教職員のコンピューター利用技術向上させるための研修会を開催する。

学習成果の獲得に向けた支援体制について、総合生活学科では、教員間のコミュニケーションを深めながら、学習成果の獲得に向けて取り組み、かつ教員と事務職員の合同研修会を定期的で開催し、連携協働体制の構築・強化を図る。また、退学防止対策班の

活動については、事例検討や他校の先進事例等について学科内の研修を重ねて、共通認識を深めていく。食物栄養学科では、専門科目を学ぶために必要な基礎学力に関して、学生間の格差を是正するための個別支援の方法を検討したい。また、幼児教育学科では、平成 27(2015)年度より始めた「特別な支援を要する学生のための委員会」の取り組みや、実習指導における「書く力」の個別指導等を充実発展させるとともに、特に支援を要する学生に対して継続的に支援を行う取り組みを検討中である。

学生の生活支援については、学生支援委員会（全学）とその下部組織の九品寺キャンパス部会および武蔵ヶ丘キャンパス部会において学生支援に関する審議を行っているが、併設の大学や 2 つのキャンパス間での学生支援内容が異なるものもあり、意思決定まで時間がかかり過ぎる場合もあるため、現状の組織体制が最善であるか平成 28(2016)年度以降の学生支援委員会において検討する。サークル活動に関しては、平成 27(2015)年度に実施したクラブ実績調査結果をもとに平成 28(2016)年度の学生支援委員会において活性化策を検討する。また、学生会活動、及びサークル活動の実態について把握し、サポート体制を強化する。通学に関しては、武蔵ヶ丘キャンパスにおける冬期帰宅時のタクシー運行における課題を利用学生より聴取し、運行時間の見直しや申請方法の検討を平成 28(2016)年度以降に行う。社会人学生の学習を支援する体制に関しては、長期履修制度を機能させるための検討・整備を平成 28(2016) 年度における教務連絡協議会および学生支援委員会で行う。

就職支援については、学生一人ひとりにあったきめ細かい支援を実現するために、平成 28(2016)年度からキャリアカウンセラーの有資格者を就職課に配置する。

アドミッション・ポリシーについては、受験生のみならず、高校の進路担当者や保護者などに対し周知するための方策について、入試管理委員会短期大学部実施部会及び各学科において検討を行う。

＜提出資料・備付資料＞

提出資料	
学生便覧等（学則を含む）、学習支援のために配付している印刷物	1. 学生便覧（平成 27 年度）
短期大学案内（2 年分）	2. SHOKEI CAMPUS GUIDE（2015・2016）
募集要項・入学願書（2 年分）	9. 募集要項（2015・2016）
備付資料	
学生支援の満足度についての調査結果	10. 学生生活に関する実態調査集計結果
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	11. オリエンテーション資料
学生支援のための学生の個人情報を記録する様式	12. 学生調査票 13. 保健調査票
進路一覧表等の実績についての印刷物（過去 3 年間）	14. 就職状況統計資料
GPA 等の成績分布	7. GPA 一覧表

学生による授業評価票及びその評価結果	15. 授業改善アンケートマークシート 16. 授業改善アンケート集計結果分析
社会人受け入れについての印刷物等	17. 募集要項（2016）
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし
FD 活動の記録	18. FD 推進部会議事要録
SD 活動の記録	20. SD 研修会開催状況一覧

■ 基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画

総合生活学科では「社会での通用性、学習成果の実感」等に関する卒業生への自己評価アンケートを実施し、教育課程の点検・改善に活かす。食物栄養学科では表現力やコミュニケーション能力を掲げる科目の強化に取り組み、幼児教育学科では教員間の共通理解を深める取り組みを強化する。これによって、教育課程を見直し、教育の質保証を図る。学習成果の獲得に向けた支援対策として、各学科で「基礎学力の不足する学生への指導」取り組みを開始する。

学生支援については、併設の大学や2つのキャンパス間での意思決定に時間がかかり過ぎる場合があり、組織体制の改善を検討する必要がある。就職支援については、平成28(2016)年度からキャリアカウンセラーの有資格者を就職課に配置して、学生一人ひとりにあったきめ細かい支援を図る。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

特になし。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

■ 基準Ⅲの自己点検・評価の概要

学生が効率よく学習成果を獲得するためには、良質の教育資源と安定した財的資源が必要である。教育資源のうち、人的資源として、教員・職員が配置され、物的資源として施設設備が整備されている。

教育課程編成・実施の方針に基づいて開設される授業科目を担当する教員は、「尚絅大学短期大学部教員採用選考規程」の任用基準に照らして採用しており、短期大学設置基準を満たす数と資質を有している。学科の主要授業科目については専任教員が担当することとしている。専任教員で補えない科目については併設校の尚絅大学に委嘱した兼任教員が担当し、また、専門性の高い一部の科目については外部の兼任教員が担当し、教育課程編成・実施の方針に基づく教育課程の質を保証している。これらの兼任教員についても教員採用選考規程により適正に採用している。

教員が十分に研究活動を行えるように「尚絅大学短期大学部個人研究費規程」「学校法人尚絅学園における研究に係る外部資金取扱規程」等の規程を整備し、全ての専任教員に研究室が提供され、研究成果を発表する機会を支援している。

学生の学修成果獲得を支援するために事務体制を整備し、事務職員を配置するとともに、学生が安心して学生生活を送ることができるよう各種規程を整備している。

人事管理については、「職員就業規則」のほか、関連規程を整備し、常時閲覧可能な状態で適切に運用している。また、人事評価制度についても開始から3年を経過（試行期間を入れると4年）し、定着しつつあるが、さらに納得性、公平性の観点から評価者訓練と合わせて、的確なフィードバックの確立を推し進めることとしている。

物的資源である施設設備については、本学の教育課程編成・実施の方針を反映した教育内容を保証する校地・校舎を整備している。

施設設備の維持管理については、関連規程に基づき適切に実施しており、特に防災、防犯対策は、平成25(2013)年度以降、実施計画に基づき着実な体制整備を行っている。ネットワークシステムについては、特定個人への依存度が高かった反省を踏まえ、全体像を洗い出しながら、システムの再構築を図っていくこととしている。

図書館サービスや情報技術に関する環境整備を行っている。現在使用している情報処理室のパソコンはOSにWindows7を使用しているが更新の検討が必要である。

財的資源の適切な管理については、九品寺キャンパス再開発及び武蔵ヶ丘キャンパス耐震化工事等の財政出動が一段落し巡航速度になっている。会計処理に関しても、学校法人会計基準及び経理規程等の関連規程を遵守し適切に管理を実施している。また、資産運用に関しては、資金運用管理規程に基づき、年度の資金運用方針を策定し、理事会、評議員会での審議検討を経て実施され、実施結果の報告を行っている。今後は、将来の施設設備拡充のための施設設備引当特定預金等への計画的積立を実施することとしている。

財的資源の安定確保に対する計画と管理については、「尚絅学園長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」に基づき中期財務計画を策定し、財務計画の最終年度である平成29(2017)年度までには、各学科の定員充足率確保を図ることとしているが、計画達成の

見込みが危ぶまれる学科については、入学定員の見直しも含め改組等も行う必要があり、現下の最重要課題と認識している。また、新たな財源確保として外部資金獲得や学園創立 125 周年を記念して創設した奨学寄付金の積極的推進を実施している。これら経営情報に関しては、学園ホームページに掲載するほか、学園広報誌や大学ポर्टレート等の広報媒体を活用して広く情報公開を実施している。

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

■ 基準Ⅲ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学は総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科の三学科で構成されており、各学科の教育目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員を配置している。平成 28(2016)年 5 月 1 日現在における専任教員数は、【表 3-1】に示すとおり、短期大学設置基準上の必要専任教員数及び必要専任教授数を十分に満たしている。

【表 3-1】教員組織の概要（平成 28 年 5 月 1 日現在）

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数 〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数 〔ロ〕	設置基準で定める教授数	備考
	教授	准教授	講師	助教	計				
総合生活学科	2	2	2	1	7	4		2	
食物栄養学科	3	1	2	2	8	4		2	
幼児教育学科	4	10	2	0	16	10		3	准教授 1 名 育児休暇取得中
(小計)	9	13	6	3	31	18		7	
〔その他の組織等〕	—	—	—	—	—				
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							5	2	
(合計)	9	13	6	3	31	23		9	

専任教員の職位については、「尚絅大学短期大学部教員採用選考規程」及び「尚絅大学短期大学部教員昇任選考規程」に教授、准教授、講師、助教の資格要件が定められてい

る。採用にあたっては、これらの資格要件を有すると認められる者のうちから、短期大学部教授会及び大学評議会の議を経て学長が選考し、理事長が採用を決定する。また、昇任にあたっては、これらの資格要件を有すると認められる者のうちから、学長が教授会及び大学評議会の議を経て候補者を選考し、理事長が昇任を決定する。以上のことから、本学の専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しているといえる。

本学は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、体系的に教育課程を編成するとともに、主要な授業科目については可能な限り、各学科の教授又は准教授が担当し、それ以外の授業科目についても、兼任教員や兼務教員などの非常勤教員を担当とした方が教育効果を望める場合を除き、当該学科の専任教員が担当となるよう配慮している。なお、広く学外から教育目的や教育課程に即した有為の人材を確保・配置するために、平成 25(2013)年 10 月に「尚絅大学・尚絅大学短期大学部客員教授称号付与規程」を制定した。

短期大学部の 3 学科で計 6 人の実習助手を補助教員として配置している。内訳は総合生活学科 1 人、食物栄養学科 3 人、幼児教育学科 2 人である。実習助手は、実験実習や演習授業の準備や後片付け、実習・演習の指導補助、クラス指導主任（担任）の補佐、資料等の準備や整理に従事するほか、学科の事務的処理や学内行事における業務の分担、また個別的に学生の相談支援等を行い、本学の教学運営の重要な役割を担っている。

教員の採用については、前述のとおり、「尚絅大学短期大学部教員採用選考規程」（以下、「教員採用選考規程」という。）に基づき、適正に行われている。なお、教員採用選考規程については、平成 27(2015)年 12 月の大学評議会で一部改正が行われた。改正前の教員採用選考規程は、「尚絅大学短期大学部教員採用ガイドライン」に基づき制定されたものであるが、「選考」と「採用」の概念が不明確であったこと及び規程と実際上の運用に乖離が生じていたことが、改正の主な理由である。選考方法及び手順については、同規程第 8 条に以下のとおり詳細に定められている。

（選考方法及び手順）

第 8 条 教員の採用の必要が生じた場合は、学長は学科の現状及び将来計画に基づき、教育研究領域、職位、採用予定年月日等の基本方針について理事長と協議の上、評議会の議を経て短期大学部部長（以下「短大部長」という。）に教員の選考を指示する。

2 選考に当たっては公募制を採用する。但し、特別な事由がある場合はこれによらず選考を行うことができる。

3 短大部長は、学長と協議の上、前々項の選考の基本方針に基づいて次の各号に関する選考基準及び選考方針を定め、教授会に教員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 選考する教員の職位
- (2) 教育研究分野及び担当する授業科目
- (3) 採用予定年月日
- (4) 募集方法等の選考方法

- (5) 選考日程
- (6) その他必要な事項
- 4 前項の委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 短大部長
 - (2) 学科長
 - (3) 選考する教育研究分野と同じ、又は関連する分野の教授 2 名
 - (4) 選考する教育研究分野と関連しない分野の教授 1 名又は 2 名
 - (5) 大学事務局長
 - (6) その他学長が必要と認めた者で、尚絅大学の教授又は学外の専門家 5 委員会に委員長を置き、短大部長が指名する。
- 6 委員会は、委員以外の教員を出席させて意見を聞くことができる。
- 7 委員会は、教授会の決定に従い公募要領等を作成し、応募者の学歴、教育研究歴、教育研究業績等に関する書類審査を経て、原則として複数の応募者について面接等を行い、候補者 1 名を選考し、履歴書及び教育研究業績表を添えて選考結果報告書を教授会に提出する。
- 8 教授会は、教授のみの出席により委員会の選考結果報告書等に基づき審議し、その可否を決定する。委員会報告に対し、異議又は疑義が提出されたときは、委員会による再審査とその報告に基づき再審議し候補者を決定する。
- 9 短大部長は、教授会の選考結果を学長に報告する。
- 10 学長は、教授会が選考した候補者に対して他の理事 1 名以上とともに面接を行い、評議会の議を経て最終候補者を選考し、理事長に上申する。
- 11 理事長は、学長の選考結果報告及び面接を行った理事の報告に基づき採用の可否を決定し、学長に通知する。

教員の昇任については、「尚絅大学短期大学部教員昇任選考規程」に基づき、適正に行なわれている。この規程についても、学長が教授会及び大学評議会の議を経て候補者を選考し、理事長が昇任を決定するという流れを明確化するために、平成 27(2015)年 12 月の大学評議会で一部改正が行われた。教員の昇任が必要であると認められた場合は、学長は大学評議会の議に附し、短期大学部長昇任選考を指示する。選考方法については同規程第 7 条に以下のとおり詳細に定められている。

(選考方法)

- 第 7 条 学長は、短期大学部部長（以下「短大部長」という。）と協議の上、教員の昇任が必要と判断した場合は、理事長との協議を経て、評議会に附議し、短大部長に昇任選考を指示する。
- 2 教授会は、昇任選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 3 前項の委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 短大部長
 - (2) 尚絅大学短期大学部及び尚絅大学の教授 4 名

- (3) キャンパス事務部長 1 名
- (4) その他学長が必要と認めた者
- 4 委員会に委員長を置き、短大部長が指名する。
- 5 委員会は、候補者の履歴書、教育・研究業績書及び「尚絅学園大学教員人事評価規程」の評価結果を用いて選考を行い、教授のみが出席する教授会に選考結果を報告する。
- 6 教授会は、委員会の選考結果報告書、候補者の履歴書及び教育・研究業績書に基づき昇任の適否を審議決定する。委員会報告に異議又は疑義が提出されたときは、委員会による再審査とその報告を受けて再審議し、適否を決定する。
- 7 短大部長は、学長に選考結果を報告する。
- 8 学長は、評議会の議を経て、昇任最終候補者を選考し、理事長に上申する。

(b) 課題

上述のとおり、短期大学設置基準に定める必要専任教員数及び必要専任教授数については、そのいずれをも充足しているが、教員の昇任に関する具体的基準の整備が課題である。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

■ 基準Ⅲ-A-2 の自己点検・評価

(a) 現状

専任教員は、各学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて教育研究活動を行っている。専任教員の研究活動を支援するために「尚絅大学・尚絅大学短期大学部個人研究費規程」に基づき、専任教員は、学長に研究計画書を提出し、基盤研究費及び特別研究費を獲得し、それにより論文発表、学会活動等に充てて研究活動を行っている。

また、専任教員の研究活動については、学校教育法第 113 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、大学ホームページの情報公表のサイトにおいて、公開を行なっている。

専任教員は、科学研究費補助金等の外部研究費の獲得にも積極的に取り組んでいる。また、科学研究費補助金の申請に関する説明会も毎年実施しており、平成 27(2015)年度は外部講師として科学研究費補助金に詳しい他大学の教員も招いている。平成 27(2015)年度は、3 名（新規採択 1 名、継続研究 2 名）の専任教員が科学研究費補助金の外部研究費を獲得した。ここ数年間の科学研究費補助金の獲得状況は【表 3-2】のとおりである。

【表 3-2】専任教員の科学研究費補助金獲得状況

研究期間	教員名	交付額	研究種目	研究課題
平成 27 年度 ～平成 29 年度	川口恵子	3,697,000 円	基盤研究 (C)	地方消費者行政における協働的な生活困難者支援のプログラム開発の研究
平成 25 年度 ～平成 27 年度	菊池秀彦	5,330,000 円	基盤研究 (C)	遺伝子ノックアウト法によるヒストン修飾酵素群固有生理機能の総括的解析
平成 26 年度 ～平成 28 年度	重松由佳子	4,810,000 円	基盤研究 (C)	児童虐待予防にむけた自治体保健師と地域組織のパートナーシップモデルの開発

専任教員の研究活動に関する規程については、前述の「尚綱大学・尚綱大学短期大学部個人研究費規程」をはじめ、「学校法人尚綱学園における研究に係る外部資金取扱規程」「尚綱大学及び尚綱大学短期大学部共同研究規程」「尚綱大学・尚綱大学短期大学部研究倫理規程」「尚綱大学及び尚綱大学短期大学部における競争的資金等の管理等に関する規程」など専任教員の研究活動に関する規程を整備している。

専任教員の研究成果を発表する機会として、原則年 1 回研究紀要を発行している。研究紀要の発行にあたっては、研究担当学長補佐、図書館長、図書館分館長、図書館長補佐に加え、人文・社会科学及び自然科学系の各研究分野から構成される「尚綱大学研究紀要編集委員会」を組織している。研究紀要は A.人文・社会科学編と B.自然科学編の内容構成を持つ 1 冊とし、投稿者は投稿要領及び執筆要綱に則り原稿を執筆し、投稿申込書に必要事項を記入し、プリントアウトした原稿と電子メディアを添えて自分の所属する学科の位置するキャンパスの図書館（本館・分館）へ投稿する。原則として、随時受付をしており、投稿申込期限を過ぎて提出された原稿は次年度へ繰り越すこととなっている。発行までのプロセスとしては、投稿論文は編集委員会で投稿原稿の確認、掲載の可否を審査、掲載順の検討、さらに委員が分担して投稿論文の点検を行い掲載することとしている。

本学研究紀要は昭和 41(1966)年に発行された熊本女子短期大学紀要「簡文」から数えて第 48 号となるが、名称の変遷や統一を経て現在の形態になり、平成 27(2015)年度は、「尚綱大学研究紀要 A.人文・社会科学編、B.自然科学編 第 48 号 尚綱大学設立 40 周年記念号」として発行した。

平成 27(2015)年度の掲載状況は、A.人文・社会科学編が 16 本、B.自然科学編が 2 本掲載され、400 部発行し、執筆者をはじめ本学教員へ配布しているほか、合わせて 262 箇所の大学や研究機関等に配布している。また、尚綱大学図書館ホームページで全文を閲覧することができる。

研究室については、全ての専任教員に個室の研究室を提供している。また、全ての研究室には、電話・LAN 環境を整備し、専任教員の研究活動を支援している。

専任教員の研究時間を確保するため、特に制度として研究日を定めるようなことはしていないが、時間割編成において一部の教員に過度な負担が生じないように配慮している。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程については特に制定していないが、案件に応じて海外派遣や国際会議への出席を認めている。

FD については、併設大学と合同で尚絅大学・尚絅大学短期大学部 FD・評価委員会及びその下部組織である尚絅大学・尚絅大学短期大学部 FD 推進部会を設置し、規程に基づき、各種の FD 活動を行っている。FD 推進部会内には、機能別に授業改善ワーキング・グループ、授業公開ワーキング・グループ及び企画運営ワーキング・グループの 3 つのワーキング・グループを設置し、これらを活動単位として FD 活動が行われている。授業改善アンケートは前期・後期の各 1 回実施される。また、オープンクラスウィーク（全学的一斉授業公開制度）は毎年 6 月頃に実施され、専任教員は少なくとも一回は他の教員の授業を参観することを義務付けている。また、平成 28(2016)年 2 月には、「より良い授業を目指してーオープンクラスウィークと授業改善アンケートを経てー」をテーマにパネルディスカッション形式の FD 研修会を開催した。パネラーには教員 3 名に加え、学生 2 名も参加した。開催場所は武蔵ヶ丘キャンパスであったが、テレビ会議システムを用いて、九品寺キャンパスにも中継を行った。同研修会への出席者は武蔵ヶ丘キャンパス 19 名、九品寺キャンパス 13 名の計 32 名、また、教職員別の内訳は、教員 24 名、事務職員 8 名であった。

専任教員は、学習成果を向上させるために、各キャンパスの教務課が提供する学生の成績データや出席データ又は学生支援課が提供する学生の心身面に関するデータなどを通して、学習成果の向上に努めている。

(b) 課題

FD 活動については、オープンクラスウィークの実施に関して教員にアンケート調査を実施した結果が、「平成 27 年度 オープンクラスウィークのアンケート集計結果」としてとりまとめられた。オープンクラスウィークの実施は効果的であるという意見が多い一方、改善を求める意見も少なくなく、次年度のオープンクラスウィークの開催にあたっては、これらの意見をフィードバックさせる必要がある。また、FD 研修会については、単発で終わらないように、出席者のアンケート結果を踏まえ、今後も継続的に実施する。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。]

■ 基準Ⅲ-A-3 の自己点検・評価

(a) 現状

本学園の事務組織については、「尚絅学園事務組織規程」において、事務組織、事務分掌及び職制について詳細に規定されており、責任体制は明確である。

法人に学園事務局を置き、大学及び短期大学部に大学事務局を、併設の高等学校及び中学校並びに短期大学部附属のこども園に事務室を置いている。学園事務局には総務部を置き、その下に総務課及び経理課を置いている。また、大学事務局はその下に入試セ

ンター事務室及び大学企画室を置くとともに、各キャンパスに事務部を置き、その下に庶務会計課、教務課、学生支援課、入試課を置いている。なお、入試センター事務室の事務は入試課で処理するものとしている。

本学は、大学と短期大学部の共通の事務組織を有するが、事務職員は、学校教育法、大学設置基準、短期大学設置基準等、担当業務に関連する周辺法規を把握し、業務を遂行しているほか、学内外の各種研修会・勉強会等に積極的に参加し、専門性を高めている。

事務関係諸規程として、以下の規程を整備し、業務を遂行している。

- ・ 事務組織規程
- ・ 決裁権限規程
- ・ 経理規程
- ・ 経理規程施行細則
- ・ 固定資産及び物品調達規程
- ・ 固定資産及び物品管理規程
- ・ 資金運用管理規程
- ・ 旅費規程
- ・ 旅費規程取扱要領
- ・ 職員等の自家用車等による出張取扱要綱
- ・ 在勤地内出張旅費規程
- ・ 赴任旅費規程
- ・ 外部資金取扱規程
- ・ 個人研究費規程
- ・ 文書取扱・管理規程
- ・ 公印取扱規程

学園事務局、大学事務局等、いずれの事務室も業務を行なうにあたり、必要かつ十分な面積を備えている。また、パソコンについては、一人一台を配備し、全ての建物に学内 LAN を敷設し、インターネットに接続できる環境を構築している。また、コピー機やプリンターなどについても、必要に応じて各事務室に配備している。

防災対策については、法令に従い消防設備等点検を行い、災害時の避難訓練を年 1 回行っている。また、平成 25(2013)年度に、昨今の異常気象等による自然災害を視野に入れ、災害備蓄用品等の調査と必要資材の調査を実施し、その結果を踏まえ平成 26(2014)年度から 3 カ年の予定で計画的な備蓄に着手した。情報セキュリティ対策については、学内ネットワークと外部ネットワークとの境界に、ファイアウォールを設置し、外部ネットワークからの攻撃を防御するとともに、教職員が有する全てのパソコンにウィルス対策ソフトをインストールしている。

現在のところ、SD 活動に関する規程は整備していないが、学内においては、各種研修会・勉強会を開催する一方、学外においても、日本私立大学協会や日本私立短期大学協会などの外部団体が主催する研修会・勉強会に積極的に参加するなどして SD 活動を行

なっている。平成 27(2015)年度の学内における研修会・勉強会の開催状況は【表 3-3】のとおりである。

【表 3-3】平成 27 年度学内研修会・勉強会開催状況

開催日	開催場所	内 容
平成 27 年 7 月 17 日	九品寺キャンパス	学修ポートフォリオについて 講師：(株)ハウインターナショナル取締役 桑木康宏氏
平成 27 年 7 月 30 日	武蔵ヶ丘キャンパス	同 上
平成 27 年 9 月 17 日	九品寺キャンパス	学生のメンタルヘルス支援について 講師：九品寺キャンパスカウンセラー 古閑奈穂美氏
平成 27 年 9 月 17 日	武蔵ヶ丘キャンパス	学生のメンタルヘルス支援について 講師：武蔵ヶ丘キャンパスカウンセラー 江崎百美子氏
平成 27 年 11 月 27 日	九品寺キャンパス	平成 26 年度私立大学経常費補助金に係る対象 事業の実施状況等調査結果 講師：岡原大学事務局長
平成 27 年 11 月 30 日	武蔵ヶ丘キャンパス	同 上
平成 28 年 2 月 9 日	九品寺キャンパス 武蔵ヶ丘キャンパス	「より良い授業を目指してーオープンクラス ウィークと授業改善アンケートを経て」をテ ーマにしたパネルディスカッション

平成 26(2014)年度に、事務効率化の観点から「提案制度」を設けたが、日常的な業務の見直しや事務処理の改善のみならず、事務職員のモチベーションの向上につながっている。これまでに採用された提案は【表 3-4】のとおりである。

【表 3-4】提案制度採用提案一覧表

	提 案 名	効 果
平成 26 年度	一時期に数百件の現金を徴収する場合の領収書の発行について	事務の簡素化と効率化
	学内用書類封筒の再利用及び受け渡し用紙の利用	利便性の向上
	年次有給休暇請求書の様式の変更	休暇日数管理の利便性向上
	フラットファイルを再利用し新しいファイルに変身させる	資源と経費の節減

	プレスリリースの導入	無料での広告効果
	引継書の制定について	スムーズな事務の継承
平成 27 年度	学内ワークスタディ事業	経済的な学生支援
	防犯対策訓練の開催と防犯グッズの設置	意識の醸成と実際の防犯
	出張伺（命令）の様式犯行及び決裁権者の変更	出張申請手続きの簡素化
	Web 学内掲示板への各種様式類の整備について	必要書類入手の利便性向上
	申請等の手続きのマニュアル化	申請手続きの確実性向上
	代休伺の様式変更	振替休日管理の簡素化
	広報ツールとしての LINE の活用	志願者・入学者の増加
	SNS に対する本学の公式アカウントの作成	志願者・入学者の増加
	横断幕などの掲示場所に関するルール作成について	掲示スペースの有効利用
	新規採用者のメールアドレス取得について	メールと名刺の即日利用

本学の大学事務局は各キャンパスに事務部を置き、その下に教務課、学生支援課、就職課、入試課、庶務会計課を置いているが、各部署間又は各キャンパス間との連絡を密にし、情報を共有するために、大学事務局長、両キャンパスの事務部長及び課長で構成される部課長会議を毎月 1 回開催している。また、日頃より、事務職員は他の部署とのコミュニケーションに努め、学生に関する情報の共有に努めている。

(b) 課題

SD 活動は行なわれているが、規程に基づいた活動ではないため、組織的に取り組んでいるとはいえない状況である。SD 活動に関する規程を整備し、SD 活動の体制を整備する必要がある。

[区分 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。]

■ 基準Ⅲ-A-4 の自己点検・評価

(a) 現状

教職員の就業に関する規程としては、「職員就業規則」の他、雇用形態によって、「尚絅大学の教員の任期に関する規程」「尚絅学園契約教員に関する規程」「尚絅学園契約職員に関する規程」「尚絅学園教職員再雇用規程」等が整備されているほか、「尚絅学園育児休業規程」「尚絅学園介護休業規程」等があり、これらの諸規程は、法の改正や実態との乖離が生じた場合は適宜改正されている。

これらの諸規程は、規程集としてまとめたものを紙ベースで各キャンパス事務部に備え置くとともに、学内専用サイトで常時閲覧することができるほか、規程の改正等があった場合には、その都度通知文書を発出し遺漏のないよう周知している。また、新規採用者については、採用時に就業に関する諸規程の説明を含む研修を行うことで周知して

いる。

教職員の就業は、職員就業規則を中心とする諸規程に従って行われており、諸規程に基づく管理も適正に行われている。平成 24(2012)年度に運用を開始した「人事評価制度」に基づき、その評価結果が昇任、昇給、異動に反映されるようになり実際に機能し始めている。平成 25(2013)年度から前年度の職場実態調査を開始し職場環境の改善と併せて職員配置の過不足を検証し、人事異動に反映させる仕組みを構築した。また、「自己申告制度」を導入したことにより、本人の退職動向や配置転換要望を吸い上げることで適切な人事管理を実現している。かつて、3 年契約で雇用打ち切りとしていた制度についても希望があれば本人の適性や能力を評価面接し、継続雇用も可能とするルールの見直しを行ったことで有用な人材の確保を実現した。その他、職場環境改善の一環として導入した、毎週水曜日の「ノー残業デイ」の定着による残業圧縮や「バースデイ休暇」・「リフレッシュ休暇」の設定による有給休暇取得の向上により、余暇時間を創出し自己啓発の機会を増やしている。

(b) 課題

近年、学部・学科構成の見直しや学生確保のための業務が増加しているが、現行の職員数でこれらの増加した業務を遂行するために、職場実態調査の結果を活かし業務の見直し等を行い、事務組織規程や決裁権限規程を遵守しつつ有効かつ効率的な人員配置に取り組む。また、法令改正等に伴う諸規程改正は当然のこととして、実態との乖離が生じた規程について適宜見直しを行い、改正作業について他の規程との関連を確認しながら滞りなく進めていかなければならない。

人事評価制度については定着してきているが、より納得性、公平性を図る上からも、評価者訓練と合わせて、着実なフィードバックの在り方について検証を重ね実施する必要がある。

■ テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画

教員組織の整備については、教員の昇任に関する具体的基準を策定する。

教員の研究活動については、各キャンパス事務部の庶務会計課が、教員に対して、科学研究費補助金等の外部研究費の公募について積極的な情報提供に努めるとともに、申請、報告等においても教職協働により、教員の研究活動を支援する。また、研究紀要については、平成 28(2016)年度中に投稿論文を迅速に取りまとめ、発行体制を整える。

研究紀要については、平成 29(2017)年度までに紀要編集委員会にて、発行スケジュール、投稿募集、投稿申込書、投稿要領等の見直しを検討するとともに、投稿論文の点検、掲載順の検討など論文掲載までのプロセスを明確化する。

FD 活動については、次年度の FD 推進部会において、オープンクラスウィーク及び FD 研修会の実施について審議する際は、これらのアンケートの集計結果も踏まえて検討を行い、フィードバックを確実なものとする。

SD 活動については、平成 28 年度中に SD 活動に関する規程を整備し、SD 活動の体制を整備する。

教職員の就業については、人事制度の確立と人材育成の仕組みづくり及び計画的な教

職員採用と適材適所の人材配置を実現する。

＜備付資料＞

備付資料	
専任教員の個人調書	21. 専任教員の個人調書
非常勤教員一覧表	22. 非常勤教員一覧表
教員の研究活動について公開している印刷物等（過去 3 年間）	23. 大学ホームページ（情報公表） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/files/univ/kohyo_2015/kohyo-tandai.pdf
専任教員の年齢構成表	24. 専任教員年齢構成表
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表（過去 3 年間）	25. 科学研究費補助金等獲得状況一覧表
研究紀要・論文集（過去 3 年間）	26. 尚絅大学研究紀要（第 46 号～第 48 号）
教員以外の専任職員の一覧表	27. 専任職員一覧表

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

■ 基準Ⅲ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学は、以下のとおり、二つのキャンパスを有している。

キャンパス名	所在地	設置している学校
九品寺キャンパス	熊本県熊本市中央区 九品寺 2 丁目 6-78	尚綱大学（生活科学部） 尚綱大学短期大学部（総合生活学科、食物栄養学科） 尚綱高等学校 尚綱中学校
武蔵ヶ丘キャンパス	熊本県菊池郡菊陽町 武蔵ヶ丘北 2 丁目 8-1	尚綱大学（文化言語学部） 尚綱大学短期大学部（幼児教育学科） 尚綱大学短期大学部附属こども園

両キャンパス間の距離は約 10km で、車で移動した場合、約 30 分を要する。両キャンパスの校地面積は、短期大学部の専用部分 48,783 m²と併設の大学との共用部分 21,414 m²の計 70,197 m²である。短期大学設置基準上、必要とされる校地面積は、本学の収容定員 660 人に 10 m²を乗じた 6,600 m²であるが、本学の校地面積はそれを十分に満たしている。

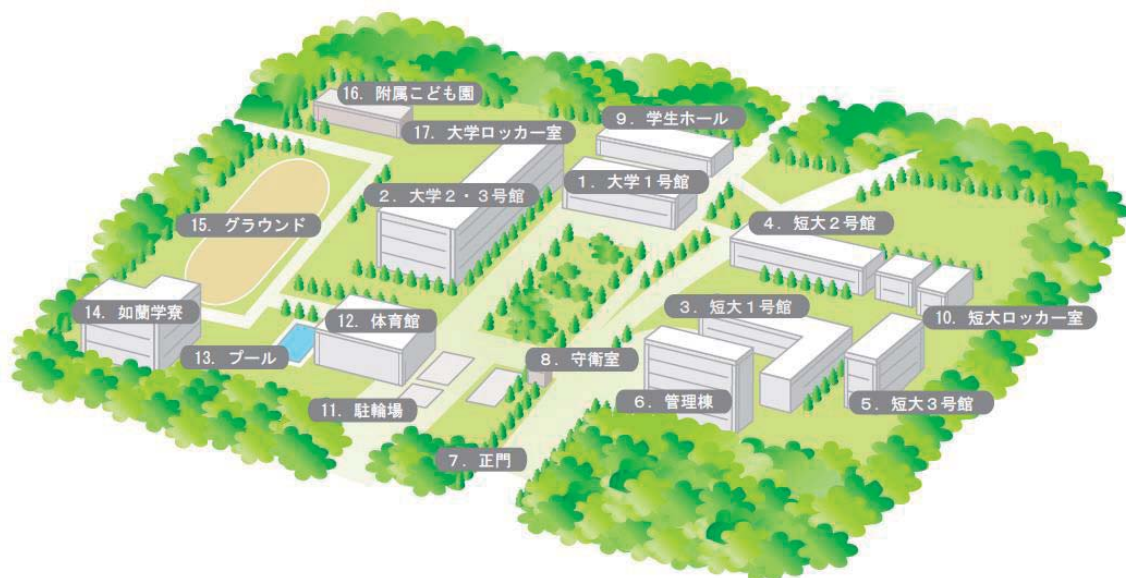
武蔵ヶ丘キャンパスでは、大学と共有の運動場（15,222 m²）を有し、九品寺キャンパスでは、中学・高等学校と共有の運動場（4,291 m²）有しており、十分な面積の運動場を有している。

両キャンパスの校地面積については、短期大学部の専用面積が 8,738 m²、併設の大学との共有部分の面積が 13,744 m²の計 22,482 m²で、短期大学設置基準上必要とされる校舎面積 6,610 m²を十分に満たしている。

最近建設された校舎については、障がい者用トイレや点字ブロックを設置するなどバリアフリーへの対応が行なわれているが、それ以外の校舎については、全面バリアフリー化は多額の費用が掛かるため、障がいを持った学生が入学する都度、その学生の障がいの度合いに応じて、手すりやスロープを設置するなどの整備を行なっている。

幼児教育学科のある武蔵ヶ丘キャンパスでは、講義室、図工教室、音楽室、リトミック室、視聴覚室、調理実習室、情報処理教室に加えて、授業時間以外は自由に使用することが可能なピアノ個室（40 室）などを備えている。一方、総合生活学科と食物栄養学科のある九品寺キャンパスでは、講義室、食品加工実習室、生化学・食品化学実習室、給食経営管理実習室、情報処理教室、染色実習室、デザイン演習室、衣服実習室などを備えている。以上述べたとおり、両キャンパスとも各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、必要な整備が行なわれている。各キャンパスの校舎配置は、【図 3-1】【図 3-2】のとおりである。

【図 3-1】武蔵ヶ丘キャンパス校舎配置図



1	大学1号館	1F 第1～第4講義室、学生会室 2F 研究室、第5、第6講義室、美術室 3F 第7、第8講義室、研究室、イングリッシュラウンジ、書道実習室			
2	大学2・3号館	1F 第3演習室、第9～第12講義室 2F 図書館分館 3F 情報処理教室、生物学教室、多目的室			
3	短大1号館	1F 図工教室、研究室、学生会室、学生支援課、就職課、学生ホール 2F ピアノ個室、音楽教室、研究室、リトミック室			
4	短大2号館	1F 第1～第3講義室、実習指導室、研究室、雑誌閲覧室 2F ピアノ個室、第5講義室、パソコン自習室、研究室、視聴覚室			
5	短大3号館	1F 調理実習室 2F 第6講義室 3F ピアノ個室			
6	管理棟	1F 事務室、保健室、応接室 2F 講師控室、役員室、学長室、尚絅子育て研究センター兼地域連携推進センター、 カウンセリング室 3F 研究室、卒論演習室 4F 会議室、研究室 5F 大講義室			
7	正門	8	守衛室	9	学生食堂・売店 学生ホール、茶室
11	駐輪場	12	体育館	13	プール
15	グラウンド	14	如蘭学寮	16	こども園園舎
		17	大学ロッカー室		

【図 3-2】九品寺キャンパス校舎配置図



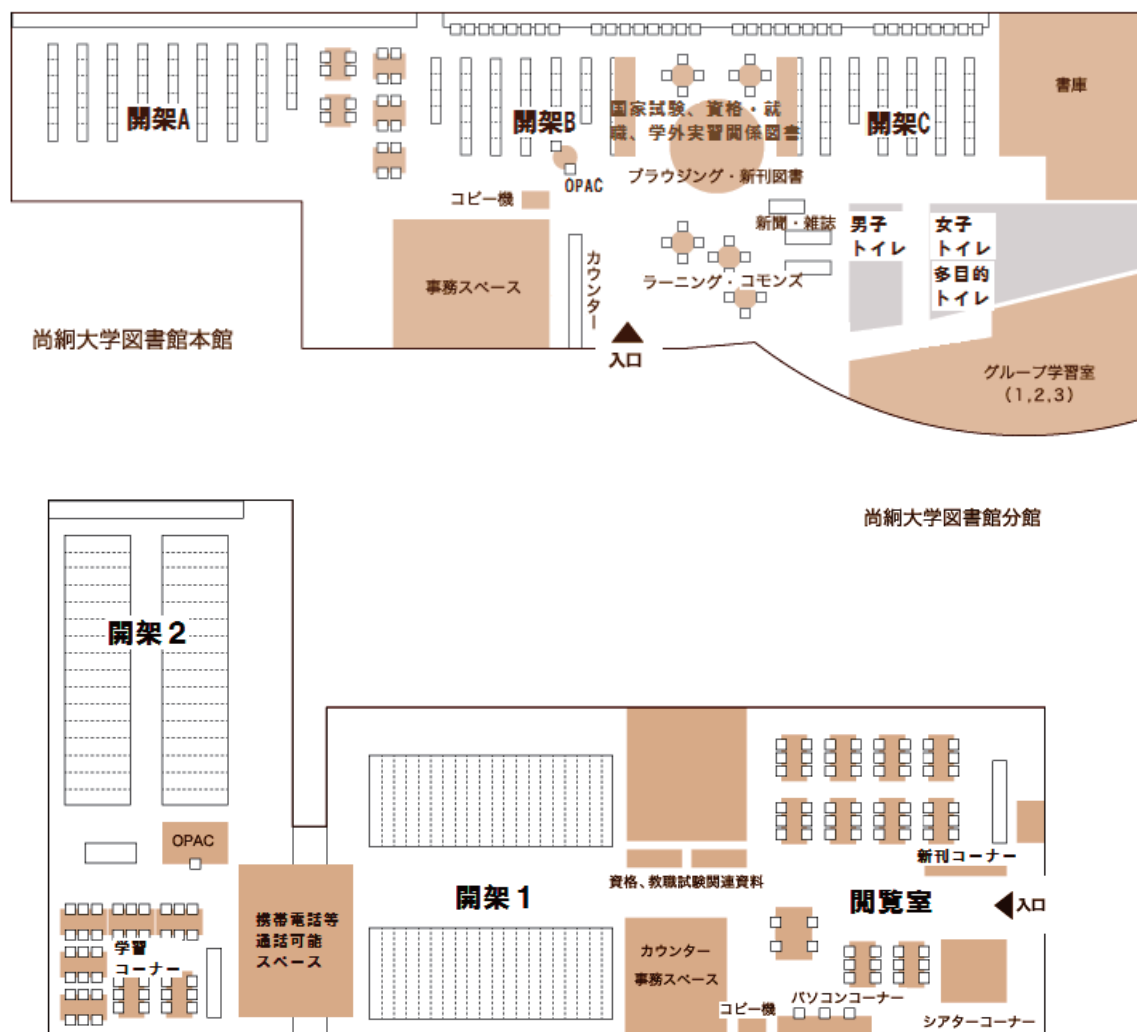
1	大学 1 号館	1F 学生食堂・売店 2F 大学事務局長室、1201 号室、カウンセリング室、保健室、尚綱食育研究センター 3F 1301 号室、1302 号室、大会議室、小会議室 4F 栄養調理実習室、更衣室 5F 栄養教育実習室、リフレッシュルーム、卒業研究室 6F 臨床栄養実習室、食品加工・食品学実習室 7F 精密機器室、卒業研究室 8F 教員室 9F セミナー室、教員室 10F 大講義室								
2	大学 2 号館	1F 給食経営管理実習室、試食室 2F 解剖生理病理臨床栄養研究室、共同実験室 3F 情報処理教室 4F 講堂								
3	大学 3 号館	BF 地下会議室 1F 入試センター、講師控室、学生支援課、就職課、就職資料室・就職指導室 2F 3201 号室、3202 号室 3F 3301 号室								
4	大学 4 号館	1F 第 2 調理実習室、学生ホール、尚綱サポートセンター 2F デザイン演習室、衣服実習室、研究室、尚綱ボランティア支援センター								
5	大学 5 号館	BF 卓球室、学生ロッカー室 1F 事務室、第 3 調理実習室 2F 学長室、FD・評価事務室、5201 号室、染色実習室、研究室、会議室 3F 生化学・食品化学実習室、食品衛生・解剖生理実習室、研究室								
6	大学 6 号館	1F 食品加工実習室、学生会室、クラブ部室 2F 6201 号室、6202 号室								
7	学園管理棟	BF 会議室、和室 1F 学園事務局、理事長室、常務理事室、会議室 2F 管 201 号室 3F 管 301 号室、管 302 号室 4F 管 401 号室、管 402 号室 5F 中学多目的室								
8	中高校 1 号館	中高校事務室他			9	中高校 2 号館		1F 大学図書館本館 2F 中高校図書館 3F～8、F 中高校教室他		
10	尚綱学舎	11	尚綱アリーナ	12	正門		13	守衛室	14	弓道場
15	部室棟	16	北門	17	南門		18	グラウンド		

本学では、通信による教育を行なっている学科はないので、通信教育を実施するために必要とされる施設設備の整備はしていない。

講義室、実験室、演習室などの各教室には、学習成果を高めるためのプロジェクター、スクリーン、DVD プレーヤー等の視聴覚機器や各種実験を行なうのに必要とされる実験器具など、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うのに必要な機器・備品を適宜配備している。

本学図書館は九品寺キャンパスの本館、武蔵ヶ丘キャンパスの分館からなり、大学と共用している。床面積は本館が 1,263 ㎡、分館が 898 ㎡となっている。本館では開架スペース（64 席）を中心として、書庫、新聞雑誌のコーナーなど十分な広さを確保しており、利用者専用のコンピューター（10 台）を配置している。また、アクティブ・ラーニングスペースとしてラーニング・コモンズスペース、グループ学習室（3 部屋）を設置している。分館では閲覧室（100 席）を中心に開架及び書庫、学習コーナーやシアターコーナーを設置しているほか、利用者専用のコンピューター（10 台）を配置している。各館のレイアウトは【図 3-3】に示すとおりである。

【図 3-3】各館のレイアウト図



図書購入に際しては、各学科教員より出された購入希望や学生からのリクエストを図書館がとりまとめ、資料の選定にあたっては、本館に「生活科学部・総合生活学科・食物栄養学科資料選定会」、分館に「文化言語学部資料選定会」及び「幼児教育学科資料選定会」を設置し、「尚絅大学資料収集方針」に基づき、各館の資料選定会の承認を得て選定が行われており、図書館から出された選定リストに基づき、それぞれ年 3 回程度、資料選定会を開催又は回覧にて選定を行っている。また、図書館は学生に必要な資料がないか常に配慮しながら、カタログや書店からの図書見計らいなどで選定を進めており、迅速な資料の提供、充実に努めている。なお、購入図書の廃棄の際は「尚絅大学図書館資料除籍取扱内規」を定めており、廃棄予定リストを図書館運営委員会での議を経て、除籍簿を作成するとともに、台帳からの削除及び会計処理をしている。

蔵書数は【表 3-5】に示すとおりである。各学科の専門領域及び大学図書館として必要な資料の収集を行っているほか、就職、資格試験関連のコーナーを整備している。本館では主に管理栄養士や栄養士に関する資料を中心に専門分野に関する資料、臨地実習や疾病別の栄養療法などの実践的な内容の資料を整備している。その他、食育をはじめとする食に関する資料、家政学や福祉、就職や資格試験関係の資料も収集している。分館では、文学や幼児教育に関する資料を中心に整備しており、その他、就職や教職に関する資料や絵本などの資料を収集している。

【表 3-5】図書館蔵書数（平成 28 年 5 月 1 日現在）

	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕（種）		視聴覚資料 （点）
	（冊）		電子ジャーナル 〔うち外国書〕	
尚絅大学図書館 本館	121,679 [6,302]	637 [28]	0 [0]	1,710
尚絅大学図書館 分館	98,791 [11,631]	1,774 [52]	0 [0]	3,908
計	220,470 [17,933]	2,411 [80]	0 [0]	5,618

本学は、両キャンパスとも体育館を有している。武蔵ヶ丘キャンパスの体育館の面積は 2,472 m²で、バスケットコート 2 面がとれる 1,200 m²のアリーナに加えて、卓球等も可能な 216 m²の多目的ホールを 2 つ有する。一方、九品寺キャンパスの体育館の面積は 4,268 m²で、併設の中学校、高等学校、大学との共用である。

(b) 課題

障がい者への対応については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）」が策定されたことに伴い、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」（平成 28 年 4 月 1 日施行）を制定したが、今後はこの規程の周知とこれに基づく適切な運用が課題である。

また、図書館については、今後増え続ける資料に対応するため、資料の整理、配置の工夫を行う必要がある。また、各キャンパス、各学科の教育研究分野に配慮した蔵書に加え、大学図書館にふさわしい幅広い分野にわたるバランスの取れた蔵書構成を目指して計画的に資料の収集を進める必要がある。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

■ 基準Ⅲ-B-2 の自己点検・評価

(a) 現状

本学園では「尚絅学園経理規程」及び「経理規程施行細則」のほか「尚絅学園固定資産及び物品管理規程」等を整備し、施設設備の維持管理を適切に行っている。

これらの諸規程に従って施設設備、用品等を使用する教員とそれぞれのキャンパスの庶務会計課が連携し、施設設備の維持管理に努めている。

火災、地震、防犯等の危機対策として、平成 24(2012)年に危機管理委員会を設置したほか、危機管理体制及び対処方法を定め、上位規程として「危機管理規程」、学園全体に関する緊急時の行動基準を定めた「コンティンジェンシープラン（緊急時行動マニュアル全体編）」、選定した危機対象に対する代表的な行動基準や事前準備を定めた「コンティンジェンシープラン（組織別緊急時行動マニュアル、各学校・園・部署別編）」、具体的な行動事例を明示した「アクションプラン」を制定している。また、具体的施策として平成 26(2014)年度から 3 か年計画で防災用の備蓄用品の設置を計画的に進めている。

施設面での防犯対策や消防法、建築基準法、耐震構造、セキュリティ等に十分配慮し、日常点検、専門業者による点検を定期的に行っている。避難訓練も毎年定期的を実施しており、平成 27(2015)年度は 10 月 13 日に消防署立会いのもと実施した。また、異常気象等による自然災害を視野に入れ、災害備蓄用品等の調査と必要資材の調査を実施したが、その結果を踏まえ計画的な災害備蓄用品の備蓄に着手している。

学内ネットワークについては、その構築から日常の管理・運営・セキュリティ・障害対応まで含め IT 担当教員が担っており、特定の個人への依存度が高く、全体像が捉えにくい構造になっている。そのため、学内基幹ネットワーク構成図を作成し、全ての学内ネットワークの洗出し調査を実施した。現在の学内ネットワークシステムは、Web サーバーを除いて全てオンプレミス型であり、ハード面、ソフト面での老朽化と需要に対する容量等の限界、運営・管理面における管理者個人への負担増などにより不具合発生頻度が増加していたことが判明した。特に不具合の発生が顕著であった Web サーバーについては、アウトソーシングを実施し、リニューアルを行ったが、他のシステムについてもクラウド化を含めた再構築の検討を開始している。

省エネルギー・省資源対策として、講義室や実習室などへの LED 照明器具の導入や、九品寺キャンパスへのデマンド設置によるピーク電力使用量の削減に乗り出した。

(b) 課題

防災・防犯のための規程は整備されているが、定期的に行っている訓練への参加者が一部にとどまっていることから、日時の設定等に十分配慮し全員が参加する体制を整

えなければならない。また、Web サーバーに続き、他のシステムも抜本的にリニューアルすることを念頭にクラウド化の研究を進め、セキュリティにも十分配慮した将来的なシステム構築に向けての検討を推進する。

■ テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の改善計画

障がい者への対応については、平成 28(2016)年 4 月より施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」及び「「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程における留意事項」の学内周知を徹底する。

図書館については、本館及び分館において施設設備に関する現状を定期的に点検し、必要に応じて書架の追加など所蔵スペースの狭隘を図るほか、幅広い選書を実施する。また、本館及び分館において平成 28(2016)年度中に開架の整理を実施するとともに、書庫を活用し、書架荷重を減らすなどより一層の資料利用の簡便を図るほか、購入雑誌の見直しの検討、就職や各種免許、資格取得に関する資料の充実を図る。

火災・地震対策については、防災訓練の参加者拡大のため、関係部局の連携を強化し全員参加可能となるよう対応していく。

学内ネットワークの維持・管理については、情報システム委員会において、オンプレミス型サーバーの状況調査、アウトソーシングした場合の利点と問題点の検討、クラウド化の研究とクラウドの導入可能なシステムの範囲の調査を実施するとともに、将来的なシステム構築の方向性を検討する。なお、セキュリティ面にも十分配慮し、ネットワーク改善に向けた学内の体制強化と計画的な環境整備を実施する。

＜備付資料＞

備付資料	
校地、校舎に関する図面	28. 校地・校舎配置図
図書館、学習資源センターの概要	29. 図書館概要

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

■ 基準Ⅲ-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

各キャンパスでは Windows7 の OS を使用し、授業で使用するために必要な各種ソフトウェアを導入するとともに、必要に応じて更新を行い、学生が授業や授業時間外で支障が発生しないようにしている。導入している主要なソフトウェアは、【表 3-6】の通りである。

【表 3-6】主要導入ソフトウェア

＜九品寺キャンパス＞情報処理教室	＜武蔵ヶ丘キャンパス＞情報処理教室
Microsoft Office Professional 2010 (Word2010, Excel2010, PowerPoint2010 など) ホームページビルダー 15 Adobe Reader GIMP Inkscape Adobe Bridge CS Adobe Device Central CS Adobe ExtendScript Toolkit CS Adobe Extension Manager CS Adobe Help Adobe Illustrator CS Adobe Photoshop CS 3D マイホームデザイナー LS3 Shade 12 XMind	Microsoft Office Professional 2010 (Word2010, Excel2010, PowerPoint2010 など) ホームページビルダー 15 Adobe Reader GIMP Inkscape Adobe Bridge CS Adobe Device Central CS Adobe ExtendScript Toolkit CS Adobe Extension Manager CS Adobe Help Adobe Illustrator CS Adobe Photoshop CS Adobe InDesign 日商 PC 検定試験システム CaLaboEX システム

＜九品寺キャンパス＞図書館・学生ホール	＜武蔵ヶ丘キャンパス＞パソコン自習室
Microsoft Office Professional 2010 (Word2010, Excel2010, PowerPoint2010 など) Adobe Reader GIMP Inkscape	Microsoft Office Professional 2010 (Word2010, Excel2010, PowerPoint2010 など) Adobe Reader GIMP Inkscape

技術情報の向上に関するトレーニングについては、各学科の教育課程に基づき、必要とされる情報処理に関する科目を配置するとともに、実社会で必要とされるパソコンの基本操作、電子メールの操作、セキュリティ等の情報技術に関する授業も実施している。また、教職員に対しても、これらの情報を学内 Web ページに掲載して随時参照できるようにしている。

情報処理教室のパソコンの整備・更新は、原則として 5 年周期で行なっている。日常の管理運用は、情報処理科目の担当教員が行っているが、高度なシステム障害については、保守管理を委託している専門業者に対処を依頼している。なお、情報処理教室及びパソコン自習室のパソコンは、シンクライアントシステムにて構築しており、個別のパソコン設定負担を軽減し、メンテナンス性及びセキュリティを高めたシステムを構築している。情報処理設備の維持については、学内に設置しているサーバー群やスイッチ群のトラフィックを常時監視しており、異常なトラフィックを検出できるようにしているほか、インターネット接続部分となるファイアウォールでは、フィルタリング等でセキュリティ対策を講じるとともに、各クライアントでは本学より提供されるウィルス対策ソフトをインストールし、セキュリティ対策を講じている。なお、ウィルスが発見された場合には、自動的に担当者へ警告のメールが届くよう設定している。

本学は、九品寺キャンパス及び武蔵ヶ丘キャンパスにそれぞれ情報処理教室を有し、学生数と照らし合わせても十分な台数のパソコンを設置している。また、本学は教職員と学生に対して、パソコンやプリンターなどのハードウェアや Office 等のソフトウェア、十分な容量を有したファイルサーバーなどの技術的資源を適切に分配している。

情報処理教室では、2 台の学生用のディスプレイの間に、中間モニターを設置し、教材提示装置の画像や教員のパソコンの画面を表示し、授業の理解度向上を図っている。また、学生のパソコンを教卓上のパソコンから操作可能な授業支援システムも導入している。なお、情報処理教室は、授業で利用するのはもちろん、授業で使用していない場合は、学生が自由に使えるようにしている。

学内 LAN は、本学の建物全てに敷設済みであり、全ての教員研究室や情報処理教室、講義室、事務室より学内 LAN へ接続することができる。学内 LAN は、ファイアウォールを介してインターネットへ接続され、教務システムのポータルサイトの利用や図書検索を可能としている。また、学習支援のために e-Learning システム (Moodle) も導入され、学内外からの利用が可能である。

情報処理技術を活用した効果的な授業の実施については、各教室にネットワークやプロジェクターを設置し、パソコンでネットワーク等を活用した授業を実施することが可能である。また、総合生活学科と食物栄養学科の情報系科目では、学生が自宅からも予習・復習ができるように e ラーニングシステムを構築し、授業で活用している。

総合生活学科と食物栄養学科がある九品寺キャンパスでは、大学 2 号館 3 階に大学と共用の情報処理教室 I・II を設置し、学生用として各 45 台のパソコンを設置している。なお、学生の人数や授業形態に応じて、2 教室間のパーティションを取り除くことで、最大 90 台のパソコンが使用可能な設備を構築している。このため学生数に応じた自由な教室形態が可能である。さらに、学生が自由に演習できるパソコンを学生ホールに 10 台、図書館に 10 台設置し、学生へのサービス向上を図っている。一方、幼児教育学科がある

武蔵ヶ丘キャンパスでは、大学 3 号館 3 階に大学と共用の第 1 情報処理教室・第 2 情報処理教室を設置し、第 1 情報処理教室に 64 台、第 2 情報処理教室に 20 台の学生用パソコンを設置している。なお、学生の人数や授業形態に応じて 2 教室間のパーティションを取り除くことで、最大 84 台のパソコンが使用可能な設備を構築している。情報処理教室のパソコンは、授業で使用していない場合は、学生が課題やレポート作成に自由に利用できる。また、武蔵ヶ丘キャンパスの情報処理教室では、CALL システムとして利用できるシステムを構築しているほか、学生が自由に演習できるパソコン自習室を短大 2 号館 2 階に 20 台設置し学生サービスの向上を図っている。

(b) 課題

ハードウェア及びソフトウェアの向上充実については、現在使用している情報処理教室のパソコンは OS に Windows7 を使用しているが、そろそろ更新について検討が必要な時期が到来している。

情報技術の向上に関するトレーニングについては、学生に対しては、短大の教育課程編成に応じて情報処理技術向上に関するトレーニングを実施しているが、教職員に対しては、必要に応じて学内 Web ページで掲示し、質問があった場合の対応に止まっていることから、教職員に対して全学的な情報技術向上に関する講習会等についての検討が必要である。

学内 LAN の整備については、現状、セキュリティを重視して学生への無線 LAN の使用を抑えているが、学生の利用状況に応じて無線 LAN の設置について検討する。

■ テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

ハードウェア及びソフトウェアの向上充実については、情報処理教室のパソコンの OS の更新について、費用や OS のバージョン、社会での利用状況、学生への OS やアプリケーションの対処の指導方法、使用する教員への対処等を考慮して、更新するか否かについての提案を適切な部署から情報システム委員会へ行う。

情報技術の向上に関するトレーニングについては、教職員に対する基本的なパソコン操作、メール操作やセキュリティ対策など、学内 Web ページへの掲示での対応に頼っていることから、全学的な講習会実施などの対策を最低限 1 年に 1 度は各キャンパスで実施するための議題を情報システム委員会へ提案する。

学内 LAN の整備については、学生及び教職員にとって最適な環境を構成するために、無線 LAN 構築を検討する。

<備付資料>

備付資料	
学内 LAN の敷設状況	30. 尚絅基幹ネットワーク構成図
マルチメディア教室、コンピューター教室等の配置図	31. 九品寺キャンパス情報処理教室配置図 32. 武蔵ヶ丘キャンパス情報処理教室配置図

【テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源】

【区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。】

■ 基準Ⅲ-D-1 の自己点検・評価

(a) 現状

平成 22(2010)年度から平成 24(2012)年度にかけて、九品寺キャンパス再開発事業及び武蔵ヶ丘キャンパス耐震工事を行ったが、これらの事業等のために要した支出約 40 億円については、全て自己資金で対応したことからほぼ同額の基本金組入額が発生し、消費収支差額は大幅な支出超過となった。ただし、この特殊要因を考慮しても、基本金組入前当年度収支差額（従来の帰属収支差額）は、平成 26(2014)年度及び平成 27(2015)年度ともに収入超過を確保しており、日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分は A3 である。貸借対照表については、外部負債比率が極めて低く、実質的に無借金経営であることから、財政状態は健全に推移しているといえる。

短期大学部単体での部門別収益でみると、基本金組入前当年度収支差額（従来の帰属収支差額）が収入超過で推移しており、繰越収支差額（従来の繰越消費収支差額）も収入超過となっていることから学校法人全体の財政に寄与している。また、将来の施設設備拡充に備える施設設備引当特定預金等も計画的に積み立てられており、これらのことから今後も、本学の存続を可能とする財政が維持できるものと考えている。

退職給与引当金等の引当金については、学校法人会計基準及び経理規程等に基づき、適正に繰入れを行うとともに、その相当額を特定預金として確保している。

資産運用については、資金運用管理規程に基づき行われており、毎年度の予算編成と同時にその年度の資金運用方針を策定し、理事会・評議員会において審議、承認された後、実行することとしている。

教育研究経費は、経常収入の 20%に満たないが、教育研究のための施設設備及び図書については十分な資金配分を行っており、特に講義室の改修や空調機器の整備等、学習環境の改善については当初予算編成時に優先順位を付けて計画的な整備に取り組んでいる。

各学科の入学定員、入学者数、入学定員充足率を【表 3-7】に、収容定員、在籍者数、収容定員充足率を【表 3-8】に示す。入学定員充足率及び収容定員充足率とも平成 26(2014)年度以降、減少傾向に転じており、定員確保が当面の最重要課題と捉えている。また、収容定員充足率に相応した財務体質にすべく、管理経費を中心に効率化を推進し、経費削減に努めている。

【表 3-7】入学定員、入学者数、入学定員充足率（過去 5 年間）

学 科	事 項	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総合生活学科	入学定員	100	100	100	100	100
	入学者数	69	52	72	49	45
	入学定員充足率	69.0%	52.0%	72.0%	49.0%	45.0%
食物栄養学科	入学定員	80	80	80	80	80
	入学者数	81	89	82	78	78
	入学定員充足率	101.2%	111.3%	102.5%	97.5%	97.5%
幼児教育学科	入学定員	150	150	150	150	150
	入学者数	161	161	159	155	150
	入学定員充足率	107.3%	107.3%	106.0%	103.3%	100.0%
短期大学部計	入学定員	330	330	330	330	330
	入学者数	311	302	313	282	273
	入学定員充足率	94.2%	91.5%	94.8%	85.4%	82.7%

【表 3-8】収容定員、在籍者数、定員充足率（過去 5 年間）

学 科	事 項	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総合生活学科	収容定員	200	200	200	200	200
	在籍者数	125	118	124	116	94
	定員充足率	62.5%	59.0%	62.0%	58.0%	47.0%
食物栄養学科	収容定員	160	160	160	160	160
	在籍者数	166	168	169	157	157
	定員充足率	103.8%	105.0%	105.6%	98.1%	98.1%
幼児教育学科	収容定員	300	300	300	300	300
	在籍者数	327	316	322	312	302
	定員充足率	109.0%	105.3%	107.3%	104.0%	100.7%
短期大学部計	収容定員	660	660	660	660	660
	在籍者数	618	602	615	585	553
	定員充足率	93.6%	91.2%	93.2%	88.6%	83.7%

(b) 課題

近年の少子化、短期大学離れ、学生ニーズの多様化による短期大学への志願者数の減少は全国的な傾向でもあるが、今後は部門別（学校別、学部・学科別）収支の状況を精緻に分析・検証しながら各施策に取り組む必要がある。

また、収入の多様化を図るため、学園創立 125 周年記念育英奨学寄附金の募集を積極的に推進し、奨学金制度の維持と充実を図る必要がある。

〔注意〕

基準Ⅲ-D-1 について

文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

■ 基準Ⅲ-D-2 の自己点検・評価

(a) 現状

平成 25(2013)年度を初年度とする「尚絅学園長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」において、学園や短期大学部が目指す目標及び将来像を明確に示している。また、本学を取り巻く外部環境の急激な変化や学生の志向の変化に対応すべく、財務的視点からの学生確保を主眼に、志願者・入学者動向（地域別、高校別分析）や入学動機把握のためのアンケート調査など客観的分析を実施している。

経営改善のための計画という側面も併せ持つ「尚絅学園長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」の実施に伴い、中期財務計画も策定している。中期財務計画においては、収入については、収入の太宗を占める学生生徒納付金収入の安定確保を主眼に、併設の大学をも含むすべての学部学科が中期財務計画の最終年度である平成 29(2017)年度に収容定員を確保すること、支出については限られた財源を有効活用するための効率的予算配分に取り組み、適正な人件費と経費圧縮を図りつつ教育研究目的を達成し、安定した財政を維持することとしている。更に、九品寺再開発事業の完了に伴う減価償却費の増加分を吸収した上で、将来に向けた施設整備充実のための財源確保を図ることとしている。また、中長期行動計画を基本にした各年度の事業計画については、各部署からの予算要求に基づき計画との妥当性、全体とのバランスや将来展望を加味して年度予算の作成にあたっている。人事計画については、中期財務計画の中に教職員数の目標値を定めており、これに則り運用している。

その他、新たな財源確保策として、外部資金確保のための規程等の改正や事務職員の積極的な関与、教員へのアナウンス強化、創立 125 周年を記念して取り組んでいる奨学資金の財源としての寄附金募集に注力する一方で、遊休資産の具体的処分方策等の検討をしている。

学内に対する経営情報の公開については、学園ホームページにおいて「事業報告・財務状況」を公表しているほか、学園広報誌や大学ポートレート等の広報媒体を活用したステークホルダーへの情報開示を図っている。特に財務状況については、決算概要の項目を設け、各計算書類の見方や決算額などについて、グラフなどを用い、わかりやすい説明に努めている。また、危機意識については、全教職員が参加する年頭交流会における理事長の年頭所感により、経営方針や学園を取り巻く経営環境についての共有が図られている。

(b) 課題

「尚絅学園長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」については各年度の「事業計画」に反映させることから年々浸透しつつあるが、「中期財務計画」は「年度予算」だけがひとり歩きするため教職員の一部しか理解しておらず、今後どのように徹底させていくかが課題である。

また、本学全体では帰属収支差額（基本金組入前当年度収支差額）が収入超過で推移しているが、学科間の格差は改善できておらず、総合生活学科の定員確保が急務である。

■ テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の改善計画

平成 23(2011)年度から部門別（学校別、学部・学科別）損益分岐点分析及び自己分析を実施しており、この分析を更に精緻化し短期大学部門の施策に取り入れていく。

具体的な施策として、総合生活学科の改組のほか、カリキュラムの見直しや奨学金制度の再構築等に着手しており、少子化・短期大学離れといった環境下においても、多様化する学生ニーズを的確にとらえ、短期大学の強みを前面に打ち出し定員確保に向け取り組んでいく。さらに、教職員への研修会等を通し、財務面も含めた理解度向上を実施することとしている。

学園創立 125 周年記念育英奨学寄附金は募集開始後 3 年を経過したが、改めて募集の推進を徹底し、募集活動を強化する。

総合生活学科については、これまでも学生ニーズの把握やフィールド（履修区分）の再編統合など入学定員確保のための様々な取り組みを行ってきたが、十分な成果を得るには至らなかった。今後は、学科単体での収支を把握管理するとともに、定員の見直しなど抜本的な対応に取り組む。また、食物栄養学科、幼児教育学科についても、入学定員充足率が減少傾向にあるため、平成 27(2015)年度に組成された「将来の在り方ワーキング・グループ」において、平成 28(2016)年度中に方向性を打ち出すこととしている。

<提出資料・備付資料>

提出資料	
「資金収支計算書の概要」[書式 1]、「活動区分資金収支計算書(学校法人)」[書式 2]、「事業活動収支計算書の概要」[書式 3]、「貸借対照表の概要(学校法人)」[書式 4]、「財務状況調べ」[書式 5]、「資金収支計算書・消費収支計算書の概要」[旧書式 1] 及び「貸借対照表の概要(学校法人)」[旧書式 2]	12. 資金収支計算書の概要 13. 活動区分資金収支計算書(学校法人) 14. 事業活動収支計算書の概要 15. 貸借対照表の概要(学校法人) 16. 財務状況調べ 17. 資金収支計算書・消費収支計算書の概要 18. 貸借対照表の概要(学校法人)
資金収支計算書・資金収支内訳表(過去 3 年間)	19. 資金収支計算書・資金収支内訳表(平成 25 年度～平成 27 年度)
活動区分資金収支計算書(過去 1 年間)	20. 活動区分資金収支計算書(平成 27 年度)

事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 (過去 1 年間)	21. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 (平成 27 年度)
貸借対照表 (過去 3 年間)	22. 貸借対照表 (平成 25 年度～平成 27 年度)
消費収支計算書・消費収支内訳表 (過去 2 年間)	23. 消費収支計算書・消費収支内訳表 (平成 25 年度～平成 26 年度)
中・長期の財務計画	24. 中・長期財務計画書
事業報告書	25. 事業報告書 (平成 27 年度)
事業計画書／予算書	26. 事業計画書 (平成 28 年度) 27. 予算書 (平成 28 年度)
備付資料	
寄附金・学校債の募集についての印刷物等	33. 寄附金募集要項 34. 学園ホームページ (創立 125 周年記念事業募金) http://www.shokei-gakuen.ac.jp/files/gakuen/kifukin.pdf
財産目録及び計算書類 (過去 3 年間)	35. 財産目録及び計算書類 (平成 25 年度～平成 27 年度)

■ 基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

教員組織の整備については、教員数は短期大学設置基準を満たしているものの授業の準備や研究のための時間が不足しがちであり、その方策の検討を行う。

FD 活動については、平成 28(2016)年度中に活動調査報告のフィードバックを確実なものとし、さらなる授業改善に取り組む。

SD 活動に関する規程を整備し、平成 28(2016)年度中に SD 活動の体制を整備する。

人事管理については、法改正や実態を反映した的確な規程等の改正を行うとともに、改正内容の適宜適切な周知や説明を実施する。また、人事評価制度を始め、職場実態を十分検証しつつ、評価者訓練の充実、確実なフィードバック、職場実態調査等を反映した適切な人事管理の改革実現を図ることとする。

施設設備の維持管理については、諸規程の整備促進に加え、IT 環境の改善や計画的な災害対策等、実質的な施策の策定と実践を実施する。

現在使用している情報処理室のパソコンは OS に Windows7 を使用しているが更新すべきか否かの検討を行い情報システム委員会で結論を出す。学生及び教職員にとって最適な環境を構築するために学内無線 LAN の導入を検討する。

財的資源管理の適切性及び財的安定確保に向けた取り組みについては、一連のキャンパス整備等の特殊要因が一段落したことを受け、将来的に盤石な財政基盤の構築を図るための施策として、最重要課題として、定員未充足の学科を主に組織改編や定員の見直しを行うほか、新たな財源確保策の策定や資金運用管理の厳正な実施、事業計画に基づく資金的リソースとしての予算編成の確立、教職員の財務面の知識向上のための説明会などを実施することとしている。また、これらの経営情報については、学園のステークホルダーに対し各種媒体を通してわかりやすい情報公開に努めることとしている。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。

特になし。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

■ 基準Ⅳの自己点検・評価の概要

理事長は、建学の精神、教育目標等を十分理解し、中長期の経営計画を始め、単年度の経営方針や事業計画・事業報告等を年頭交流会や学園ホームページ、学園広報誌等の広報媒体を通して、教職員を含め学内外に広く表明しリーダーシップを発揮している。また、理事会等の学校法人の管理運営体制については、寄附行為及び関連規程に基づき理事等の選任、開催など法令・規程等に則って実施され、審議・諮問等についても適切に運営されている。更に、法人及び教学相互の業務の円滑化及び迅速化を図るため設置した常勤理事会が機動的に機能している。

学長については、尚綱大学・尚綱大学短期大学部学長選考規程に基づき推薦され、理事会での選考を経て理事長が任命している。学長は、大学評議会や主要な委員会の委員長を兼務するほか、教授会での審議及び学長の諮問への答申等を的確に吸い上げ、教学の最高責任者としてのリーダーシップを発揮している。なお、学長が大学学長、短期大学部学長、短期大学部部長を兼務していることから、平成 28(2016)年度には、短期大学部部長を学長以外から選任することを考えている。

監事については、金融機関の監査役経験者と弁護士の学外非常勤監事 2 名で構成され、財務・経理及び司法への見識が高く、加えて就任後の各種研修会への参加等により研鑽を深めている。また、監査法人の期中監査への立会のほか、理事会、評議員会へ出席し意見を述べるとともに、寄附行為に基づき適切な監査報告を実施している。なお、年間を通じ単独での監査業務も行っているが、非常勤ということもあり業務の限界が歪めないため、平成 28(2016)年度には、監事監査基準、マニュアル等のガイドライン、監査計画書の作成に着手するほか、内部統制強化及び監事監査補強のための、理事長直轄の内部監査室を設置し、三様監査体制によるガバナンスの強化を図ることとしている。

評議員会については、理事定数の 2 倍以上の評議員で構成されており、寄附行為に基づき開催及び運営は適切に行われている。また、理事会同様、評議員会に欠席する評議員については、平成 27(2015)年度から議決権行使書の様式に変更したこともあり、全員の意見が反映できる仕組みとなっている。

平成 25(2013)年にスタートした「尚綱学園長期ビジョン(将来像)と中長期行動計画」については、学園を取巻く環境変化や計画の進捗状況を勘案し、平成 27(2015)年度に第 1 回目の改定を行い公表している。これに伴う単年度事業計画への反映と合わせて、更に平成 28(2016)年度には、建学の精神を頂点とする全学グランドデザインの策定による全学的なガバナンスの強化を図ることとしている。また、予算編成や執行についても、法令及び関連規程等を遵守し、適宜適切に行っているほか、理事長への月次決算書の報告、理事会等への中間収支状況の報告、期末決算見通し等を報告し適正な業務執行を行っている。

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

■ 基準Ⅳ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

理事長は、建学の精神、教育目的等を十分理解して学園運営にあたっており、全教職員が参加する年頭交流会でその年の経営方針を明確に表明しているほか、中長期行動計画や年度毎の事業計画・事業報告を、学園ホームページや学園広報誌に掲載し周知を図るなど、全教職員が情報を共有し理解したうえでの確に行動できるよう適切にリーダーシップを発揮している。また、決算及び事業の実績（貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で評議員会へ報告、監査法人の監査を受けており、適法に行われている。

理事長は、学校法人の最高意思決定機関である理事会を寄附行為の規定に基づいて開催し、適切に運営している。理事会は、理事長が招集し、年 5 回の定例理事会のほか、必要に応じて臨時理事会を開催している。平成 27(2015)年度は、平成 27(2015)年 5 月 22 日、7 月 17 日、10 月 16 日、12 月 18 日、平成 28(2016)年 3 月 18 日に開催したが、これらは全て理事長が招集し議長を務めている。理事会は、健全に運営されることで第三者評価に対する役割を果たし責任を負うとともに、本学の発展のため、学内外の必要な情報を収集しており、本学の運営に関する法的な責任があることを認識している。また、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程が整備されている。

理事会を構成する理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有しており、私立学校法第 38 条（役員の選任）の規定に基づき適切に選任されている。また、学校教育法第 9 条に定める校長及び教員の欠格事由の規定は寄附行為第 10 条第 2 項第 3 号に準用されている。そのほか、本学では、学園の業務の円滑な運営を図るために業務に関する重要な事項について報告、協議するための機関として、理事長、常務理事、学長、中高校長、学園事務局長で構成される「常勤理事会」を平成 24(2012)年 10 月に設置し、原則隔週 1 回開催している。なお、平成 27(2015)年度は、大学・短大の事務部門への意思疎通の適確性・迅速性を考慮し、大学事務局長をメンバーに加えている。理事長は、常勤理事会の議長として常勤理事らの意見を聴取し、協議検討を経て学園の運営にあたっている。

(b) 課題

理事長は、建学の精神、教育目的等を十分理解して学園運営にあたっており、経営方針を明確に表明することで適切にリーダーシップを発揮している。法人及び大学の管理運営体制は適切であり特に問題はない。

■ テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの改善計画

理事長の適切なリーダーシップのもと、理事会についても適法かつ適正に運営されている。理事会に欠席する理事が提出する委任状も、平成 27(2015)年度に予め賛否を表明する「議決権行使書」の様式に変更したことで全員の意見が反映されることとなり改善

計画が達成されている。

＜提出資料・備付資料＞

提出資料	
寄附行為	28. 学校法人尚絅学園寄附行為
備付資料	
理事長の履歴書	36. 理事長履歴書
学校法人実態調査表（過去 3 年間）	37. 学校法人実態調査表（平成 25 年度～平成 27 年度）
理事会議事録（過去 3 年間）	38. 理事会議事録（平成 25 年度～平成 27 年度）
諸規程集	39. 学校法人尚絅学園規程集

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

■ 基準Ⅳ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

学長については、尚絅大学短期大学部学則（以下、「学則」という。）第 4 条及び第 58 条に次のように規定されている。

（学長権限）
第 4 条の 2 学長は、本学の校務全般について、最終的な決定権限を有する。
（学長、教授その他の職員）
第 58 条 本学に学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合は、准教授、助教又は助手を置かないことができる。
2 本学に、前項のほか、副学長、学長補佐、短期大学部部長、学科長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

また、尚絅大学短期大学部教授会規程に、学長及び教授会に関して次のように定められている。

（教授会の招集）
第 3 条 学長は、教授会を招集し議長の任にあたる。短期大学部部長は、原則として学長の任を代行する。ただし、短期大学部部長に支障があるときは、学長と協議の上指名した教授が

これを代行する。

2 教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(審議事項)

第4条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学則及び規程に関する事項
- (4) 教育課程及び授業に関する事項
- (5) 退学、転学、休学、復学及び除籍等に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) 人事に関する事項
- (8) 尚絅大学評議会から審議を附託された事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 試験及び資格取得に関する事項
- (2) 校務分掌に関する事項
- (3) 各種委員会設置に関する事項
- (4) 教育研究上必要と認める事項
- (5) その他本学教授会において必要と認める事項

なお、平成27(2015)年度は学長が短期大学部部長を兼務していたので、実質的に短期大学部教授会は学長のもとで運営されていた。また、学則第62条に、「尚絅大学学則第59条に基づき、評議会構成員として、短期大学部部長及び短期大学部の各学科長が参画する。」と定めてあり、尚絅大学学長と尚絅大学短期大学部学長とを兼任する学長が議長を務める大学評議会を通じて、学長は教授会に審議を附託し、教授会は意見を述べる体制が整備されている。さらに、尚絅学園及び尚絅大学、尚絅大学短期大学部には課題ごとに各種委員会及び部会を設置し、入試管理委員会、FD・評価委員会、大学企画委員会、等の主要な委員会については、学長が委員長を務め、教学の最高責任者として最終的な判断を行っている。

尚絅大学・尚絅大学短期大学部学長選考規程第5条に、学長の資格として、「学長は、人格が高潔で学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有する者とする。」と定められている。学長選考にあたっては、尚絅大学・尚絅大学短期大学部学長選考規程に基づき、学校法人尚絅学園理事会に設置される学長選考委員会が候補者を推薦し、理事会が選考し、理事長が任命することとなっており、現学長は、この規程に基づき、平成26(2014)年9月に尚絅学園理事会が選考し、平成27(2015)年4月1日に理事長が任命した。

学長は、大学評議会を運営し、尚絅大学・尚絅大学短期大学部全体を統括して運営に当たっている。短期大学部については、短期大学部部長を兼任し、短期大学部教授会をはじめ、全学の入試管理委員会、FD・評価委員会等の委員長、FD・評価委員会の下に置

かれている FD 推進部会の副部会長、短期大学部自己点検・評価実施部会副部会長等を務め、実務を分担するとともに、全体を統括し、その向上・充実に向けて努力している。

教授会については、学則第 61 条に基づき尚絅大学短期大学部教授会規程を制定し、教授会を設置している。教授会は各月に開催する定例教授会と、必要に応じて開催する臨時教授会とがあり、教育研究上諸事項に関して審議が行われている。学長はこのその審議を経て大学としての決定を行い、業務を執行している。

教授会が意見を述べる事項については、前掲の尚絅大学短期大学部教授会規程第 4 条に、教授会の審議事項についての定めがあり、これに従って審議が行われている。

尚絅大学短期大学部教授会規程第 3 条に、尚絅大学短期大学部学長は尚絅大学短期大学部部長に教授会の運営を委ねることができると定めてあり、これに基づいて教授会は運営されている。なお、平成 27(2015)年度は、学長が短期大学部部長を兼任していた。また、併設の尚絅大学に評議会が設置されており、学則第 62 条に、「尚絅大学学則第 59 条に基づき、評議会構成員として、短期大学部部長及び短期大学部の各学科長が参画する」と定めてあり、これに基づいて、尚絅大学及び尚絅大学短期大学部の双方に関わる事項に関しては、大学評議会で審議する。

教授会議事要録については、教授会が開催される都度作成され、必ず議事要録の確認を次回教授会で行っている。議事要録（案）は教務課で作成し、議事要録も教務課で管理している。

学習成果の計測・確認及び三つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）については、各学科、教授会に設置してある教務委員会、併設の尚絅大学を含み全学的に運営される教務連絡協議会で常時検討されている。教授会はこれらに対する認識を有している。

課題ごとに、諸規程に基づき、学校法人尚絅学園全体にわたる委員会、尚絅大学及び尚絅大学短期大学部合同の委員会、短期大学部単独の委員会、各学科の委員会に分けて設置し、適切に運営が成されている。

(b) 課題

平成 27(2015)年度は、学長が短期大学部部長を兼任していたため、業務が多端であった。短期大学部の運営体制を見直して、業務の効率化を図る必要がある。また、尚絅大学の学則に基づく大学評議会に短期大学部の各学科長が参画するしくみについて、双方の規定を照応させて、大学評議会の中における短期大学部の位置付けについて点検を行い、必要があれば学則と関連規定の見直しを行う。

■ テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの改善計画

平成 28(2016)年 4 月より短期大学部部長を短期大学部に所属する教授の中から選任し、学長の業務を軽減する。その場合、短期大学部部長との連絡を密にして、短期大学部の状況を的確に把握し、円滑な運営が可能となるような体制を平成 28(2016)年 5 月までには構築する。重要事案の事前・事後の報告が適切になされる仕組みが必要である。また、学長・学長補佐会議の編成と運営を整備し、短期大学部の各学科長を参加させることとしたい。

＜備付資料＞

B 学長のリーダーシップ	
学長の個人調書	40. 学長個人調書
教授会議事録（過去 3 年間）	41. 短期大学部教授会議事要録（平成 25 年度～平成 27 年度）
委員会等の議事録（過去 3 年間）	42. 各種委員会議事要録（平成 25 年度～平成 27 年度）

〔テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス〕

〔区分 基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。〕

■ 基準Ⅳ-C-1 の自己点検・評価

（a）現状

本学園の監事は、学外の非常勤監事 2 名で構成されており、それぞれ金融機関の監査役経験者と弁護士であることから財務・経理及び司法に見識が高く、就任後は文部科学省主催の研修会に参加するなど研鑽を積み、本学園の業務及び財産の状況について適宜監査を行っている。

財産の状況把握のため監査法人の期中監査の際には、ほぼ毎回立ち合い公認会計士との意見交換を行っているほか、理事会及び評議員会に出席し、予算・決算などの審議のほか、中長期行動計画に関する審議、事業計画及び事業報告による学校法人の経営や運営の状況、教育研究活動の計画と実績の審議等に関し意見を述べている。

寄附行為第 14 条第 3 項に、監事は当該会計年度終了後 2 カ月以内に監査報告書を提出することとなっていることから、5 月の定例理事会及び評議員会において監査報告を行ない、報告書を提出している。

（b）課題

2 人の監事は非常勤であり、監査法人の監査時に立ち合い意見交換をするほか、年間を通じて単独で監査業務を行っているが、細部にわたる監査には限界がある。また、監事監査に関する規程やマニュアル等のガイドライン、監査計画書等も未整備であり、早期の制定が必要であると認識している。

〔区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。〕

■ 基準Ⅳ-C-2 の自己点検・評価

（a）現状

本学園の寄附行為第 19 条第 2 項に、「評議員会は 18 人以上 21 人以内の評議員をもつ

て組織する。」と規定されており、理事の定数は「寄附行為」第5条により7人以上9人以内と規定されている。平成28(2016)年5月1日現在の評議員数は19人、理事は9人となっており、理事の2倍を超える数の評議員をもって組織している。

評議員の構成は、設置学校の学長・校長の職指定2名のほか、職員評議員4名、設置学校の同窓会からそれぞれ1名の計3名、設置学校の保護者からそれぞれ1名の計4名及び学識経験者6名となっている。評議員会は、寄附行為の規定に基づいて開催され、私立学校法第42条に掲げる予算や事業計画などについて予め意見を聞くことに加え、寄附行為第21条に定める事項に対して多面的な見地から意見を述べるなど、経営の透明性、健全性を高めるため適切に運営されている。平成27年度の評議員会の開催状況及び出席状況は【表4-1】のとおりである。なお、評議員会に欠席する評議員が提出する委任状については、平成27(2015)年度に予め賛否を表明する「議決権行使書」の様式に変更したことで全員の意見が反映されることとなった。

【表4-1】平成27年度評議員会開催状況及び出席状況

	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		出席者数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
評議員会	18～21 人	19人	平成27年5月22日	19人	100%	2人	2/2
	18～21 人	19人	平成27年10月16日	19人	100%	1人	1/2
	18～21 人	19人	平成27年12月18日	18人	94.7%	2人	1/2
	18～21 人	19人	平成28年3月18日	17人	89.4%	1人	2/2

(b) 課題

評議員会は、寄附行為に則り適切に運営され、理事長を含め役員の諮問機関としての役割を果たしており、特に問題はない。

[区分 基準Ⅳ-C-3 ガバナンスが適切に機能している。]

■ 基準Ⅳ-C-3 の自己点検・評価

(a) 現状

平成25(2013)年に「尚絅学園長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」を策定し計画遂行に取り組んでいる。中長期行動計画を基にして作成された単年度の「事業計画」は、各学校・部門で十分に審議した後、常勤理事会、評議員会、理事会の承認を得て実行に移されるとともに、同事業に係る予算についても各学校・部門からの予算要求を受けて学園事務局が個別にヒアリングを実施、学園全体の要求額を集約した後、常勤理事会、

評議員会、理事会の承認を得て予算として成立することとなる。

このようにして毎年、前年度の 3 月定例理事会で承認・議決された予算は、直ちに各学校・部門に示達され新年度を迎えると同時に執行可能となる。

予算の執行状況については、それぞれの予算要求部署において執行管理を行うほか、学園事務局において月次決算を行い、各学校単位及び学園全体の状況を明らかにした月次決算書を作成し、年度予算の適正な執行を行っている。

また、日常的な出納業務については、「尚絅学園経理規程」及び「尚絅学園決裁権限規程」の規定に従い円滑に実施されている。

日々の経理業務や月次決算においても、計算書類、財産目録等が適正に表示されているかを検証しているほか、年間を通じて、監事及び監査法人の監査が適宜行われている。これまでの監査においては、監事及び監査法人から全て適正との評価を受けている。

監査法人による監査として、平成 27(2015)年度は、年間延べ 40 人の公認会計士が年間を通して、往査計画に基づき監査を行っている。毎年度の予算書及び決算報告書についても、監査法人の意見を聞き、法に従って適正に作成しており、公認会計士の監査意見への対応は適切に行われている。

資産の管理については、「学校法人尚絅学園固定資産及び物品管理規程」に基づき、適正に行われており、資金の管理・運用については、「学校法人尚絅学園経理規程」及び「学校法人尚絅学園資金運用管理規程」を遵守するとともに、次年度の資金運用方針を 3 月の理事会・評議員会において審議するなど、ハイリスクな運用とならないようにしている。

平成 25(2013)年に創立 125 周年を記念して育英奨学寄附金の募集を開始したが、適正に募集しており、寄附金に係る税の控除については、募集当初から特定公益増進法人として所得控除の対象となっているほか、平成 27(2015)年 1 月以降の寄附金からは税額控除の対象となったことにより寄附者の負担軽減に寄与している。なお、学校債は発行していない。

月次決算については、学園事務局経理課が各学校単位及び学園全体の状況を明らかにした月次決算書を作成し、学園事務局長、常務理事を経て理事長に報告している。

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年文部科学省令第 15 条）による教育研究活動等の状況についての情報公開は大学ホームページのトップページに「情報公表」のバナーを設置し、「教育研究活動等の状況についての情報公表（短大）」のリンクを設定し情報を提供している。更に、財務情報等については、平成 22(2010)年度から学園ホームページに掲載するほか、平成 25(2013)年度からは学園広報誌「礎（いしずえ）」にも決算の概要や「尚絅学園長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」の概要を掲載している。財務情報については、「財務情報を全般的に説明する資料」「各科目の平易な説明資料」「経年推移の状況がわかる資料」「財務比率等を活用して財務分析をしている資料」「グラフや図表を活用した資料」「学校法人会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料」など、閲覧者の理解とニーズに応える平易で解りやすい情報提供を心掛けている。また、大学ポर्टレートにおいても教育情報を公表し、広く周知を図っている。

(b) 課題

「尚絅学園長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」がスタートから3年を経過し、学園を取り巻く環境や文教行政の変化が急速に進む中、平成26(2014)年度に計画の進捗状況を考慮した見直しを行い、平成27(2015)年4月に第1回改定版として公表しているが、今後も継続して見直しを行っていく。また、中期財務計画に関しても、平成28(2016)年3月18日開催の理事会、評議員会において平成28(2016)年度予算の審議時に進捗状況を報告し、予算との関連を明らかにしている。

■ テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの改善計画

平成28(2016)年度からは、内部統制強化及び監事監査補強のため、理事長直轄の「内部監査室」を設置することとしており、内部監査室、公認会計士（監査法人）及び監事の連携による三様監査体制を構築することとしている。さらに、監事監査基準、マニュアル等を整備することとしている。

評議員会については、在校生卒業に伴う保護者評議員の欠席に対する改善方策を検討する。

「尚絅学園長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」を基にした単年度事業計画の策定と、計画達成のために必要な予算の概算要求を並行して進めることができる体制を整えていく。また、平成28(2016)年度には、建学の精神を頂点とする全学グランドデザインを策定することにより全学的なガバナンスの強化を図ることとしている。

<備付資料>

備付資料	
監事の監査状況（過去3年間）	43. 監事の監査状況（平成25年度～平成27年度）
評議員会議事録（過去3年間）	44. 評議員会議事録（平成25年度～平成27年度）

■ 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画

理事会等の学校法人の管理運営体制については、学外の要職にある理事の理事会出席率の向上策を検討する。

学長のリーダーシップについては、現在、学長が短期大学部学長、短期大学部部長を兼務していることから見直しを図るとともに、学長・学長補佐会議の編成と運営を改めて見直すこととしている。

ガバナンスについては、内部統制強化及び監事監査補強のため、平成28(2016)年度に理事長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室・監査法人・監事による三様監査体制を構築するとともに、監事及び内部監査室の基準やマニュアル等を整備する。また、評議員会については保護者評議員の空席に対する改善を図る。さらに、平成28(2016)年度には、建学の精神を頂点とする全学グランドデザインを策定し、全学的なガバナンス強化を図ることとしている。

◇ 基準Ⅳについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

理事長が、その年の経営方針を表明する全教職員参加の年頭交流会の出席状況が年度ごとに増減し、経営方針の周知徹底の希薄化が懸念されるため、年頭交流会の実施方法について工夫を行う。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし。

【選択的評価基準】

地域貢献の取り組みについて

基準(1) 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

(a) 現状

＜尚絅公開講座＞

尚絅公開講座は、平成 2(1990)年から開講され、平成 27(2015)年度で 26 回目を迎える。平成 27(2015)年度尚絅公開講座は、「人間探究―地域コミュニティと暮らし―」をテーマに、平成 27(2015)年 8 月 31 日（月）から 9 月 4 日（金）の 5 日間、講義時間は 9 時 30 分から 12 時 40 分、九品寺キャンパスにて開講された。講師は 10 人で、その内訳は尚絅大学 4 人、尚絅大学短期大学部 4 人、尚絅大学名誉教授 1 人、尚絅大学客員教授 1 人である。また、受講者数は 71 人で、5 日間の延べ受講者数は 548 人であった。受講者の年代は 10 代から 80 代までと幅広いが、60 代から 70 代が全体の 66%を占める。直近 3 年の延べ受講者数は横ばい状態であるが、申込者数は年々増加し、平成 22(2010)年度の 47 人に対し、平成 27(2015)年度は 83 人であった。また全講座受講者が増加傾向にあり、平成 27(2015)年度は受講者 71 人のうち 31 人が全講座を受講した。

＜リカレント教育＞

総合生活学科では、リカレント教育への取り組みの一環として、福祉現場に勤務している本学科の卒業生を対象とした「介護福祉士受験対策講座」を、平成 28(2016)年 3 月 12 日に実施した。講師は本学科所属の川崎孝明准教授が務め、受講者数は 5 人であった。また、熊本市生涯学習「ふれあい出前講座」のボランティア講師として、本学科の中嶋弘二教授及び川崎孝明准教授の 2 人が登録し、熊本市ならびに市民の要請を受け、市民を対象とした講義を行った。平成 27(2015)年度の同講座における本学科教員の講義回数は、中嶋弘二教授が 5 回、川崎孝明准教授が 6 回であった。

食物栄養学科では、栄養士として勤務する卒業生の職場での業務におけるスキルアップと管理栄養士国家試験を目指す卒業生の受験勉強支援のために、毎年卒後研修会を開催している。研修会は例年 9 月下旬に開催され、本学科教員が専門分野に関して午前 2 コマ、午後 2 コマの講義を行っている。専門分野における新しい知識や情報、国家試験の傾向や変更点などについて詳細な説明を行い、多くの受講者から受験勉強へのモチベーションが高まったという声が寄せられている。昼食時には卒業生と本学科教員との交流の場を設け、就職先の業務内容、職場環境や在学生の状況など、情報交換を行い、それらの情報を在学生の学修指導や就職指導に役立てている。卒後研修会は昭和 63(1988)年に始めた取り組みであり、時の流れとともにその形態を変えながら、平成 27(2015)年に 28 回を数えた。また、管理栄養士国家試験模擬試験も年 2 回実施し、受験者の便宜を図っている。卒後研修会および模擬試験については、卒業生以外の希望者にも門戸を開いている。

幼児教育学科では、卒業生の卒後研修会及び地域における保育関係者対象の「サマーセミナー」を毎年開催している。平成 27(2015)年度で 30 回目を迎えるサマーセミナーは 8 月 2 日（日）に、尚絅子育て研究センターの恒例行事「公開シンポジウム」との同

日開催として開かれ、300 人を超える参加者を得ている。午前のプログラムでは、「子どもの育ちの根底にある大切なものって？～脳科学から見た子育て～」(基調講演)、「弧育てから共育て、そして共育ちへ～おとなとこどもが育ち合う保育～」(シンポジウム)が行われ、午後のプログラムでは、5 つの講座と 6 つのワークショップに分かれてそれぞれのテーマについて研修が行われた。また、閉講式後は専任教員のオフィスアワーが開かれ、卒業生との親睦会が個々の研究室で行われた。

(b) 課題

＜尚絅公開講座＞

受講者アンケートでは、満足度が高く、全講座受講者も増加しているが、公開講座開催の認知度が低いこと、集客のための工夫が不足していることが課題である。公開講座委員会において、テーマの設定、認知方法などについて協議していく。

＜リカレント教育＞

食物栄養学科が卒後研修会終了時に実施するアンケート調査の集計結果によれば、研修会に対する受講者の評価は高いが、近年は受講者数が低迷している。勤務先の多忙な日常業務により、国家試験のための勉強時間の確保が困難な状況にあること、学力不足を感じている卒業生が増えつつあることなどが原因と考えられる。卒業時に卒後研修会について説明し、国家試験受験をサポートしていることを周知しているが、更なる周知の徹底が必要である。卒業生への研修会案内状の送付、電話での勧誘など、従来から行っている取り組みを強化することも必要である。

幼児教育学科では、サマーセミナーと公開シンポジウムの同時開催を始めて 3 年が経過したが、毎回 300 人を超える参加者がある。主な参加者は、在学生、卒業生、保育者、保育行政関係者である。サマーセミナーについては、これまでいずれも幼児教育学科の単独事業としての感が強かったが、多くの参加者、これから求められる新たなテーマ(現時点では附属こども園の発足に伴う「子育て支援」を考慮している)、そして地域連携に向けた本学の新たな事業展開等々の観点から、尚絅大学短期大学部の正規な事業として地域に開かれた公開講座にすることが課題となる。

(c) 改善計画

＜尚絅公開講座＞

公開講座委員会において、時代の変化を反映した新たな共通テーマについて、4 月から 6 月にかけて検討する。また、アンケートの要望事項である交通アクセスの表示については、チラシ等に掲載するなど、参加しやすい工夫を行うとともに、マスメディア、在校生や同窓会を通じて広く告知し、申込者数、受講者数、延べ受講者数の増加を目指す。

＜リカレント教育＞

幼児教育学科におけるサマーセミナー及び公開シンポジウムを、幼児教育学科単独の事業ではなく、尚絅大学短期大学部の正規事業と位置付けることは、これまでの企画・運営にかかわる事項を短期大学部で共有するとともに、年間を通してどのような手順で実施するかを短期大学部全体で検証する仕組みを作る。

基準（2） 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

（a）現状

＜尚綱地域連携推進センター＞

尚綱地域連携推進センターは、本学の有する知的資源を社会へ還元するため、自治体等と包括協定を締結し、連携推進のための会議を切り口に、研究活動による成果を社会へ還元する活動に取り組んでいる。平成 27(2015)年度は初年度であったため、まず自治体と包括協定を結び、大学の有する知的資源を社会に還元する基盤整備を中心に行うため、尚綱地域連携推進センター運営委員会を 10 回開催し、菊陽町、合志市及び大津町町議会の 3 つの自治体・町議会と包括連携協定を締結した。

＜尚綱食育研究センター＞

尚綱食育研究センターでは、連携協定を締結した菊陽町の呼びかけに応じ、「食育・健康」に係る事業に参画している。平成 27(2015)年度は連携協定締結初年度ということで、「健康フェア」における講演会への「講師派遣」および同会場における「健康づくり教材展示」等を行った。熊本市との連携では「田崎市場体験」「食と健康フェア」等に参加協力している。詳細については平成 27 年度尚綱食育研究センター事業報告書に記載している。

＜尚綱子育て研究センター＞

熊本の子育て環境の改善にむけて、保育・教育機関（10 施設）に対し、尚綱子育てセンターの研究員が訪問し、インタビュー調査及び意見交流を行った。そこでは、保育の質に関わる職員集団力量、新卒保育者の育成について多数の意見を聴取することができた。

また、尚綱地域連携推進センターと合同で包括協定を締結した市町村との連携会議に出席し、自治体の子育て支援の現状や課題、尚綱子育て研究センターで行っている研究・研修活動について意見交換を行い、今後、地域住民及び専門職への地域貢献の可能性を探ることができた。

さらに、子ども・子育て支援制度下で設立された家庭的保育事業、小規模保育事業者の連絡組織である「地域型保育事業連絡協議会」の定例会議における意見交換、現任者研修における開催企画、協力・連携を行うとともに、新制度下で、認定こども園や地域型保育事業が次々と増設される中で、0～2 歳児までの保育・子育て支援の質を維持・発展させていくために、保育・教育機関の現場実践者と共同で「乳児保育研究会」を設立し、毎月定例で実践研究の交流を行った。毎年開催している公開シンポジウムでは、自治体、保育・教育関係等から多数の参加があり、子育て・子育て支援に関する取り組みや意見交流を行った。

＜大学コンソーシアム熊本＞

本学は、熊本県内の大学・高等専門学校などの高等教育機関 14 校と行政（熊本県・熊本市）から構成される大学コンソーシアム熊本の正会員として各部会及び委員会の構成員として参画している。部会の一つである地域創造部会においては、熊本県生涯学習推進センターが主催する「平成 27 年度くまもと県民カレッジリレー講座『キャンパスパレア』」に本学（大学）の教員が講師として参加した。

また、同じく部会の一つである学生教育部会においては、熊本県内の大学による合同オープンキャンパス「進学ガイダンスセミナー」を企画実施しており、平成 27(2015)年度は、7 月 5 日（日）に開催され、模擬授業 32 講座（うち実習体験 4 講座）を開講し、そのうち本学（大学・短期大学部）の教員も講師として、2 講座を担当した。なお、今年度の「進学ガイダンスセミナー」の参加者数は、高校生延べ 1,984 名であった。

(b) 課題

＜尚絅地域連携推進センター＞

尚絅地域連携推進センター運営委員会の開催によってもたらされた成果・結果から、大学の有する知識資源を社会に還元する基盤整備活動が組織的継続的に行われたと評価する。また、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」（以下、「COC+」という。）参加校にエントリーし、熊本 8 高等教育機関の一つとして活動を開始し、本学単独ではできない知的資源の社会還元について、他教育機関と協働して進める活動も行った。

今後の課題として、基盤整備活動の比重を減らし、各自治体との連携を深め、研究教育の成果を上げていくための活動の比重を増やす、本格的活動が開始される COC+に向け、より多くの教員の力を集め、幅広い対応を展開することがあげられる。各自治体との研究教育活動、COC+活動のいずれも、尚絅地域連携推進センター運営委員だけでなく、各学科の教員、両キャンパスの職員の意識、参加度を高め、巻き込んでいく点に留意した活動を実践する。

＜尚絅食育研究センター＞

平成 27(2015)年度は地域との交流活動を組織的に開始した最初の年であった。学部学科においては以前から個別的な交流・貢献は数多く見られたが、大学全体の取り組みとして俎上に乗っていなかった。尚絅食育研究センターにおいても、連携関係の情報を集約し、運営委員会において計画的に取り組む体制づくりを行っていくことが必要と考えられる。

＜尚絅子育て研究センター＞

保育・教育機関との意見交流から得た課題を分析し、幼児教育学科と連携しながら、卒後の現任者の研修・教育の課題を明らかにし、実践的に保育・教育機関と連携を図っていく。また、平成 27(2015)年度は、自治体との連携の可能性をさぐる協議にとどまっていたが、今後は尚絅子育て研究センターで蓄積している研究成果を活用して専門知識の提供を行えるように取り組んでいく。平成 28(2016)年度も引き続き、家庭的保育事業連絡協議会と連携し、現任者研修の企画・立案を行っていくが、その際、「乳児保育研究会」での共同研究の成果を反映させられるような研修内容の吟味を行っていく。なお、「乳児保育研究会」では、子どもの情緒面・身体面の発達理解と保育者の関わりについての共同研究の取り組みについて、毎月、大学ホームページにて報告し、次年度発行『児やらい』にも掲載するなど、県内の保育・教育機関及び子育て支援関係者に広めていく。

＜大学コンソーシアム熊本＞

本学の時間割編成上の理由により、外部講座を担当できる教員が限られているため、講師派遣の際は講義内容が偏らないように推薦していく必要がある。

(c) 改善計画

＜尚絅地域連携推進センター＞

COC+参加校として、研究（産学連携）部会、雇用推進部会における活動状況等を、尚絅地域連携推進センター運営委員会で情報共有し、さらに大学 2 学科、短期大学部 3 学科が複合的に協力し合うことで、本学の強みをいかした大学の有する知的資源を社会へ還元していく。そのため、平成 28(2016)年度も月 1 回程度、年 10 回の委員会開催を通じ、研究部会では食育、子育ての部門での研究成果を社会へ還元、雇用推進部会では地元就職の魅力を学生に訴求する場を提供し、地方創生に資する活動として社会に還元していく。

＜尚絅食育研究センター＞

尚絅食育研究センターでは、「地域との連携」を深めるために、運営委員会において、年間行事計画および綿密な行動計画を作成し連携強化を図っていく。

＜尚絅子育て研究センター＞

尚絅子育て研究センター研究員で構成される「子育て環境の改善にむけた新卒保育者の早期離職予防研究」チームで、課題分析と保育・教育機関との連携会議の設定を行っていく（4 月～12 月）。

また、自治体との連携においては、尚絅地域連携推進センターと尚絅子育て研究センターが共同で会議を開催し、研究成果の活用、研修等の強力・連携について具体的に話し合いを進めていく。

「地域型保育事業連絡協議会」の会議は、尚絅子育て研究センターが協力し、毎月本学で定例開催することとし、平成 28(2016)年度の現任者研修等についての企画・運営について連携をとって取り組んでいく。さらに「乳児保育研究会」は、平成 28(2016)年 4 月にセンター研究員と保育・教育機関の実践者が集まり、1 年間の研究目的・課題と計画を明確化し、毎月定例で実施する。

平成 28(2016)年度公開シンポジウムの開催については、尚絅子育て研究センターに所属する研究員のチームで検討し、子どもの育ちに必要な遊びテーマにしながら、現場実践者や子育てに関心のある市民に向けて、知的資源を活用した貢献ができるよう企画・開催する（4 月～8 月）。

＜大学コンソーシアム熊本＞

次年度の講師派遣の際には、前年度の講義内容等も十分に配慮の上、選考を行なう。

基準（3） 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

(a) 現状

尚絅ボランティア支援センターは、平成 26(2014)年 7 月に開設されて以来、次のよう

な活動を行ってきた。第 1 に、熊本市主催の熊本城マラソンへのボランティア参加である。平成 28(2016)年 2 月に行われた第 6 回大会には、教職員・学生を含め、総勢 108 人がボランティアとして参加し、県内大学では最多のボランティア参加者数を達成した。第 2 に、熊本市が主催する「火の国まつり」が終了した後の清掃活動への団体参加である。教職員・学生を含め、10 人で「火の国まつり」終了後の翌朝に会場周辺の清掃作業を行った。この清掃活動には 20 を超える県内の企業・団体が参加するなかで、唯一の大学からの参加であった。

上記以外にも、定期的な学外からのボランティア依頼（社会福祉施設からのイベントボランティア依頼、企業・団体からのボランティア依頼）に対して、学生を中心に派遣を行った。

(b) 課題

尚綱ボランティア支援センターの課題は以下の 2 点である。1 点目は、九品寺キャンパスと武蔵ヶ丘キャンパス間の活動状況の格差である。つまり、尚綱ボランティア支援センターの事務局が九品寺キャンパスにあるため、必然的に九品寺キャンパスの方が活動的になる傾向があった。学生へのボランティア情報は両キャンパスに同じ内容が周知されているが、九品寺キャンパスでは参加者数が多く、武蔵ヶ丘キャンパスの参加者数が少ない。この点については、武蔵ヶ丘キャンパスにおいてボランティア募集活動の強化を図るため、ボランティア掲示板の工夫や教員主導による積極的な声かけ等を行っていききたい。

2 点目は、学生主導によるボランティア活動の推進である。現在は主に尚綱ボランティア支援センター運営委員会を中心に学生へのボランティア啓発を行っているが、ボランティア学生の人材養成の観点から、ボランティア学生の登録制度を導入し、登録した学生には随時ボランティア情報の連絡が届く仕組みを構築していきたいと考えている。

(c) 改善計画

尚綱ボランティア支援センターでは、前述の課題を解決するために、以下の改善計画を予定している。

第 1 に両キャンパスでの活動状況の格差を可能な限り解消することである。そのために、武蔵ヶ丘キャンパスではボランティア掲示板の場所を工夫し、教員による積極的な働きかけを行っていく。

第 2 に、学生主体のセンターにすることである。尚綱ボランティア支援センターの場所を積極的に学生に開放し、学生同士のネットワーク構築を図るとともに、学生自らが尚綱ボランティア支援センターの自主企画などを練る仕組み作りを図っていききたい。

<備付資料>

備付資料	
地域貢献の取り組みについて	45. 平成 27 年度尚絅地域連携推進センター活動報告書 46. 平成 27 年度尚絅食育研究センター活動報告書 47. 平成 27 年度尚絅ボランティア支援センター報告書 48. 「児やらい」(第 13 巻) 49. 平成 27 年度尚絅公開講座講義録